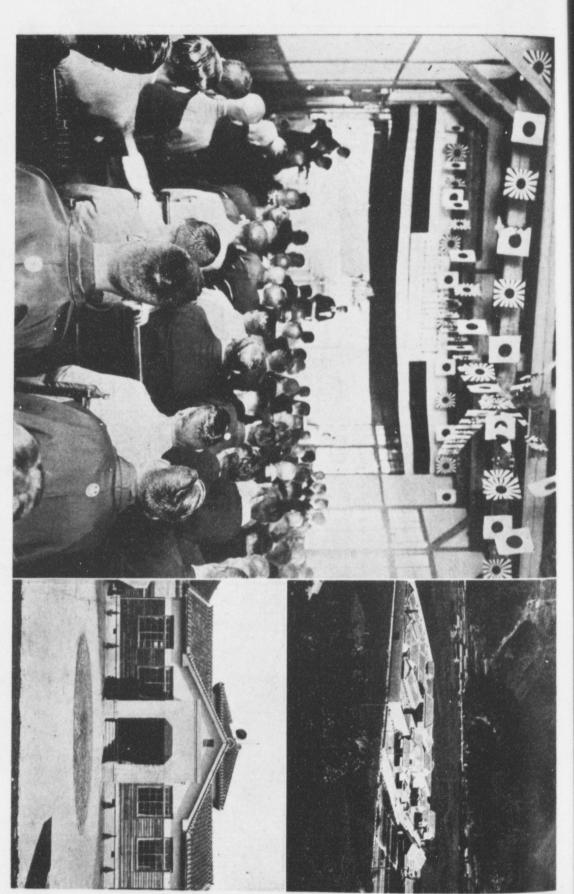
顶

HI

號一一	十第	號月-	-+	卷八十四第			
雜	フランスに於ける刑法改正	就て (二・完) 就正 (二・完)	地位(下)地位(下)	刑罰理論と世界觀	觀察(卷頭言) 対する諸		
		猪	中	木	Œ		
		俣	尾	村	木		
		幸	文	10			
		-	策	=	亮		
52	43	31	18	5	2		
	行剪	金 會 協	務刑	法 財人 團			

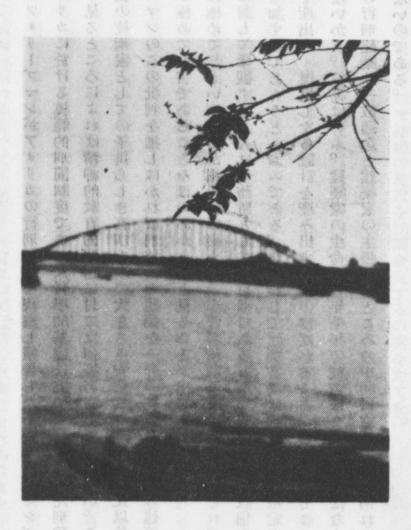
刑政第48巻第11号

矯正図書館

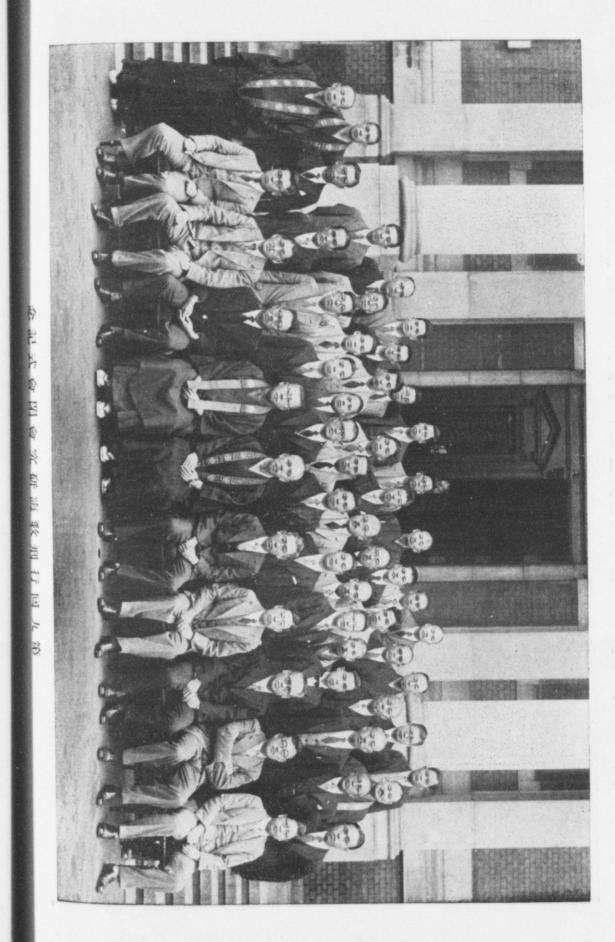


るけ於に場式成落と(下右)關玄同(上右)圖賦鳥所支務刑島和字るたけ擧を式成落日三十月十 (左) 讀削辩説の長局刑行松岩

政刑



卷入十四第



行刑建築に對する諸觀察

爲した。リープマンのこの批判を推しはかれば刑務所の建築を一介の技術家に、その建築技術のみに立脚 に當つた人は彼の技 せしめることが極めて有害であることをほのめかしたと見ることが出來るのである。 ン刑務所はアメリカに於ける模範的刑罰制度であり叉科學的基礎に立つて建てられた刑務所であると誇 て居るが自分の見るところによれば 有名な モリツツ・リープマンがアメリカの行刑 術家としての子供らしき喜びを以て大きさと安全さを誇り求めた以外に 精神的教育的問題に付ては何等考慮して居らない。この刑務所の建設 を視察し報告したその一節にミシ ガン州 何物もないと 0) ヤ 2

務所志 よりよき結果を産出 此等の刑務所に對して參觀する人人は刑務所としては贅澤であるとか、或はかかる設備を爲すに於ては刑 踏せざるを得ない があるのではないかと。彼等はいふ。 最近我が國に極めて新しい刑 て今日の行刑建築は一般通念と建築家の主張するところの中間に立つてその何れに從ふべきかに躊 願者が増加するであらうといふのである。之に對して建築當局は常にいふ。一 のである。 し、傑出したる設計を産み出 務所が相次いで出來た。小菅刑務所及府中刑務所がそれである。 建築家の生命は百年千年の彼方にまで續かねばならぬのであると。 すに何のはばかることがあらう。そとに建築藝術の使命 定の豫算の下に於て 而して

本年八月五日シカゴ市に於てイリ Prison Building Conference が開かれた。 ンリ この會議に召請を受けた者はイリノイ州に於ける各 1 . オー ナ 1 の要求によって州東員と素人との監獄

を組織的に援助 刑務所長、 スザ 7 刑事政策家、建築技師、 ンド教授もこの會議に参加されたのである。 する目的を以て諸種の施設を訪問研究するの案をたてた。 判事、 社會事業家及大學教授であった。 この會議に於ては先づ刑務所建築のプロ かの有名なエ ドウ · グラ I " 4

ようといふ目的ではない。否、 の上に立脚せしめようとしたところにその大きな價値を見出し得るのではなからう ところにその目的があるのではあるが、しかし、少くとも行刑建築を一介の技術家に委ねることなく衆知 もちろん、 イリノイ州のこの會議はわたくしが前述したるが如き刑務所建築に對する世 むしろ行刑の内容に觸れてそれと施設とを合理的に調和せしめようとい 0) 反感を統禦し å

れな非 かやうな世人の心理狀態に付てわれわれは決して看却し能はぬものを見出するのである。 人道的であると攻撃する。新しければ、新しきを以て社會一般より進み過ぎるとの酷評を受ける。 行刑建築に對してのみ何故に世人はしかく關心を持つのであらうか。古ければ、 古 5 で世人はそ

之を如何ともすることが出來ないのである。國家の刑罰に對するこの各人の感情を學者はいはゆる社會感 文化の力ではあつたが、しかし、刑罰権そのものは國家が取り上げ得でも刑罰の基本を爲す各人の感情は 刑罰は之を歴史的に觀察すれば各人の手にあったのである。その各人の手より國家に收め得たのは實に づけ或は世界観なぞといって居るのである。 刑務所建築に關して刑務所

うろうろうろうろうろうろう

爲す刑務所建築が世人の批判の爼上にのぼされ易くなるのである。 となるものはこの社會感情である。之に挑戦すれば反つて行刑の社會性を失ふことを如何とも爲し難い。 殊に行刑を進化に導きわれわれの理想とする教化を徹底せしめようとする場合常に超え得ざる保壘 會感情は刑罰執行の具體化されるものに對して向けられる。さればこそ自由刑執行の形姿を かなし。 を以て

だと考へる。この二つの考へ方に衝突を來すとき行刑の目的は竟に水泡に歸するのである。故に、行刑の 於て前述の建築會議は極めて有意義なものであると思ふ。 的を貫徹せしめんが爲めに行刑人と世人との調和機關を必要とするは自然の歸趨であつて、その意味に れわれ行刑人は刑務所を以て行刑人の獨占舞臺だと考へる。しかし、世人は刑務所を以て世人のもの

具體化されんことを一層要望して止まないのである。 案と同趣旨のイリノイ刑務所建築會議の設置せられたといふ記事を讀んで、わ を以て刑務所建築委員會を設立せらるるの必要あることを提案したことがあつたが、今このわたくしの提 わたくしは嘗てわたくし一個の所見として我國の刑務所建築に闘して刑務所長や建築技師や司法關係者 たくしの所信が一日も早く

正木

- 4 --

あれわれは決して若知

昭和十年十月二十七日夜

誤字訂正 前號第一五頁ブロックの賑生は誕生の誤り

目的があるのだはあるがいしかしい的ではない。答けたしろ行刑の内容

刑罰理論と世界觀

木村龜

設は即相法定主義系具自

二啓蒙的世界觀の刑罰理論

三教育刑論の世界觀的基

T T 的 2 は 6 3 能 な 質 5 0 0) で あ で る。 な 3 は 2 5 2 な かに \$ 自 或 カン 6 0) 3 3 ば で 程 を 法 度 3 る 0 な 容 的 在 T 30 が は 6 觀 方 ば、そ 何 自 的 考 然 が T 2 1= 法 は 3 的 2 意 か n 腿 0 1= 0 5 間 す かい 6 2 と、そこ H E かい れ 2 3 3 本 に 0 1= 如 た 至 見 2 は 主 主 原 性 存 せ 因 的 的 T は 置 要 素 カン 3 5 3 T つて H 3 T 6 依 が用 的決れつ 自

拉

8

他の動

沒 執

行は

帝 の

望 極

के कि

道 5

7) 2

書 る

せ、大

U ta

3 付

興コ

果態

3 17

力。 刑

右 於

4 0

る一岐

那一言

第一報

力 的

の組

基制

砂が

101

15

3

Ca

8

1º

N

to

てか等ば居 あ る居 30 個 3 る世 詫 人 0 3 故の界 種 でにれ 1= は 觀 の義 あ 根そ 的價 3 3 本の範 値 海 が 的 的 基疇 觀 内 體 に一礎が的主容 思 か はと法定義的 の惟 をこな 型 威 な 律 工 決のの的 3 が家は礎 世 て思結主常 と薩 居惟合 義工 な 觀 30 しと時のは 的 2 基 て國代で 範 て様 一際的居 to 疇 ろに 定 主場 る 0 0 のの横 の義 所 5 な批世は時合的 5 い判界的代 理 汇 4 0 を觀 ての生規 0 で待的居世 L 義 定 4 つ範る界 七世 あ 般 こりの観 3 非治 的 會 とのそ的合れ質 な對れ範 理個 植 力 く立で疇生水觀 n しに法を義のな 般 T てそ律形等定形 な はの趣造が型 比 3 B そを削 法根肚的 0 律據のての形に T 學を學居定成は C あ あ に特敵る型儿普 30 3 於つがのでて調 カン けない路であ居性 3 5 3 3 あ る居種 在 0 諸るについて T. あ 種の分てこ例の 3 のでれかれへて

學 學問 說 說 題 例 き 保 に ~ 0 は 護 2 れ推 っぱ間 す 0) い刑 を類 3 肯解で法 價 te 爲 to め以定釋見に 值 すたる 於 は 0 3 2 T 5 存 T のす 三刀 n 犯說 類 在 でる 罪はっしれとの 推 す 罪世で懸し世解 3 人 の刑器のよれ釋定 6 1 法題る所う題を す 界 在の 7 "相的" 题" 3 C n 定 主類聖一基する あ ナ 2 推薦の蓋べ コリナ 3 . き 2 そ 解 53 カ か 得 釋 說 のの理 ル 否 で解 B to は 自 體 否 類 カン で 人あ 2 定 推 7 あ te す 解 3 否 S 的こ 2 る 釋 3. 說 を最 思 0 す は許近 換 ~ る 罪 想 言刑 す特 刑べに 外はず法然 な結れは 3 法か重 ら局ば個 1= 定 ら要 刑人罪 7 視 な個 主 い人法を刑 義 3 世 6 0) 0) 或 法 龙 6 こ價任 家 定 2 のれ れ値移の主の な て にをは擅義主 b 居 反 國 2 國 斷 te. 張 る し家家的 肯の爲 2 て及に行 定 根 L 2 罪び對為 す 3 據 他 刑社しかる 1= 0 0

T あ 樣 的 歸の乃びての 法 0 E 居 0 根 刑着問至 社 そ 7 定 は 4 7 3 分 據 罰し題 團 會の n ナ 老 to 觀 以 8 2 れ量 理るは體 任 的 F H 2 0 -0 定 論の窮 主 . か E n 3 居 等の雨極 義 V 7 力 否 ば 礎 於 づ 3 爲 0 を範世に 」では 1 定 0 决 世 te 標園界於 す A T あ 3 す 定 てる to 然 準 內 觀 2 To 3 察 七 世 觀 以 3 とにの個 3 0) 8 思 6 3 目 的 12 L し於價人かに 在 3 想 T 2 的 te T T 值 主 範 2 く在 b 8 見 3 刑 麏 和 從 3 安 もが義 L b 刑 3 論 5 當 2 te 等 來同批的 ار 老 ~ 法 O. K. 0) 3 明 2 のか様判世類 1 世 刑 to 子の種 か 中 3 6 學 す らの世界推 6 法 以 の目を E 不 カン 3 說 應問ら觀解 n 香 は 2 科 的 子 發 可 E か は報題れを釋 3 朗 國 T 典を多る 能 2 展 L は 刑がな探を 3 家 0 犯 2 L な 老 結 n 論存いる刑 6 及 せ吸道 T h 0 20 目在限べ法 8 局 The K あ 行 3 しりきにる TE 世 世 れ的 社 0) It 10 界 謂 界 固刑で何か於 は 7 7 to 有 論居等國 7 は 觀 觀 を T 3 ナ 犯 3 るの家拒の 12 的 的 0) -法 世 般 2 方 問主否 罪 ば 範 思 . 0 法 界 3 疇 豫即題義す 力 な 想 人 任 觀 0) 16 0 6 相 13 防 ちの的べは 務 使 說刑解世き 依 的 教 82 五 個 は 育 0 江 0 基 特 罰決界か X 害 で 個 6 0 T 礎 別理は親又 #: 加 あ 人 5 3 0) あ W 2 0) 豫 論與をは 義 犯 3 理 T L 防にへ採え 3 保 8 0) 7 護爲 0 學 E 説闘らるれは にす 1 to 批 說 立 等 す しれべを反 中 判の つ學でなき是對 對 2 3 的基 T 説はいか認 E 心 0 12 3 考 居 礎 が刑ののす 國 I 8 8 3 甚罰で問べ家 國 L 察 7 te 主家以國 T J 70 な のだのあ題 き 及つ家 多目るにか義 爲 2 TA

7 ---

__ 6 __

な n 3 3 7 0 5 は は 3 希 0) 望 見 世 1= 5 な n 3 T to 般 5 5 適 化 3 當 0) C 0) あ 目 0) 育 的 る 及 te T カン 5 改 世 成 6 世 大 n L な 目 T 3 3 居 付 to 1 2 累 0 す 進 T 行 適 用 か刑 1= 世 6 右 於 のけ れ 如る 3 き刑 5 努罰 2 力的 3 の强 0) 基制 諸 礎 の種 と重の

3 人 5 育 5 道 刑 2 化 問 0) かい L 題 理 受 論 た は 刑 h 2 者 受 簡 0 0 刑 0) t 教 者 意 0) 育 12 義 かい 及 對 適 25 to 當 改 L 6 T 0 T あ E 度 居 3 對 3 0 カン L 2 T 典 即 有 S 5 te 3 效 7 與 5 6 0) 2 ~ た 前 かい 3 問 か h に は が 又 於 問 は n 自 T T は 由 居 n 教 る 0) T 育 0) 居 剝 6 3 奪 刑 1 あ 0) te 極 3 7 於 端 あ -1= 刑 b 稀 後 0) 华 薄 1 な 行 於 6 to L T 極 は 80

T 决 げ 極 カン 3 0 7 5 端 は 5 犯 V 同 L な 未 實 T -T 九 0) かい 3 だ 以 0) 會 1 得 三 ぜ 三 道 5 議 加 ナレ 6 T 12 年 to n 11 n E -罪 1= 來 JL ね 8 to 於 端 至 年. ば 過 カン T な 小 な 度 te 2 3 to 力: 0) 知 0) 間 2 5 6 中 特 3 問 10 爲 82 育 0) ---機 題 2 典 ル 刑 前 全 Ξ 0) 7 付 會 有 T 與 te 討 罪 居 は 者 適 P 持 議 者 謂 用 0) 3 ま 自 た 1= 率 中 2 な 際 ま 由 かい 0 例 T 剝 果 -前 ~ 0 T V L -で ば P. 奪 0) 如 科 8 者 1 な 0) To 何 . 1 重 あ な 0 サ " -W ブ カン 數 0) To 要 3 3 % な が材 は 行 あ カン 3 問 料 6 フ 刑 6 題 5 弛 かい -1-# 緩 0) 提 於 Ξ . -1 供 前 . TL ゲ T かい 爲 华 世 % 現 3 ル は 實 にさに 6 カン 10 6 1º 1= 0 ナれ n 3 增 存 チ 且 四 1 to V T 加 Ξ " 在 ス 3 2 Vo L . 12 0 は 如 L V 七 於 た た 刑 30 教 何 % T 2 法 現 育 な 2 2 爲 學 實 刑 3 のに 九 L 者 な = 依 論 2 2 は 事 か實つが Fi. 0)

意と T 3 育 to あ 5 或 2 味 6 2 以 3 0 な 3 2 2 5 0 5 1 質原 は n 3 T 2 竹 問 理 0) 善 或 最 0 ブ 3 はな 無 to 6 證 1 程 あ 爲 b 制 安 明 7 度 り理 限 す to 得 論 な 1= ま な 1 6 な な 3 3 制 步 ~ v b 濫 限 常 原 6 ル 2 0 識 用 は 理 n 謂主 的 かい な な T 依 1= は張 警 h 5 は 2 理 ねに 筈 2 戒 居 T 解 ば對 す 世 C な 彼 な L L 6 3 あ が V T 得 者 5 • る 3 揭 そ 3 82 3 ~ 1 然 げ 2 C 主 n き 在 L た あ te 5 張 2 5 7 0 6 濫 2 世 3 T 0) 5 5 6 用 を 5 6 點 3 L あ 示 れ 2 0) 0) T 3 唆 te 0) 證數 8 0) 極 明字 我 效 to 1= 端 がが 果 かい 2 對 教 な 無 7 國 が L 3 育 V あ かい 12 私 濫 1= 刑 於 3 あ は 用 L 0) 3 T カン 如 が T 極 * 2 何 6 良 端 6 甞 質 1= Vo な 我 T 成 問 善 2 3 或 す 冷 績 0) 濫 5 3 3 靜 原 を 如 用 學 2 12 理 舉 1 0) 者 7 考 教 結 C H かっ 程 あ 得 育果 1 3 教 0 3 刑で

S Haupt . tvorel, Welche Zielricht kiin tigen Strafve ollzi 200 setz en?, Deutsches Strafrecht, io 19

拙 著 刑 事 政 策 0 諸 問 題 _ 四 五 頁 参 照。

0 3 T n がか 2 あ 1= 實 3 S 世 施 2 3. 對 L 界 以 問 期 後 題 T 觀 國 的 2 は 問 以 原 際 T 題 前 居 理 刑 To 2 法 3 的 あ 並 0) な る 成 勿 問 に 績 題 刑 0 で 務 2 L 比 0 あ 會 T 較 問 3 戒 又 的 題 1= 考 に私 於 カン 察 對は け カン る が L 2 3 問 0 第 豫 T 題 期 + 點 2 教 1= 部 世 6 育 對 第 T 3 行 す -2 ~ 刑 3 問 き te 諸 後 フ 現 C 國 4 ス K あ 0) 0) B 3 實 解 教 1 施 答 育 2 L は 刑 は L T 特 的 2 な 居 1= 見 n かい 3 注 に 5 國 目 は 0 同 家 す 安 時 E S ~ T 1= 於 き 6 5 T ŧ あ

Schaffstein, Die Bedeutung 100 55 on. 197

義て政至 的っ行験 的居策 る刑でを 思る 的 間 罰 單專時 * 7 想 に観練 6 * ナ 主でに又のス 1 Schaffstein, it id. 張 あ目 は + 世 る的主物 EL ス 6 的 7 TO 2 れき見し 然 4 あに 解するものと為し得る 然りとするとシャフス たと地て る依 とか教 3 又と こ 更ら育 ろに組 及 教 行 の又織 U 育 刑 教シせ改 E 刑 育ちら善 於 8 刑フるの H へ Anarchismus) スタインは教 思スベ 見 3 想夕 き 地 T A 特 イ犯 0 道 \$ にンジ F 3 2 は豫 U. 2 的 0 k. 防途 傾 育に特ィ手行ふ ま 別ツ段すの特 論 で豫になべでに to 至防於りしあ 以らのてととる つし 思一見爲 制 てめ 想力るす目は 啓ら は一ととべ 法 段 蒙れ 所ってるが 律 蒙 的た 年ろろ罰 史 合も 的かののの 的 6 合 0) 個 主 種 起 主で 人一理張類 原 あ 九主は量 力 義 主 的る 義 三義刑 6 定 かい 二的 及 個 2 罰 W N 刑 人為 年 啓 te C 3 主し 事 に蒙以執 2

Y

5

JK

198

部

1

2

d

8

3

400

3

質

間

古

題

1 \$ Schaffst 個 X tein, 主 Jiber. 釜 7 S 12 278 但 1 3 居 3 る 7 (ibid. 7 玄 S × 287) 0 場 厮 1 41 於 2 二は 数 10 育 題 思 里 想 7 8

1 が 育 那 道 献 言 かい ie. E 倾 X 道 向 對 用 化 2 TL 啓 的 1 侵 蒙 倾 3 害 向 時 代 to 20 2 加 0) 代 0 1 太 表 啓 3 道 す 蒙 5 主 3 と的 義 4 を刑 0 2 法 阻 は To 0) 決 あ 16 基 L 3 6 礎 8 且 T つを 同 F 與 犯 は -2 ~ 罪 T to X は 机 7 0) な te 3 同 い否 3 胞 0 定 0 が I T 同人 あ 得 様は 3 な の刑 b 划 犯 罰 NE -罪 例 0 を目 2 L 寫的 L 2 すは T 0 N'

ぬ 道 人多 7 主 0 L あ 代義 T 0 此 5 表 は ナ 發 5 單 者 3 左 た 左 1 5 3 3 3 罪 力 3 L 15 1 刑 て 在 均 3 1 かい 最 上と爲 果 衡 0) 如 6 0 专 有 應 \$1 罰 6 效 故 思 報 I 0 主 想 如 U 13 可刑罰 義 5 が 使 t X 應 で 用 且 報 あ * 世 0 3 L 的 永 ね 害 拉 T ば 悪 過 な 的 は 古 鏣 6 刑 な A 主 な か 1 印 k こと為 2 義 V 象 13 H To te 犯 2 L 與 罪 あ 0) 0 T 1 13 45 點 3 對 te 居 L 2 E 魯 7 3 2 (*) T 2 同 自 を 5 時 均 衡 特 I E 世 J は 即 最 展 U 0 譲 揭 我 为 5 6 4 × 0 犯 れ 3 \$ 3 は _4 T 異 更 必 カ X 居 E 要 5 ŋ 0) 3 啓 が te T 身 0 體 故 持 蒙 麹 2

Par * Y l'a Be Can Traité 8 de 0 d élit å 早 des 譯犯 peines, 罪 traduction と刑 罰 d'après 第 le tro siè n:e édit 杂 angi mentée

間的利缺合ろ主 己 人盆陷理 の義义 のに間をを的理の教 利對を自るに性止育 害す基 己心自的に刑 の得已人立思wteur る礎 7 行をもが 1506, Ta L め彼 てにに爲基の合 E なフ取對を礎 と理っ * 得し法と為主 打 罰 イすて規 di 義 とエる與にたて的 ルてへ從もと思風 とらつのは想 る てが 應っをれてで誤で 人 ハ目た決あつあ 不間 報 E 的と定る 0 てる 心とてす。居て 對 論 Ł が理しろる 即る 2 T 的てのもち 構 \$ de 異努個の啓元 犯 成 否 制力人で豪來 世 定 から説 LA す的あ的 啓 れはる活り人家得の 6 立之動又間 た 的な頁 上 0 てて領 規 7 合い以 で 3 で らる域定は 平下 理 2 れのなの あ 主然 義し、照 て人能總朝 3 居間ふてには教 るで限のし軽育 换 0 言 あり可て 蒙 刑 る擴能利 的 思 す あ 充性已人想 n す ば こしを的間が合 T 0 か且從で 型格 報 かかつつあた蒙 かる総 T る的 果刑 b 3 且比 論 理 T & 合。 的 人性のの 5 C 理る

理主義の結論である。

Henkel, Strafrichter und Gesetz im neuen Staat, 1935, S 4. Radbruch, Der Mensch im Recht,

5 80 人つ犯は 於あ 考 さ 卽 70 罪 別 T 3 カン 5 K ~ 3 A 個 かい 1 6 8 が犯 2 0) 0 故 罪 拘 n 同 全 的 L 如 3 人 6 樣 7 C -1 カン は 1 す 1= 啓 6 な 於 個 個 2 效 T 1 T A 人 L 果 思 あ 國 刑 主 6 T は は想 家 3 罰 義 あ 理 -犯 1= 乃 0 12 0 般 於 至 效 終 T 豫 A す T 團 果 始 3 防 C は 的 體 がし 體 2 は 刑 期 to 78 7: 5 で な罰 防 待 2 くは 3 あ は 衞 せ 2 な 0 0) L 合 た。 す 5 團 te T 5 理 體 る れ物 第 的 12 る語 然 2 主 三な L は 0 0) 義 者 A 特 然 T 點 なに To 間 L 居 别 12 は がっに 豫 2 3 於 な らい對 T 防 n 0 カン T L 2 E は T 啓 期 2 T 0 重 單 あ 蒙 た -待 1= 3 思 般 點 世 17 個 想 童 犯 豫 6 6 人 罪 置 然 は 防 nn 1 0 3 2 A は to 3 4 1= 5 れ以社 0 6 が 2 te 教 外 6 會 0) が 認 育 ---1= te あ 5 合 8 刑 般 存 以 3 爲 理 T 1= 豫 在 0 3 的 社 於防 す T 2 n で 曾 T 的 3 3 個 0) あ te は で 0) 人 點 0) 認 個 あ は 3 2 1=

主 機 T 教 從 0 T to 刑 主を 理 目 敎 は 義 性 育 人 的 2 道 刑 8 視 な す 主 論 3 す 人 3 0 間 2 世 で 型 2 力 あ 界 カン を 3 觀 3 基 3 0 は 重 4 礎 人 然 シ 要 れ 5 道 L な L 主 ~ は フ 3 --た 義 0) ス 世 般 5 6 人 B 界 豫 5 道 は 1 觀 防 3 な 主 2 的 0) te si 5 義が 差 重 合 は 述 異 要 理 叉 單 ~ を 視 1 主 教 T 無 す 義 育 刑 居 視 3 で 刑 罰 3 L 5 は は を 如 T 2 な 合 犯 き 教 3 罪 S 理 啓 育の 主 13 刑略 そ 義 相 的 論 蒙 L To 應 世 老 的 T あ 世 界 以 最 個 30 L 觀 2 人 後 8 7 主に T 然 3 は 單 義 教 L 5 異 13 5 叉 育 W 3 啓は 刑 2 3 蒙な 論 0) 應 成 的く 合 は 報 3

2 合 謂 理 主 3 ~ 義 专 To C あ あ b 6 個 5 人 主 然 義 6 To ば 8 教 3 育 7 刑 爲 論 す は 2 如 2 何 は な 教 3 育 世 刑 界 觀 1 0) 2 1: 专 E 何 立 等 2 0) 本 T 居 質 3 的 0) 理 で 解 あ を 持 3 力 to 82 0

=

般 3 3 豫 5 敎 防 成 育 n 3 的 3 作 程 5 0 用 教 2 理 育 to 6 刑 决 あ E 論 3 L 對 T は す 刑 然 3 視 副 L 叉 すの 6 2 る特 重 专别 n 要 豫 0 程 な 教 3 は的 育非 左 價 刑 い値 論 は をに 2 重 對 n 要 す かい 視 3 刑 す 大 罰 る な 0 6 3 -0) 課 般 6 解 豫 8 は 防 3 無 的 效 S 然 2 果 を L S な 2 無 かい 2 視 6 5 又 7 * は n 慥 輕 は で 視 す あ

6 如 5 特 的 力 3 1 す 0 别 教 人 詳 3 豫 育 3 迫 き 防 刑 は 犯 0 To L 對 6 to 0) 時 は L T あ 意 最 代 的 な T 居 3 味 6 T 世 1 5 敎 3 0 す 埶 單 界 於 育 T 3 心 E E T 若 C 日 あ * な 陷 は L あ 3 0 3 别 30 > 6 多 8 刑 で 主 * な 1 刑 罰 は 張 5 0 罰 5 な は 者 2 : 0 爲 X 法 又 くで L は 規 L A カン 刑 2 あ T 5 罰 T は < れつで防 罰 居 0) 犯 刑 0 E は to 4 1 罪 3 常 事 因 如 5 理 對 的 司 き 0 E 2 す 世 法 意 7 T 叉 3 せ 3 L 5 味 犯 社 0 6 恐 E が で 罪 T 會 IJ 3 怖 逃 同 な 0) to -1 ~ 1= 避 力 -爲 樣 般 ブ き 因 す 般 2 す 0 E 7 で 2 3 た 社 2 思 對 2 は T E な 會 2 想 L 5 な BH 到 6 1= to to T 雖 對 Jt: n 3 ば 阻 彼 -6 世 す で 4 止 は 0 刑 6 あ H る 世 他 教 育 罰 n 6 0 5 0) 敎 育 刑 は T 5 如 育 れ 5 的 は 犯 居 き 0 T 2 影 决 罪 3 居 唯 經 业 3 響 3 人 カン だ 齊 要 E を T かい 6 彼 的 は 2 於 及 純 で 等 並 否 2 T ぼ 粹 6 ある。 かい 1= 定 3 次 3 な 今 世 0 0 h 3

自では見合した 一世色るさ為れか 動 あ か 理 て 意 方教 なら 者 に る めるる なりでかま國味に育るれたると聞いまめべ 多义はる義家し於刑業で對於 一卷 市 そ な 教 で 及 他 て 論 居 し 意 こ 人で北 民のいうあが方が牧るて味とは と 外 時 る 社 に く 開刑 野 の は 計 液 3 h し間を論を會於する間で執る意味不 ては と 即 銅を ているかのは土面 行多 機能 考格に合時犯はこと個刑る動機しをせ ○豪は理化罪刑」と思別が法門 豫電力が意 步建 る的『強團《制力》化人改善報はするか、株名も 隔輪っ 藤體 初の 犯的の間正の 出れるすの 重 之神》是主 侵任罪原意 新北州 位 为 のの人園義等務に悪理等教罰に 七多 はべ さ息型主ある犯する依問が適別個 まで・刑 れもが義る防罪るかりの題 用の別 ま調に な吸現との衛人國人特第 世 基 化 なり重 かあははで対を家別一切な本元人 特き とたれるある國及像二十れ思於し別に で た は る に 家 び 防 頂 犯 想 て 犯 豫 お るとは 中国在及社会以 罪は同難勝め ののそ啓 る社會一下一性刑時人と大 人なれ蒙して會を散しるの間にのかは 間かは的間とに防漁車の特格 型も啓な曲を對高防力を問制の 2 2 での蒙理 意しする 者別豫個 子作 あで時性買味てるのの対象に化防性が一 りあ代的 に冒效 す防 育 對けではに單般 學名下人 3 つい果る 衞 开 しあ 一對 命は制因勝な命 す きったっ おっていり一般 儿も防 そ 即 見 型 〇 卽 3 合實 ははして T 刑作 れるらをコ ちに 目。現 罰 用 不で防安 はそれ基数在的せ 定かと 當 をが 育る 的ん 期 個圓 らがな はかと 刑 のできと利 刑刑 犯全る N 人滑 孤的儿 ので あす A が罪うる 0 1 立元元 ては理 3 30 利發 は 必性せの 論 な 要のらと 益揮 16 居 5% 250 型 ta なのる 1 とうはい と輕れ為 のき

う會てた乱子劉し韓る政 とかて人姓そか 慮法 3 33 が律 甘當地ではれる で でをあらはの原金 15 TC T は忠般 を威あ得られて如き Liepmann, 管をるでれ得の人 Liepmann, Liepmann, しる牧も般育別 れ質を るな特 か利 × 3 慮 1 3 0 ann, Reform des Strafvellzus ann, Reform des Strafvellzus かし、それは事質に対して、単純にものならば、古のいははならいである。しからば、古のいははいいました。 者 古 Te 力 曹 あ市ば 3 To 在 足 13 3 33 あ 7 6 き 3 * * 對ぬ據 者 多 (2 T 支压 1 1 害 あ對 しおは述はた防房で て動 > 6 0) L ていかべた刑の事事の後犯 t 0 0) 0) で は實 Von の裏警居の的 营 がに存歴 あ 重 質 質切察らこ内の 質ら國れの容外 Ere れ時る 點をに Fre るかが實切察らこ内の 傾 在力 篮 规 罰 のに 3 5 工 理 おて代明に苦一時 * (0) 主 れき 3 がて がで で 机后 3 同は そ 政 の が 悪 的 1927 の が 峻 國 た を 7 6 を 6 寬 時 如 0 な t 尊 to 3 形は嚴の合計がかる でが のま な 2 人 放 教儿 分 。 上 草 方 考 は酸 3 7 たそと育物に 育 在口 和刑意 1= での味因まのと刑る認 0 P t い 彼 りい目が論にめる場かう 8 あ 輕 0) よな的治のとなりを要 15 ば 刑更 3 峻を國主に居然 1 罰に よ) な 3 0) 達の張依る 5 否重 は教 そ嚴 刑べ で のなれ道者から大る宝 7 がき あ る得とので然ののすく にす 6

あ えて 具 3 3 6 的 0 理 L 10 人 性 產 間 0) 啓 的 世 蒙 To 命 6 A あ す 的 n 10 3 3 X 型 n 호 間 1-2 4 カン ま 6 外 ブ 力 0 は p な 0) 3 行 な 1 6 X 新 1 動 1 82 間 L to L 0 C 爲 T E で 5 3 X L 寧 依 あ 間 得 3 2 理 型 す T 脏 性 ~ 1 to 發 會 見 5 基 te 缺 0 礎 的 世 環 7 如 6 L 境 L n T 2 to to 遺 2 教 7 育 傳 2 5 刑 的 3 3 素 0) 否 0) = 理 質 理 人 論 5 性 間 は 1= te 型 因 持 で 言 成 0 2 あ T 世 T 2 6 决 居 6 T S 定 n 3 2 à T 世 n 6 2 居 合 は 3 れ E 理 0) た 在 性 で 7 2 te

* Eberhard Schmidt, Strafrechtsreform und ulturk rise, 1931, is

1 をし對單 な 2 教 刑 5 る の育 3 T かい 團 理 結 刑 T 0 體 智 論 中 如 論 は 生 的 2 き E 心 謂 能 活 L 教 T 受 的 育 は 刑 目 力 te T ば 的 的 を 訓 で 力 付 7 練 は 力 非 0) な 教 L L 何 3 理 改 世 職 等 人 性 T 育 ん 業 0) 間 的 E 刑 1= 1 效 型 な 2 を 論 對 2 果 運 授 2 0) 0 命 to H te L T で 立 T はあ目 持 て 的 勞 0 そる 働 な 的 5 0) T 犯 人 2 te 能 方 n 罪 間 爲 3 15 2 す は す な 人型 3 0) to 適 0 w E 0) 2 te 現 7 5 對 そ 31 な 80 7 世 L 0 る あ to 代化 1 3 教 6 T 基 のせ 處 心 應 礎 n 產 ~ 2 13 る。 再 報 業 學即 5 を 的ちび を L 組 す 爲 受 現 加 って 3 教 代 育 ~ 置 0 刑 普 3 社 通 者 刑 W で 會 は 5 7 to カン あ 人 的 2 居 6 1 再 0) 5 3 1= は 3 生 人 0) 對 缺 U 無 產 社 K 新 0) L で T 2 意 6 3 伍 味 0 は V n 累 者 L 人 でる す 社 T 間 あ 進 3 0 生 2 會 制 2 型 又一 的 活 1=

3

2

者 論存衷のろ主生 5 社 5 0 在 的 2 刑 の義物 代 0) 世 L 理 7 法 個 的學 6 界 T 論 理人合的 あ 育 觀 あ かい 般 る。 居 論 主 理に b 的的 3 存 70 かい 義 主決 現 內 そ 傾 在今 的 義 定 L が代 容 向 L 然 日合 的 반 to L -C 現 は 及 T 存 理 世ら 居 社 3 代 75 我 今 在 主 界れ 3 會 要 理 す 文 次 H 義 觀 し、文、と 化 的 求 性 かい 我 る的 でに 應 1= 人 E 的 が 5 世 あ國 間 5 最 は 人 報 國 界 る家 間 6 型 安 1= 0) 刑 3 觀 0 安 型 0) 當 論 於 兩 ののこ後 當 時 6 者 L te T 唯 上 れ助 な 能 そ 代 採 特 に に 12 te 6 6 3 は 0) 1= 對 0 立對必 あ 重 0) ぬ 個 2 す 6 て す要 7 る。 5 3 人 2 要 0 6 3 15 考 主 考 な な 6 T れも す 義 そ < 3 ~ 0) は たのる 得る 3 2 5 6 数 意 7 な はと E 2 義 L 力 育 て啓こ S 基 カン 6 0) 刑 te T ろ蒙ろ 礎 應 カン で 論 持 ナ この的の かい 3 報 あ te チ 0 0 應 理 新 あ 3 採 的 T ス 兩 報 性種 る L 合 6 居 的 者 刑 的の 2 5 現 理 ね る な 論 0 人人 ば 私 人 代 主 0) 全 間 で 間間 は間 體 は 義 な は 1 あ 型 型 學 團 主 應 6 6 3 をを 6 體 今 基 ~ * 如 報 義 色 基 T te 主 日 5 刑 的 礎礎 女 勿 居基 義 0) す 論 刑 0 論 2 5 3 合 文 法 礎 る 2 程 L 2 理 化 教 to to 5 0) 理 度 0 L 主 及 育 論 = 團 は 0) 2 た 25 前 筒て體 義 刑 折 6

頁 IE. 以 70 木 學 士 E E 13 木 於 學 け # は 人 教 間 育 壆 刑 と人 0 間 人 間 審 學 査 的 方 基 法 礎 0 を 統 明 確 刑 1 指 第 摘 pt せ -6 5 れ 7 五. 居 號

113

交

大

姐姐

-- 16 ---

(下)

行裁 0 の行 就 7 0 最 近 0 傾

1 政法 的

論

結我諸行口 國國刑 にの陽 於立與策 け法の 實 特 圍 施にと イ方 女 り」以 刑號

務

法

對

25X

方 法

四

3 びリラ スン以 7 L 0 取 IJ 0) 消 + -TL き 收 第 三要 刑 年 裁 所 刑 對 の判 法 L 草て 所 の案各 定 を判第國 爲事六の す。に十雪 1 行 191 .尚 刑 條は 1 如 水 t m かな 權 to 假 3 は 認 釋 從 8 放 刑 0) % 獨 期 の 可 る 拘 計 the 算 to to の執 司次 合 行法に 法 の権機 性 の難 to 手 監 假 12 0 收与 督 釋 す放め 3 0) to 一等的特色即用为

ば がの 保 决 ス 安 定 L to 1 T 委 分 2 1 L 附 此 叉 た 刑 艺 八 者 食 は 飲 革 T 酒 命 法 T 常 政 K 委 癖 1 合 者 0) n 0) 爲 ば 員 1 は 員 1 冒 此 釋 會 5 0) 放 3 gemischte は 裁 他 止 T n 裁 世 to 判 1= 判 6 る n 此 行 場 事 Strafvollzugsbehörde 0) た 處 合 2 1 が 判 其 刑 特 决 -0) 九 色 1 特 所 1 三 かい 長 殊 morale 0 三 あ 2 3 年 T 務 で かい 之 0) 所 あ to 保 to る ~ 0) 釋 假 すへ處 行 效 移 龙 4分 0) 刑 送 效 叉 許 監 法 0 督 草 は 可 確 案 査 定 T te 判 K 行 釋 すへ所 よ 321 效 九 止

才 ラ 2 对 單 E 收 容 刑 務 所 0) 指 定 を 爲 L 得 3 0 みへ官 05

3 0) F 5 判 1 事 17 即 5 叉 專 釋 は 執 放 6 刑 行 執 0) 部 揮 वा. 0) te 裁 權 之 判 1 to 始 所 延 充 有 Vollstreckungsgericht 期 す T 3 7 點 居 It: 12 等 3 於 E T 積 す L 其 極 3 性 事 が 0) かい 項權 設 あ E 腿 置 る、就は 世 き 飽 6 獨 1 n 立迄 7 0) 執 判 行 h 斷 0) H 指 重 以 揮 T 6 執 あ 行 方 2 機 T 關 裁 を 判 所 拘 で 控 東

T prison 釋 " spéciaux す to 7 307 許 ス 可 かい ヴ 徽 設 置 年 5 n -九 越 三 名 3 六 to 年 3 以 T 組 12 織 草 案 す H 3 3 1 が 受 并 n 刑 ば 0) 長 各 12 0 刑 務 反 は 則 裁 所 门行 判 每 爲 官 1= te かい 任 判 命 所 裁 世 不 6 判 定 所 n 期期 3 tribunaux 27 刑 0 2 終

其 0 刑 草 刑 W. 1= 處 分 1= 於 け 3 假 放 te 所 to T 許 可 世

8

1 1 1 × ガ ル 務審 所 以始 前終 の少 いって年 10 5 刑 13 就 2 te は 判 決す 裁 3 判 所 をを し負 てひ 種且 なつ な假 3 監 放 督 を許 爲可 さす L 3,9 8

部

北脈

3

越

蕸

感

1

Tu

35

か 收 容 1= T 指 to 染 じへめ 11 t

3

ギ ŋ 1 ウ 1 同

は請 1 ブイ 1 7 b 30 假 ルス 放 行 0 刑 許 は 可 原 在 則 判 2 决 L 1 T 1 判 0 决 T 裁 决 す 5 官 3 1 依 3 、若 2 12 L T 其 0) 督 21 判 世 决 6 12 n 不 設 服 置 あ 世 3 6 場 n 合 to 1= 刑 は務 受 委 刑 員 者 會 若 0) 4 申

行 7 政 × 官 1) 力 廳 1 盛 b E J. 不 級 定 裁 期 判 居刑 所 313を 實 上 施 訴 す T 居 3 け 30 れ 得 共 裁 官 は 判 决 後 は 手 を 控 2 0 パ ル ボ

3

C

F. かい 假 釋 放 を 决 定 T

ル 30 יי ク 社 會 衞 法 1 依 b 裁 判 官 は 左 0 如 き 廣 圍 限 有 3

かた 年 3 上 刑 於保 安 3 T 自處 分 1 發 送 15 的 附 致 E す 叉 世 6 可 き れ た 1 力 自 3 或 精 は 發 假 的 神 又 異 常 放 は 檢 者 mettre 事 anormaux 利 害 en 關 liberté 係 1 對範 0 L l'essai 申 ての 出 は権 C _ 定を 又に は I 0) 2 期す 定 T 間 的 其 五 釋 0) 年 放 狀 + 態 to 年 爲 te 叉 す 可 査 + 台 L 五

E かす 1 T は 多 Ξ 止 叉 は E 變 自 更 發 す 的 3 1 必 叉 要隨 時 あ b 1 自 中 否 發 中 的 又 te 判 は 定 檢 す事 3 13 年 父 母 後 見 保 護 0 由

關 = す 3 -犯 定 0) 及 制 25 限 後 13 犯 於 T 1 判 L 决 T 1 依 0) b 其 0) 終 收 容 處 31 分 續 2 き b 保 冤 安 除 處 世 分 5 10 處 3 世 2 to 5 得 n た 3 3 者 E は 期 間

然 L 以 之 E は 0) 保 安 處 曹 分 は で 裁 あ 判 年つ 0 T 形 式 粹 te な 取 行 b 刑 受 に 刑 は 者 手 は to 辯 染 護 8 A T te 居 立 T な 檢 5 事 5 對 立 L T П 頭 辯 論 す

U た 1 6 B 1] 0) To + あ 3 -カン 九 5 三 以 F 以 15 1 實 之 施 to 世 3 沭 行 す 3 6 あ 6 判 官 5 は 以 L 0) 學 說 to 最 6 組 織 的 に 實 行 13 移

1= 法 あ 7 第 3 --與 先 人四 ~ づ 0 條 又 刑 行 假 以 法 刑 F 釋 第 1 監 放 百 督其 四 = 付 + 判 細 + H. 官 III 意 條 見 to かい は 任規 7 自 述 定 命 曲 ブ 中 刑 可 6 1 1 n 2 執 2 廣 T 行 汎 L 居 1 な 3 T 裁 3 原 判 行 各 则 官 刑 裁 to = 监 判 示 3 督 所 L IJ 權 又 更 テ to は 1 監 與 特 刑 督 へに 事 七 司 訴 3 ラ 法 訟 ル 其 法 大 0 臣 第 裁 かい 五 判 限 指 百 官 定 は 八 1 左 L + 外 0) to Ti. 如 3 條 1 1 土 刑 許 地 To 務 可

L 0 監 1 指 令 To 簡 發 月 L 每 其 に 0 擔 度 刑 之 務 to 所 司 to 巡 法 大 巴 L 臣 1= T 報 刑 告 務 す 所 る 長 0 處 置 13 違 法 不 0 點 8 P 否 p 18

punizione 欠 格 者 ~ 不 0) 刑 適 務 送 當 務 致 者 所 ~ 及 1 ~ T 0 對 0 7 送 す 移 2 送 3 力 處 6 130 遇 特 理 通 定 的 常 保 0 刑 安 場 務 亂 處 合 所 者 分 1 to 1 於 1= 0 3 附 T 送 建 + あ 還 叉 八 3 歲 は 受 嚴 以 之 刑 格 .L te 者 刑 0) 中 0 務 受 II: 病 所 す 刑 院 者 casa 3 送 2 te 致 di کی 特 别 rigore 品 懲 外 罰 ~ 作 生 收 刑 業 理 務 容 0 的 所 す 許 又 ca 3 Sa は 可 5 及 心 di 5

決び 3

イ評 马 1) 十 0 は 3 界 1= 同 の評 にか をに 見 4 其 な す 0) W 3 迄 成 續 13 0) 獨 如 自 何 の所 to 處 觀 女 空 地 中 te 開 6 あ い赦 3 tc.0 も意 の見 でを あ出 るす 爲

各 又故のる に合 に絶 行 國 6 月 到 0) 對 刑 は 底 2 2 13 1= 大 安 で n U L かい 全 あ 對 2 巴 0 5 な る 1 す 位 可 能 3 驚 3 5 な 0) ~ 斯 異 To を 2 3 ば 分 裁 說 1 0 回 0 あ は 眼 3 き 前 0) 判 加 者 官 以 カン 其 述 如 to かい てっ te 0) 吉 4 付 か た 刑 疑 1 T は T 起 涉 は 世 かい 5 2 b 6 ず 6 T ア で 必 長 完 法 n あ 要 0) 全 は チ 3 律 3 以 な 意 0) か 4 1: 志 3 6 は 要 1= 12 求 認 想 n 0 1 反 煩 識 な B す IJ 雜 6 to V 世 1 3 T 6 ヤ 6 かい 0) 受 あ 如 5 To 3 0) b 刑 き 得 當 3 あ か 局 者 82 3 5 2 重 あ 者 を 然 2 共 要 b 6 無 は 13 な H き П 裁 行 常 も一居 3 te を 判 事 刑 受 辯 極 官 務 0) 刑 0) ず め 門 者 制 E te す 3 て 對 の刑 3 理 漢 接 L to 6 務 殆 决 L E 定 得 3 す あ 所 3 る長 to 裁 3 3 1 危 2 1170 6 判 下 2 あ 官 私一行 te を L が無は た 6 政 强 多 5 く何権ひ 分

1 其 牙 1) 3 かい な 3 成 績 敗 を 示 0 見 7 あ 九 b T 居 P る は 5 未 言 だ 3 實 5 證 2 的 6 報 あるあ 告 303 to 手 1-L 得 な Va 爲

tr.

る

0 裁 官 は T 目 達 かい 甚 だ 困 難 で

= 决 6 定 あ 行 Ti. 次 を 3,21 0 0 E L 0 H 裁 7 故 カン 人 居 1 以 6 官 3 右 J. 0) 0) 0) 41年 態 監 如 督 C き 督 事 あ to 年 知 務 2 -0 -X 7 2 負 時 裁 月 0) 判 手 = か 2 + to 官 以 獨 0) -だ 自 不 H T 0) 足 重 行 活 カン 0) Co 6 す あ 篮 7 ग 3 言 約 き は 義 \$. 務 6 1 0) 務 Ŧi. 34 ば は 0 所 課 ナ 長 頗 世 术 3 0) 0) 6 IJ 助 事 稀 n 0 -監 な 力 件 to 督 6 to 九 處 E 0) 裁 理 7 T -判。 其 成 L 年 官 0) 0 to 七 は 2 月 T 几 居 見 言 一刑 日 3 通 2 務 2 本 b 所 5 法 約

决 規 動 te 教 す 0) 考 育 定 然 3 如 L ~ を to to 何 な 右 1: H 得 L 制 0) な 係 欠 度 te T 5 其 3 ば 2 な 6 は 單 0) 言 6 L 得 2 な E 2 7 V 3 T 5 れ 3 とに 丈 な 觀 1 欠 け 的 ヴ 成 陷 意 0) かい 見 3 6 1) te が は 0) あ 行 根 な 3 表 明 本 6 か 刑 L 6 改 問 ば T 裁 革 題 裁 判 居 判 0) は 官 3 よ 官 陇 0) け功 0) b 教 數 基 n す 223 to 養 とか 思 私しと 的 は 否 な U 活 切 2 深 動 b は 刻 政 とか 權 な 增 -に 所 加 E L 言 對 此 1 义 3 す 0) 伏 裁 事 3 题 在 過 柄 督 判 L 大 官 I 裁 2 依 1 の判判 居 行 1112 于黑官 3 さて 沙のこ刑 解解 を活と 0

- " 行統 はの し刑 め事 フ訴 ラ訟 ン法 スで 系は 統刑 はの 政行 2 見法 て権 之の 事と の見 手て 委る ねか るの 5 其 0
- 2 Lenz,
- 3 Magnol, ibid., P. 199 et
- Asua, ibid., CT et
- Viehoff, p. 12
- Hansen, Die Strafvollstreckung (Bumke, Deutsches Gefängniswesen, 1928), Š.

133

ff.

La reforme du droit pénal en Tchecoslovaquie (Revue pénitentiare, 1932) P. 453 et

- Montvallon, Rev. pénit., ibid., p.
- Trav. prép., p. 3.
- Montvallon, Rev. pénit., ibid., p.
- ij Trav. prép. p.
- Montvallon, Rev. pénit., p. 179.
- 13 Ploscowe, ibid, p. 284.

1

- Droit pénal et de Criminologie, 1934) p. Mommaert, De la compétence du juge pénal 485 et suiv. au cours de l'exécution de 12 peine ou de la m nesure de sûreté (Revue
- 百七十十 要 務 + 行 (Die italienische 7 刑 監 カ ル 六關 1 = 法 裁 八、行 律 判 受 3 Dienstordnung für Sicherungs-und = Ŀ 官刑 該刑 當務 1 = 者 監要件 ノス法 提 出 行 ル第 7 ス狀 缺 判 可 九 1 官 カト シの 說 者 ハ其 明 + 第 1 Strafanstalten vom 18. = 若 務は 申 ク項律所與 略。 " 委長味 - 受 員 = % 刑 若 會 2 者 3 Disziplinarausschuss 3 交ガ Juni 1931, übersetzt 決 釋 6 7 7 , 以釋テ放 受 , ケ 申に 却 後 及 1 下保ル意ヲ出 von Röhrbein 11 ノ安 刑見為し 決 處 又 + 定分ハヲコ見 7 7 爲受 ヲ スク テ得っ之 よるる 後略」 之 7 1
- 16 (Monatsschrift für kriminalpsychologie und Strafrechtsreform. 25 Jg.) S. 379 本問題を論ず つて) Novelli, Reglement des établissements de ൾ 'A (Gummersbach, Die Neugestaltung des italienischen Strafvollzugs im Vergleich mit den deutschen y 0 > 此 × 0 ル 制 ス 度に言及し注 ,; ハは「ドイ prévention et de peine du 18 juin 意 を喚起させざるは無 ٨ E ٤ 2 ては 知の 1931 (Recuéil de documents en matière 10 る者 るとして目をみは 何 n として Reformen

ッ

ッ

未

存

在」であ

- 7 pénitentiare, 評 叢 權 1932, Vol. II. livr. 1) p. 103. 0 みを認 め た點 で は 行 政 権を 累 進 尊 處 遇、賞 重 して 罰 居 30 は れ な カン 2 た 點 假
- (18) 果然、其 Theorie und Praxis des fascistischen Strafvollzugs, 1934, S. 34 Anm. 30. 0 囘 12 餘 りに簡 單に す き 3 ٤ 言 事 か 敷か れて 居 るさ 5 7 ある。 Dybwad,
- (9) Dybwad, a. a. O. S 35.
- (N) Dybwad, a. a. O. S. 34.
- (2) Dybwad, a.a. O.
- (X) Lenz., ibid., p. 6.

飜 2 T は に け 3 0 0 T 3 2 1=

(刑訴 及不 T 執 裁 定 0) 許 行 先 判 期 第 はづ 可 Fi. 0 刑 世 國 執 1 5 百 事 於 行 れ四 のに は te T る 十 於 指 も ②原 保 ②則 指 四 T 型則 條 刑 五 刑 揮 1= は 行 す 又 安 依 法百 は 3 處 刑 b 分 第 5 四 ての = 2 1= 似 十開法 於 0 は + 六 始 律 て八 條 世 的 裁 關 事 も3條 6 之 判 れ質 1 些一改 をの正所 刑 は 6 爲 動 刑 は 之 L 搖 法 訴 政 犯 12 2 8 かい 草 訟 3 罪 案 法 考 第 n 與 第 12 百 言 す 五百 .ż. 八 3 百 n 5 像)は 立 す 2 T 3 5 かい で 制 あ Fi. 3 で 6 條 5 執 的 は 2 ゆ 5 公 3 行 は 場 T 分 假 0 合 は を カン るの 裁 1 判 確 がは あ で L 所 固 行 3 之 あ 12 不 政 之等 を 3.4 動 之 權 實 で 5 12 te 行 あ 依 其 爲 0) b L りしの

T T H 6 あ 7 T E 5 で あ 15 紹 介 3 かい

2

1=

3

る

12 裁 官 2 行 0 仁 絡 け T 居 る 0 6 0) は 獄 1= 於 け 3 判

入

は

H

最

12

0

空

T

置

5

7

は

所

謂

社

會

的

司

法

制

度

かい

實

現

6

te

のいる

E

多

あ

3

b

1=

3

5

5

5

1

刑 言務 度 ふ委 To 3 0) 迄 員 あ 8 會 3 自 視 T 0) 0 あ 之 法 3 かい 國 5 To 1 1 7 獄 於に 法 3 就 3 て四 此 は 0 今 第 7 程 此 T 度 槵 項 のに 0) かい 之 規 世 を定 度ぬもを繰 0) とこ望以返活時 た しとまです用代 3 由劃 慮でこはは 死 Va すた 0 E 3 6 2 0 を も然る可あと は 活 き 6 又 用 う。其の 散成あ之れの 5の少し T 制 行 度 0 1 質 放 質 命 れ てき既が議 質會 えて、體の以にのも

L

3

0

行

刑

7

て陽

足

實 如

n 裁 化一上 3 刑 世 判前す小に 官述可局繰 務 6 否 力 委 結 は n 單しき 部返 員 た 果 獨たでの にの數 會 味 あ 微た 然6於行多る溫 0 0 刑のか的が我 3 て 題 1 3 は 關學 裁 5 to 彼 與說私施 2 判 よ並はを裁 C 3 は 官 15 0 之以判け 積 にをて官 あ 0) 6 6 行 刑 議 刑 5 た 刑 務 務 0 1 委 0) 委 で 裁 督 員 中 目 あ 判 會 に會は與 3 官 0) のはのなが事 0) 問 如刑 制ら最情 今 器 題 き 務 年 與 8 委 0 を 1) の員 ~ 30 6 1= 會て勿し我必に 寧 依を考論き々要 IJ 3 ス 3 說 刑 闊 いすあと満無 フ 務 與 た可るで足い 委 0) 6 あす き. C 員 方 1 0) す 會 法がのら 如 3 0) を可でばすも 何 2 1 迎 れ b 6 をばで 此 1 のしあう如今は 0) 方たつと 何日無 かい 樣 思にのい te 1= す よ 1 ふし如 觸 3 2 b 6 n 0) 多 見し具其に

T の興 刑 務 員 如 何 1 之 to 其 體 11 つす 口 き 力

評 to 2 3 8 0) T. あ T to な 6 な は 屢 前 述 L た 3 所 あ 2 T 此

亂 處 0 1 萠 其 芽 0) to 藏 由 す 3 繰 返 13 至 す 3 业 で 要 あ は 5 な 5. 5 務 委 員 會 0) 權 限 か 此 0 程 度 を 超 克 3 2 同 時 景に 2 行 並刑 は 系紊

大 異 C い員 業 者 な 口 3 C 會 次 5 同 あ 0) 民 1= 5 2 晋 6 答 間 其 6 10 5 申有 0) 3. は唱か 乃 力 至 者 な 5 但 1 ら教 L は 等 は 决 n 委 勿 議 にたた 師 員 6 5 to 0) to て 判 2 其 取 刑 判 全 官 及 部 捨 事 官 0 刑 to W かい す 政 其 3 員 刑 3 策 事 0 0 E 務 立 1 必 事 加 所 場 理 0 要 情 0) 1= ~ 無 は 度 部 在 7 加 外 3 熱 普 前 V 者 意 比 述 5 8 te 係 何の 0) 思 0) と如 以 3. 上 あ 的 T 考 < 自 3 土 組 者 1 で 議 6 級 3 あ 長 織 委 to 3 1-世 員 加 to かい 裁 6 會 3 可 我 判 n 1= 3 7 る 加 可 す 或 官 2 き E は 此 to 於 2 で 0 以 3 は あ 外 T T 2 3. 2 は 充 連 1= 此 絡 は 檢 2 上 0) 3 避 0) H 務 5 欠 た所 小 2 者 陷 かい 方 長 6 殆 かい がは 生 重 E よる委

職に 來 K 合 重 昌 す 法 第 す 3 安 = 0 出 1 3 果 徽 な 評 3 罰 3 議 5 0) 成 E 决 3 對 定 す カン to. 6 可 T 輸 5 は 5 成 入 3 0) す 級 評 L 可 可 が 議 經 に 營 h き き 等 は 6 事 C 6 1 假 あ 務 L 就 3 0) き 8 き 放 範 かい か 員 意 圍 7º 0) 斯 3 見 適 は 1 to te T 如 致 否 累 述 可 は 甚 細 7 ~ 進 微 す す 3 處 L 勿 遇 3 3 世 き 論 迁 0) る 第 手 出 巴 會 5 數 來 -す 决 議 5 級 の 得 は 1= 0) 增 3 每 L 進 大 规 は 週 T 級 b 多 te 集 來 廣 K 數 -は 助合成 L 决 巴 如 图 < 10 位 何 散 T で 事 與 力 1 0 步 る〜割 重 務 あ 世 9合 之 ら大 0. L 以 うつな 8 6 1 上 03 滯 T を其 \$ 但反 則 招の 立

放 0 者 刑 保 團 to 昌 刑 は 2 務 委 員 に 密 會 に 接 2 入 不 離 n 合 0) 3 L 連 2 T 2 絡 之 to te E 保 忘 5 れ 刑 其 T 0) は 0) な 1 護 6 成 な 判 績 5 0 0 7 向 知 上 言 識 に do to 6 2 貢 2 b C 3 す あ 可 可 3 충 き 6 6 あ 委 h 3 員 2

to 得 斯 1 る L To T 6 刑 5 務 委 員 會 to 通 C T 裁 判 行 刑 保 護 0 Ξ 階 段 は -元 的 理 想 0 下 渾 然 融 合 世 L む 3

- 少頁假 放 から 行 政 處 分 な 3 を 斷 定 世 3 \$ 0 2 L 7 IE 木 亮 氏 監 獄 法 槪 論」、昭 和 九 年)百
- 年 0 て刑 0 第 百 八 條 は 不 定 期 刑 0 假 釋 放 を 規 定 す る から 别 12 現
- 罰っ3 pénit, 半正泉とと改法 ibid. 以亮新一之刑 原は法則第 現草を十 在案 12 を受安據消第更改 30 滅百 0 形十居法 に九な草 成條い案 つ百 て三 居十 る五 第百 EE ++ 五八 條條 は及 保び 安治 處安 分維 の持 假法 釋改 放正 に草 つ案 3
 - 氏 治 議於 け 昭 五 真。
- 6 5 3 がか 2 之 年 說刑維 放法 よ特審律 つに査案 刑 ンン政保 -Rev.
- 受正裁 動木判 のア上氏熊 289 Sui 0 申けま會刑正い者持 =るら設に木ての法 關決ず立對委居假改 ス議能のす員る釋正 ルは動是るに 験」を て前 べ 記 長をを和斥ルフ L リラ 刑 十務會ス昭護 委議刑和觀 六のと頁員へ務七察 會提協年 の出會 組せ大月織ら會四 をれの頁十 勸た決以 め帝議下 て國参参 居の照照 る意 。見
- 五五
- 8 放にに委 上於止員行 件全的非容 行員に刑政、 局致議昭排 回 要 答すせ年 昭るる ت 年とは 行さ差 丙れ支 第てへ 一居が こるな 四 1. 七假 號釋

10 以 下社 参 會 照 的 司 法 補 助 0 制 度 12 就 7 は 木 村 龜 二氏刑 事 政 策 0 諸 問題 一八昭 和 X 年三四 頁

而な 8 L 5 滿 T 足 H 力 n れに 遂 は 行 其 賢 世 明 0 官 6 2 n 2 任 慮 は 務 L 當 は 6 細 然 犯 0) 無 心 罪 6 1 條 人 あ 組 件 7 3 な 0) る 2 世 關 行 2 6 to 刑 1= 見 た ~ to 3 0 T 其 刑 支 今 務 配 0) 後 2 委 判 員 行 干 决 會 涉 刑 0) は 0) 2 to 此 方 了 法 結 0) te 1 果 以 依 題 す T 1 3 可 行 依 絕 き 0 刑 6 す 關 T 0 可 新 與 E き 生 te 非 6 通 面 3 0) L 2 to 6 2 T は

5 す 2 盆はあ い最 b 3 言 困 30 3 る思 T 1 3 充 n 0 3 行 2 な 分 T でに 1 官 2 問 E 居 は 此 のに 1 0 題 保 3 な 0 7 0 12 護 が 問 は h 1= 逢 世 L 力 題 あ 寧 務 着 E 老 2 2 る 付 3 官 世 之 考 生 1 芸 3 H は 苟 程 也 い得 1 0 餘 T 3 6 困 T に かる 放 任 b to 之 難 至 居 をなるつ 1 務 得 かい な 6 0 大 無 い害 業 行 き 力 1 すは 刑 0 過 其 で 斯 3 無は 重 き 0) あ 1 2 い積 要 3 0 0 2 極 な 力 0) to 如が又的 3 6 2 き あ 消 1 動 以 あ 人 積 は 5 極 T 3 は 極 T 的 犯 2 考 的 は 罪 に L 1= ~ な は 人 7 3 世 斯 8 6 其 to 消 L 1 0 な 0 教 は 6 6 極 い教 11 刑 h 重 あ 的 が化 L 3 2 大 之 1= 0 な 官 す 1= も又 對 H 0 3 L 重 實 否 象れ不 之 5 T 大 際 ば 5 信 2 困 は な 12 な な かい 難 刑 3 於 3 6 7 な 務 行 T 受 82 言 日 3 官 刑 刑 は 使 0 任 0) te 微 者 命 2 務 無 擔 妙 0) to 5 to カ 任 且法負が

0) 5 te 力 で 1: 世 賴 る 0 た 會 0 1= で は あ 適 40 3 應 5 が、最近 L 2 な す 3 盛 0) 1= で 0) 刑 6 あ 事 あ る。 學 b 界 共 te 0) 賑 限 刑 は 務 b L 官 1= た は 此 T 最 0 は 8 最 問 重 題 5 は、見 任 歡 迎 方に te す 負 可 依 CL 1 つて 作的 6 は 慶 行 8 賀 す 刑 X 0) 可 き 負 2

れ府の ば 努 カ U が 6 6 82 5 3 題 な 可 2 カン 5 C 6 1) 現 在 to H n 我 刑 共、そ * 務 かい 官 n 裁 は 判 E 官 6 0) 的 ら行に す 刑 無 力 與 0 で かる 0) あ b 問 る。 題 2 te 捉 此 0 T 0 5 0) 2 底 改 は 的 解 面 は 决 行 刑 0) 共 無 な 最 H 政善

3 1 ば 目 下 0 無 中 カ 0) ~ ル 1) 2 信 會 用 す ~ から け る 2 る 題 を 說 0) 成 b 行 き を L 7 L Dolj, ibid., 4 淹 以 pp. T 見 23 中 12. Rappa-

-30 ---

port, Rev. pénit., ibid., P. 213

勾 四四 制 度の 改 T

る。(第九〇條、第九三條、第一二二條)

300 の要否を判斷して應否を決することが出來ぬとされ にあらざる限り判事は之に應する義務があり、 判所判事に請求する權限がある。檢事の請求にして違法 るときには(第二五五條)被疑者の勾留を豫審判事及區裁 留を命する權限があり、搜査上被疑者の勾留を必要とす 檢事は現行犯及要急事件(第一二九條)の場合に自ら勾 其の 處分 てゐ

取調べ でも證據保全の爲或は被疑者の逃亡を防ぐ爲被疑者を勾留する權限を與ふべきものと考へる。捜査の 段階 に 於據力を認むると共に、檢事に自ら被疑者を相 當期間 勾(二) わたくしは事物管轄を問はず、總で檢事の聽取書の證 ある。私は所謂人權蹂躙といふ非難を招くが如き無理な 留することを必要とする場合あることは明白なる事實で は訴訟手續上のかかる欠陷より生ずるものである

目

はしかき

未決勾留の基本原則 未決勾留の要件(以上前號)

四、 未決勾留の權限

* 五、未決勾留の通知 未決勾留に對する不服申立

ハ、未決勾留中の自由の制限 七、未決拘禁所

九、作業

十、教誨及教育

未決勾留の本刑算入

未決勾留の權限

(急速を要する場合は裁判長、部員) 及豫審判事に與へてる我が現行法は勾留を命ずる權限を原則として裁判所、

的に反する結果を生ずる虞をかもしたことは立法上特にから强制處分の權限を剝奪したことが、却つて所期の目と思ふ。卽ち個人的自由を保護する目的の下に搜査機關

考慮を要する事實であると思ふ。

制處分を屢々請求することは、豫審判事より豫審中の事且又、檢事が豫審判事に對して刑訴法第二五五條の强 る未決勾留を長びかせる結果となる虞がある。 件を取調ぶる時間を奪ふこととなり、惹いて豫審に於け

し、且檢事の聽取書には總て證據力を與へて、以て第二へ、押收、搜索、檢證を爲し、鑑定を命ずる權限を賦與 故にわたくしはむしろ積極的に檢事に勾留の權限を與

五五條を廢止することが妥當であると考へる。(四)

大正十二年十二月五日刑事局長通牒

3 十日間とするか否かは更に考慮を要する。

CII 小野博士は、犯罪搜査の手段として違警罪即決例によ や、』と述べて居られる。小野博士前掲論文集二八九頁 る拘留。行政執行法による檢束を濫用し、任意出頭、任 意供述、任意宿泊なる名の下に事實上强制することなき

むることが却つて個人的自由を保護する所以なる旨述べ参照、同博士は、検事及司法警察官に强制處分の權能を認 小野博士、刑事訴訟法講義(昭和八年)二三九頁以下

五未決勾留の通知

に於ては 親族以外の者に、勾留 せられたる旨を 通 知す者に對しては其の親族に、又重大なる利害干係ある範圍 る。 求あるときは職権を以て通知すべし、」 虞あるときは 此の限に あらず、勾留 せられたる 者の請 る機會を與ふべし、但し勾留の目的を達する能はざる 獨逸刑事訟訴法第一一四條aは「勾留せられたる と規定してゐ

系尊屬、配偶者及被告人の屬する家の戸主中被告人の指 る場合に於ては速かに被告人の法定代理人、保佐人、直 してゐる。 定する者に其の旨通知すべし」(昭和六年改正)と規定 我が違警罪即決例第一〇條の二は「(上略) 留置した

___ 32 ___

告人の保護と重大なる關係がある。 ある。この事は次に述べる勾留審査手續と相關連して被 未決勾留の場合も、これと同趣旨の規定を設くべきで

(一) 通知の機會を與へ、又職權通知をなす者は勾留を命じ

Hartung, a. a. O. S. 43

未決勾留に對する不服申立

革すべき重要なる點の一は此處に存すると思ふのであからうと思ふ。我が未決勾留制度に於て訟訴手續上改むを得ざることを悟らしめ、國法に服せしむる所以でな 欠くるところなしとせず、又被告人をして自由剝奪の已斯る現行法の規定を以てしては、被告人の自由保障に

解される。その根據は勾留狀も一の「決定」なることにへ一つ小野博士は勾留狀の發布に對し抗告を爲し得るものと 置いて居られる。小野博士、前掲講義五二五頁、反對說 **勾留に關する決定中には勾留狀は含まれず從つて抗告はしないことにしてゐる點から考へて第四五七條第二項の** 許されぬものと考へる。 法は勾留状の特殊なる形式を定め理由を附することを要 小山松吉氏、刑事訴訟法提婆六七一頁。わたくしは現行

> CID 大審院刑事判例集昭和八年第八四一頁

法曹會雜誌昭和十年七月號一三七頁 旨に副ふものであると考へます」と指示して居られる。 爲、其の必要なる事由をも擧示致した方が人權尊重の本 すから、勾留繼續の真に已むを得ざることを知らしむる を受けて居ります者に於て納得致しませぬ場合がありま 新決定の理由の記載があまり簡單に失しますと、拘禁 昭和十年度司法官會同に於て岩村刑事局長は「勾留更

過したときは裁判所は職權を以て勾留を維持するや否やに勾留に對する異議申立權を附與し、勾留後一定期間經 審査する手續を設けたのである。即ち 訴法改正法である。この改正法に於ては、新に、被告人 の點に於て注目すべきは、一九二六年の獨逸刑事訟

異議申立

許すべきかを決定する 一週間內に口頭辯論を開き被告人の陳述を聽きたる中なるとき、被告人の申立に依り原則として申立後中なるとき、被告人の申立に依り原則として申立後 勾留を維持すべきか、取消すべきか、 (第一一四 d 叉保釋を

勾留審查手續

管轄裁判所は被告人が勾留せられ居る間 一定の期

第二囘以後は前囘の審査期日から三週間以上三個月 査するを要する。第一囘審査は勾留後二個月以內に 間内に職權を以て勾留が維持せらるべきや否やを審 條 a)o は次囘の審査期日を定めねばならぬ(第一一五 は保釋を許すべきかを決定し、 見を聴きたる上、勾留を維持するか、取消すか 申立なきときは書面又は口頭で被告人又辯護人の意 被告人の申立あるときは口頭辯論を開き、 勾留を維持するとき 又

三、抗

勾留狀に對する抗告が許されてゐる(第一一五 される(第一一五條 c)。 は許されず、既に爲した抗告は取消したものと見做 條) 但し、一、の異議申立をしたとき、二、の口 頭辯論の申立をなしたときは、勾留狀に對する抗告

る。併 自由の保障に欠くるところがないものと云ふことが出來 右の獨逸改正法の規定は被告人の防禦權を十分に認め 決定に對しては一般の例により抗告が許される。一、の異議申立、二、の勾留審査手續に於け の異議申立、二、の勾留審査手續に於ける

を來し、勾留の目的を害する虞なしとしないのでし乍らこの改正法の規定はあまりに繁雜で、訴訟

ある。四)

か。(五)然らば如何なる規定を設くるを適當とする然らば如何なる規定を設くるを適當とする

で あ

回 小野博士、前揭論文集一四〇頁

金 樣の非難を爲すことが出來る。繁雜なる點に於ては獨逸 法以上である。 四月號五七頁、この案に對しては、獨逸法に對すると同 大阪辯護士會案が發表されてゐる、 法律時報昭和十年

と思ふ。 わたくしは差しあたり次の如き規定を設けてはどうか

一勾留狀に對し異議の申立を許すこと

(イ) 管轄裁判所は、區裁判所判事の勾留狀に對し 事、控訴院刑事部及大審院刑事部の勾留狀に對事、控訴院刑事部及大審院刑事部の勾留狀に對 ては、區裁判所監督判事又は地方裁判所長の特 豫審判事又は地方裁判所刑事部の勾留狀に對し に定めたる判事

を告知するを要すること しては各其の部。 所謂勾留訊問の際異議の申立を爲し得ること

異議申立ありたるときは、被告人を口頭審訊

中なるときは、豫審密行の趣旨を重ずること 辯護人及檢事の立會を認めざること、殊に豫審 被告人を口頭審訊するは對審なるを要せず、又 し書面を以て檢事及辯護人の意見を聽くこと

- (二) 管轄裁判所は勾留を維持するか、之を取消す この決定に對しては抗告を爲し得ざることとす か保釋を許すかの決定をなすこと ること
- (水) こと 勾留狀に對しては抗告を許さざることとする
- 勾留狀に對しては地方裁判所檢事正に對し、異 裁判所上席檢事又は地方裁判所檢事正の特に定 議の申立を爲さしむるも、この場合は被疑者を めたる檢事に對し、 かを決定すること 審訊するを要せず、勾留を維持するか 區裁判所檢事の發したる勾留狀に對しては區 地方裁判所檢事の發したる 取消す
- (イ) 勾留更新決定に付現行法の規定を維持し、 勾留更新決定に對し異議の申立を許すこと 決定を爲すこと、及此の決定に對し異議の申立 だ勾留繼續を必要とする具體的理由を附したる た

- 判所は、 ること 勾留更新決定に對し申立てたる異議の管轄裁を爲し得る旨告知すること 勾留狀に對する異議の場合と同一にす
- し書面を以て檢事及辯護人の意見を聽くこと は、勾留狀に對する異議の申立の場合と同様に すること 異議申立ありたるときは、被告人を口頭審訊
- この決定に對しては抗告を許さざること を取消すか、 勾留更新決定に對し抗告を許さざることとす 取消すか、保釋を許すかの決定をなすこと管轄裁判所は勾留更新決定を維持するか、

現行法上、區裁判所の決定に對しては地方裁判所へ裁判 斯様に抗告を許さぬことにする理由は、抗告裁判所は ること

五〇條)となつてゐる爲、實質的審理を爲さんとせば、 所構成法第二六條)地方裁判所の決定に對しては控訴院、 一件記錄取寄せの必要あり(刑事訴訟法第四六三條第二項) (同法第三七條) 控訴院の決定に對しては大審院 (同法第

滅に基く勾留取消決定(同法第一一四條)に就ては現行法 尚保釋の決定(刑事訴訟法第一一六條)及勾留の必要消 却て訴訟の遅延を招く虞ある爲である。

(六) 獨逸法の勾留審査手續及勾留計に對する異議の管轄裁 規定を維持してよからうと思はれる。 判所に就ては

Hartung, a. a. O. S. 101. anm. 12

く別個の場所に收容すべきが當然である 我が現行法に於ても、 川間の易所に女学すべきが當然である。一大次勾留が刑でない以上、未決の被告人を受刑者と全 未決拘禁所(拘置監)は懲役監

禁錮監及拘留場と獨立して建設することを原則とし、同 區劃内に在る場合は嚴重に分界せねばならぬことにな

つてゐる。 (監獄法第一條、第三條第二項)

意見がある。(五) 場所にあり、又獨立して建設されてゐる未決監も刑務所、四、四、四、四、大部分の未決監は旣決監と同一 の名を以て呼ばれてゐるのであるが、これに對し未決監 刑務所の名を以て呼ばれてはならぬ、又旣決監とは全 別個のものとして之を裁判所に附置すべきであるとの

と嚴重に分割すべきことは、未決勾留の本質より結論さべきであり、例外として同一場所にある場合には旣決監本決監は、原則として旣決監と別個の場所に建設さる

に取扱はるべきものであるとする立場から、未決監は既 未決勾留中の被告人も教育及作業に就ては受刑者と同一 れることであり、正當なことである。併し、わたくしば 決監と同一系統の行政組織の下に置かるべきものである と考へる。

(一) ベッカリヤは、冤罪者として釋放された被告人に汚名 を着せることを防止する爲に、被告人と受刑者とを分離 以下) して拘禁すべきことを主張した。〈風早氏前掲書三一百

監を分離してゐるに反し、ソヴエト、ロシア勞働改善法 十年)第一九五頁參照 氏「ソヴイエト刑法、刑事訴訟法、改善勞働法」(昭和 則に從ふことに復歸して居る。尚この點に關し江家義男 働改善法第二十九條に於ては從來各國でとられて居る原 上の諸問題七六頁以下參照。しかし一九三三年の改正勞 を設けたことは注目すべき事實である。正木亮氏、行刑 刑に處せられた者とを合して同一場所に拘禁すべき規定 (一九二四年)が未決勾留中の被告人と六月以下の自由 斯くして十八世紀以來文明各國の法制が未法監と既決

___ 36 ___

(三) 獨逸刑事訴訟法第一一六條一項は 獨居拘禁に附し、 個逸刑事訴訟法第一一六條一項は「被勾留者はなるべ 正木亮氏、監獄法概論(昭和五年)二一頁參照 且受刑者と別監に拘禁すべし、但本

蓋し本人の名譽の感情に重きを置いた規定である。 人の承諾ありたるときは此の限にあらず」と規定した。

(四) 今日我國に於て未決勾留のみの特設刑務所は、市谷刑 札幌大通等。 務所、大阪北區、京都上京區、福岡土手町、熊本京町、

(五) 東京帝國大學部法學部教授の意見(法律時報昭和十年 三月號六一頁〉、小河博士「監獄法講義」一二頁

未決勾留中の自由の制限

書授受の自由を有し、刑訴法第一一一條、 持する為に必要なる制限のみを加ふることを得」と規定 獄法第四五條第四六條)てゐる。 行規則第一四四條3を許され、原則として面會の自由、信 れてゐるところである。即ち、勾留中の被告人は衣類臥 する結論であり、この精神は我が現行法に於ても認めら しては勾留の目的を確保し又は監獄内に於ける秩序を維 してゐるが、之は未決勾留が刑でないといふことから生 糧食等の自辨、差入、〈監獄法第三三條第三五條、同法施 獨逸刑事訴訟法第一一六條第二項は「被勾留者に對 第一一二條監

被告人に對し平等である。然るに獨逸刑事訴訟法は「被 我が現行法に於ては、自由の制限はすべての勾留中の

> むることなきやの點に付き考慮すべき餘地少しとしな 用にあたり、身分及財産状態の認定、及如何なる慰安、 果と爲ることを防ぐであらう。併し乍ら、この規定の運 食料等の差入れを受け、犯罪前の生活より優遇される結 想である。斯る規定を設ければ、積極的にはあるさるべしとなすのである。未決勾留者處遇の個別化は理 事務を許すべきか等事務繁雑を加へ刑務官吏を困惑せし 又消極的にはある

> 種の被告人が

> 犯罪を

> 爲したる

> 爲に

> 衣類 社會に對する貢献を獄中に於て爲さしめ得るであらうし 種の被告人の身體の健康を保全することを得しめ且國家 項)。社會に於ける身分、財産狀態が未決勾留中も維持 勾留者の身分及財産狀態に應ずる慰安及事務 て之を爲すことを得」と規定した(第一一六條第二 及監獄の秩序及安全を害せざる限り自己の費用を以 lichkeiten und Beschäftigungen 15. 勾留の Bequem-目的

(一) 慰安は主に好む飲食物を採ることを意味する。 Hartung' a.a. O. S. 85. anm. 4

(二) 正木氏前獨論文 (刑政四十八卷第一號三頁以下) 參照。 次に未決勾留中の被告人の外部との交通の制限に就て

考へたい。先づ外部との交通に就ては現行刑事訴訟法は 考へたい。先づ外部との交通に就ては現行刑事訴訟法は 接見を禁じ、書類其の他の物の授受を禁じ又之を差押ふ を合って被告人は外部より全く隔離することが出來るので ある。併し之は被告人に著しく苦痛を與へるものである から、この規定の運用は特に注意を要するものがある。 歩見禁止とする場合は、禁止の期間に制限を設くること が必要であると思ふ。

内部の接渉を考慮して現行法は被告人をなるべく獨居拘禁に附すべきものとしてゐる(監獄法施行規則第二四拘禁に附すべきものとしてゐる(監獄法施行規則第二四條)。獨居拘禁は證憑湮滅を防止し、他の刑事被告人との條)。獨居拘禁は證憑湮滅を防止し、他の刑事被告人との條會を與ふるもので、適當な制度であると考へるが、勾接會を與ふるもので、適當な制度であると考へるが、勾接書しく長期に渉る場合は、ある一定期間の獨居の後難日対禁となすことが適當であらうと思ふ。但し現在に於居拘禁となすことが適當であらうと思ふ。但し現在に於居拘禁となすことが適當であらうと思ふ。

次に戒具の使用に就て考へたい。監獄法第十九條は

外に在るときは戒具を使用することを得」と規定してゐ る。先頃の帝國議會に於ては所謂帝人事件に關し革手錠 る。わたくしは戒具使用の要件に闘する法規が精密を欠 戒具使用に闘する現行法規が適當かどうかの 考察にあ 本稿の目的は具體的問題に就て論評することではなく、 革手錠の使用が適當であつたかの二點であつた。併し、 に自殺の虞があつたか、假に自殺の虞があつたとしても の使用に付て論議された。問題は所謂帝人事件の被告人 恣意に出づるものと爲す如き誤解を防ぎ、戒具の使用が 規に規定して置くならば、以て戒具の使用が刑務官吏の べき規定のないことが現行法の欠點でないかと考へる。 くる點あり、之が使用の事實を訴訟記錄に明確ならしむ ることを證明し、 記錄上明確にして置くことに依り、戒具の使用の正當な ことが出來ると思ふ。更に戒具使用の事實並其の理由を 檢事又は判事の指揮に基くものに非ざることを明にする 「在監者逃走、暴行、若くは自殺の虞あるとき、又は監 わたくしは各種戒具の使用の要件をなるべく精密に法 以て人權蹂躪の非難を除くことが出來

___ 38

殊に他人を安全ならしむる爲必要と認めらるゝとき、叉獨逸刑事訴訟法は「被勾留者の人物特に危險なるときると思ふ。

は監獄内に於て戒具を使用することを得」と規定してる。之に反し我國に於ては行刑局通牒(昭和四年五月甲七四九號)を以て鎭靜衣の使用に關し「暴行又は自殺の之に著手したる事跡ありたるものなるを要す」と注意してゐるが如く、その使用方法は單なる命令に委ねられててゐるが如く、その使用方法は單なる命令に委ねられて居るが、わたくしは戒具使用の要件に關しては法規の上居るが、わたくしは戒具使用することを得」と規定してゐるべく精密に規定すべきであると考へる。

(三) 掛樋松治郎氏、註釋行刑法規全書四一頁參照

か。

・
は、如何なる機關に爲さしむるを適當とするであらう
更に斯る自由の制限又は其の緩和、戒具使用等の命令

我が現行法に於ては、接見禁止等の命令は裁判所又は、我が現行法に於ては、接見禁止等の命令は裁判所又は、原則として爲さしめ(刑訴法第一一二條)。 然るに獨逸刑事訴訟法は、自由の制限に關する處分は、原則として爲さしめ(刑訴法第一一二條)。 戒具 使 用の官吏も之を爲し得るも判事の追認を受くべきものとしの官吏も之を爲し得るも判事の追認を受くべきものとしてゐる。(獨刑訴法第一一六條第五項)

(四) 判事とは當該事件につき現に審理の權限ある判事を指てゐる。 (獨刑訴法第一一六條第五項)

l、他の官吏とは刑務官吏、又は護送、勾引を爲す警察 官吏又は裁判所の職員を指す。

更に自由の制限の處分に對し不服申立の途を開いて置 (五)

(五) 獨逸法に於ては、被告人の自由制限に關する判事の處分に對しては抗告を許されて居り、刑務官吏の處分に對しては監督者に對する行政抗告(Aufsichtsbeschwerde)

九作業

るのである。 る。未決勾留が長期に涉る場合其の弊害は益々甚しくな 性情を怠惰ならしめ、 規定してゐるが、實際には被告人の作業は殆ど行はれて 居らない。 ふときは其の選擇するものに就き之を許すことを得」と 現行監獄法第二六條は「被告人作業に就かんことを請 無爲徒食が被告人の精神を陰欝ならしめ 爲徒食が被告人の精神を陰欝ならしめ、其の其の結果小人閑居して不善を爲すの言葉に誤 以て其の性格を惡化せしめてゐ

る必要があると信ずる。 わたくしは勾留中の被告人に對し適當なる作業を科す

考へるが如き常習的犯人」に對しては未決勾留中と雖も殊に「未決勾留中に於ける清白人の處遇を以て慰安と であらうと思ふ。 改善の手を緩めず嚴格なる規律の下に作業を强制 すべき

(三) 正木氏前掲論文(刑政四十八卷一號)三頁の諸問題八二頁、原氏、前掲司法研究四四頁以下 小野博士、 前揭論文集、一四九頁以下、正木氏行刑上

適當であると考へてゐる。 わたくしは斯る立場より次の如き規定を設くることが

行を受け又は其の執行の免除を受けたる者に對して一起訴前十年以內に二囘以上六月以上の懲役刑の執

は未決勾留中作業を强制すること。

- は作業を拒むことを得ること。 て其の選擇する作業を科することとするも、被告人 其の他の未決勾留中の被告人に對しては原則とし
- CIII) せらるべく、 作業を爲したる者は、作業日數を當然本刑に通算 累進制度上累進期間に付利益を受くる
- 正木氏行刑上の諸問題八〇頁參照

十教誨及教育

40 ---

ない。 (1) ない。 勾留中の被告人に對する教育に就では何の規定も 教誨を施すことを得るものとしてゐる(監獄 現行法は未決勾留中の被告人に對しては其の願に依 法第二九

れ、自由を剝奪されて閩房の中に旬季にあるとは明白な事實である。自由なる社會より隔離さることは明白な事實である。自由なる社會より隔離さる。全量中の被告人に對する敎誨が有效であり、必要であ 何人も容易に了解するところであらう。 なる境遇の變化が精神狀態に多大の影響を及ぼすことは 精神病的素質を有する者は拘禁性精神病に陷 兹に於て自殺 0)

六五七號通牒)との通牒の趣旨を擴張し一般の勾留中のしとなす通牒が發せられてゐる(大正十一年五月、監甲第 ことが必要であると思ふ。 被告人に對しても適當なる教誨を施すべき規定を設くる 自殺の虞ある者に對し宗教教誨を施し常に安心を與ふべ 告人の身體を保全する所以である。(刑訴法第九二條)。 態の變化に對しても之に適當した處置を採ることは、被 べきこと勿論であるが、精神病に至らざる程度の精神状 るのである。精神病に陥りたる者に對しては醫療を加ふ

定を設けなければならないと考べる。 は教育を施さねばならぬ。未決勾留中の教育に關する。未決勾留中も教育を施すことを適當とする者に對し 未決勾留中の教育に關する規 T

- 〈一〉 受刑者中十八年未滿の者に對しては教育を施すべしと 規定され、他の受刑者に對しては特に必要ある場合教育 を施すことを得る旨規定されてゐる。監獄法第三十條
- 一年)二九〇頁 小野博士前揭論文集一五三頁日本監獄教誨史上卷〈昭和 正木氏「行刑の時事問題」(昭和六年)第四一頁以下、
- (三) 吉益脩夫氏、拘禁性精神病に就て〈刑政四十八卷第五

- 金 曼 小野博士前揭論文集一五一百 掛樋氏前掲書、 原氏前揭研究五四頁以下 四二頁

一未決勾留の本刑算入

3 事上訴なるとき、 とし、(刑法第二一條)上訴申立後の未決勾留日數は、檢 に依つて其の全部又は一部を本刑に算入するを得るも 由あるとき、 我が現行法は原則として未決勾留日數は裁判所の裁量 (刑事訴訟法第五五六條)。 全部本刑に通算することと定 及檢事にあらざる者の上訴にして其の め 0)

---4I

入に對する最も有力なる根據となると思はれ にも刑と同様の改善的效果あることが學げられてゐる 上訴等)に基き場合に依り著しく期間に長短あり之を本責に歸すべからざる事由(事件輻輳による審理遲延、檢事 前述の如く未決勾留中に於ても作業並に教育を科し刑と 刑に算入することが衡平の原理に合すること、 個人に對する重大なる法盆の侵害であり、 行ありたるものと看做す法律的根據として、 様の效果を收むることが出來れば、未決勾留の本刑算 未決勾留を刑と區別しながら之を本刑に算入し刑の執 然も被告人の 未決拘留は たて なる (二)

處遇を爲すことを前提として わたくしは未決勾留中に於ても作業を科する等教育的

作業日數の全部を本刑に算入すること(法定 通

を本刑に算入するを得ること(裁定通算) 裁判所は作業日數以外の勾留日數の全部又は 部

算は廢止すべきものと考へる。 の規定を設け刑事訴訟法第五五六條の上訴期間の法定通

のは、現行刑法第二一條と同一の理由に基くものであ る。上訴中の勾留日數の法定通算を廢止するのは、上訴 ある理由に基くものであり、裁判所の裁量通算を認むる 期間中被告人をして作業に就くを奬勵する趣旨に出づる 通算の利益を得らる、場合被告人が無為徒食する處があ ものである。この規定を廢止しないと、上訴期間中當然 作業日敷を當然本刑に算入するのは、刑と同様の效果

部又は一部を本刑に算入することを得る旨規定してゐ る。(裁定主義)

所が特に理由を示して未決勾留日數の本刑算入を禁止し佛蘭西刑法(一八九二年改正による第二四條)は裁判

獨逸刑法(第六〇條)は判決に際し未決勾留日數の全

(二) 小野博士前揭論文集一五五頁以下 又其の一部のみの算人を命ぜざる限り當然其の全部が本 刑に算入せらるゝ旨規定してゐる。 法總論 (大正十二年) 八八七頁 Henschel, a. a. O. S. 133 ff. 泉二博士、日本刑 (法定主義)

3 刑法

25

France remoulds her

Criminal Law

というようしゃくいくいうかんかくいくいうかんかくいいかんかくいくいかんかんかくいくい

Donnedieu de Vabres

ンヌデ イユウ・デュ・ヴァ

は、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法は、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法典を――刑法は一八一〇年に、刑事訴訟法は實に一八〇中を一一刑法は一八一〇年に、刑事訴訟法は實に一八〇年を高令で議院外に設置された特別委員の長たる破毀院(大命令で議院外に設置された特別委員の長たる破毀院(大帝で議院外に設置された特別委員の長たる破毀院(大帝で議院)(Kassationhof-cour de cassation)の檢事總長本に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知る所であるが、百年以上もたつた古い法書に、人の周く知るのである。 に起草された刑法草案を時の司法省長官シェロンに提出 たのである。 爾來、已に、幾ケ月か下院の事務局 ふて刑法の改正事業に從事してゐること に保

に交付された這の草案は、フランスの內外多事を極むる管せられ、今や漸く民法及び刑法に關する下院委員の手 うことは、盖し疑を容れないのである。 現在であるにも拘らず、直ちに討議に付せらる」 であら

刑法草案に逢著するやいなや、きつといつもきまり切つ今日、刑法學者が、一とたび、或る刑法々典若しくは れは、外でもない。この草案の起草者は刑法學上何派に た一つの疑問が彼の頭の中に浮かんでくるのである。そ 主義に属するものであらうか 物か、それとも、實證主義の作物か、 てゐるのであらうか、 即ち、草案は、新古典主義の 、といふ問題なのである。 はた又た、一元

から生れた企圖にかなつた刑事政策 を員達が、たとへば保安處分の如き、 斷じてないのである。しかし、とはいふも意見が他の委員に對して規準的なものであ には てゐ るも de droit pénal) のとつたと同じく中庸 かい のである。 心の委員達 で専門の刑 分に應じた努力を惜しまないのであ 3 あら な 0) 事業は新機軸を出したものでは であ は、 理由は何處にもない V n 0 れないやうな場合に於てすら、のであつて、刑法起草委員會にの刑法學者の間には極めて稀薄 30 普通に謂 前きに國際刑法學會 フ 6 ランスでは 5 かくして、 好い きふの頭 力 ふ所のポジテ でもし せで 草案の根本思想に關しては のであ 哲 セフ 學者仲 たよう ショ 2 つて、 き、 力を致しては 策 1 ス ビスト 會に 1 20 ない 薄 では 彼 る。 彼等 在な 0 0) 道を進んで そうでも 0) 說 0 ED であ で、 T, は 1 象 T 與 L る。 みたかせと與 まな な な h 1

(Union internationale 策を公共の福利たらしものであり得ることはものであり得ることはものい、一方、はいふものい、一方、 (實證派)な 草案の ならない せず ~ h いいだ のは綿 ちる ŧ (A) > 、纂變種の更 3 輕 成に の更それ 0 0 2

條)は、 法上 0 0) あ である 加重を認めない現行の規定(刑事訴訟法第三百 になら る。不作爲犯は、今後は、 處罰せらること」なつたのである。 かに及ばざるもの (Notstand) が普通行為を正 13 (第百 幸ひにも、修正せら ないと 一層細か 〇九條) いふ現行法の飲陷は もののやうに思はれるのである 特に責 れて加重を認むるに むべき場合に 全く充塡され 當なるものとする 累犯の場合に る。 至った五刑 ば、 たの ので理難

際良心の 十五 きる 0 義 の執行猶豫 外國に於け 定義によつて明瞭にされてゐる(第十條)。 (der Territorialprinzip) の意義は犯罪の場所の概念刑事裁判權の國際的管轄範圍に關しては、近代的な國 す を認め のであ ント 3 13 る共 0) 如き、 L てゐないもので 3 3 むも 3 8 (第十八條)。 の管 再犯、 0) 刑 であるが の宣告の有無を考慮に入れることがで犯、國外追放の問題に於ては、裁判官 0) 吾人の見る所によれば無益で殆 であるにも拘らず、漸次多數 を認め ある)、「國際法上の犯罪 かと思ふと、 (この規定は危険なる犯 T る る 施危險なる犯人の 漸次多數の賛同 漸次多數の賛同 0) で あ L ガン また場 し、

> 0 會の狀勢に適應せしめた所に存するのであ る。

逐の作物か、 はた又

法 0 根本精神

(Haupttäter) と全く等しく處罰するといふ 往 どころか、犯罪の處罰 的に處斷するの趣旨に基いた規定を採 のでないといふことが明記されてゐるの 譽刑を廢止してしまつたのである。更らに進 である (第百〇八條)。 推定犯罪 (Putativdelikt) である。 際しての専門 され 理由の存する場合には、 から は之を棄てて、 罪の處罰の目的とすら合致するべくもない。 これ、 とないのである。しかし、一箇條毎に、 とないのである。 とないのである。 となったものについて には には には には には には には には には になったものについて にないのである。 き備草案 には には にないのである。 にない。 ないのである。 一般的な立法精神は依然とし 看 の犯罪に相 犯罪に相應して刑罰を分類 のる。しかし、一年の 犯罪の場合に應じて一々 共謀者(Mittäter) を主犯者 なるものは 全く消滅し 犯罪の種類に拘はるも 用 したの である(第二 する三 T 三つに なにし んで、 777 で ある別 い法は別れて典毫かて 酌 T

-EA4 ---

の國籍に在る のな ののる 根 年月五の T 12 べき 政 本 廿六 月 調 15 かい 事 0 5 ある。 起され する現 ら項 構に 影 案起草委員 ないかと危ぶまれるのであるが 體 的 月 # 和 刑 V もので 10 七日 日の 七日法 を致 法の法 あも 0) 響する所大なるもののあ (ancien régime) による權利と革命に 問題に觸 新 適合させるといふことは、己に現に革命以 0 (Gegenseitigkeitsprinzip) 6 た難問題 行法 但 5 すことに存し 3 L 0) 刑 0) 徴する ては し、新 の執行 5 、委員は草案中に 悪意の家族遺棄の處罰に關する法律 律となつた國外追放の如 典以外に在りで而かも は 法典を依然 0) 0) 0) 闘よりもより以上の 特別 れるも 現 î 猶豫に 在 一面する學術上の 引 しい刑法によつて規定されないは草案中に此等の規定を取り入るものは、當然刑法々典中に收 のコード 外に 然として維持され 法 たのである。元來、 が適 關する法律の如 承認されてゐる 仕方は 用さる ・ペナ 以上 つた他の刑罰法規との間 2 フランスの刑 成善、一八 論方面 百 1 ル の點に のであ 下に、 八 問題 ま (刑 た古 き、一九二四 + 八 四條に 0) 法 の主たる困 よる權 る。さり り入れた 九 源 7 20 ラ 收めら 八五年三 法の精 の規定 2 5 六 ンス ては なり 前 1 -利 切 0 0)

二刑罰

に屬するものであらう。
「「のであって、社會的にも人情的にも興味の饒かなのはものであって、社會的にも人情的にも興味の饒かなのはい」と述べ來つた規定は、特に理論上から重要性を有っ

見て此 に決したのである(第二十三條)。死刑の維持について 終結に際して是非の論に花を吹かせたが、 L に對する刑罰の種目中より、草案は 主刑 として の追放死刑執行の公開は廢止されたのである。現行の政治犯 (Verbannung) 及び市民權の剝奪との二つを除いたの 、自分の知る限りでは、委員會の控訴院側からも大學 刑執行の公開は廢止されたのである。現行の政 い草案に固執されてゐるのである。 吾人の已に注意してをいた通り、 らも別に異論を挟まなかつたようである。但 の二つの刑罰の實際の効力は極めてあやし つたのである。 現行刑法の原則 死刑は、委員會の 遂に維持する いもの L は 新

アメリカの佛領ギャナ(French Guyana)の事で、領闘しては〔註——常て誌上で報道したことがあるが南今日、ギャナに行はれてゐる終身又は有期の懲役制に

の下に こと其だけの値のある場合には、このコロニーの宣告を下す陪審裁判所に、宣告を下された。 Devil's Island)と呼ばれる三つの島がフランスのピー 內の大西洋岸にある總稱「惡魔の島」(Îles du Diable-(第二十四條)。この場合には懲役刑は現に今日 の宣告を下す陪審裁判所に、宣告を下されたものがまつが多いのであるが、玆に鑑る所あつて、草案では、流刑 ので生きて再び本國へ還るものは少ないと云はれてゐる テ 世界的に有名であるが、此島の一訪問者は「ドライ・ギ 殆んどピー ル・コロニー(流刑地)となつてゐるのである。この島は さる」のである。但し、この「代用刑」("Ersatzstrafe") 六十歳以上の男子の場合に於けると同じく刑務所で執行 を免除することを得るといふ裁量の權を與へたのである (昭和九年一月號「刑政」時報欄參照)」、非難 は イン」(乾いた首切臺)と呼んだ程で、單調な熱帶の 刑の執行の初期に當り最長二ヶ年の獨居拘禁によって 告を下す陪審裁判所に、宣告を下され へられ あえいでゐる荒凉たる土地で、兹處へ流されるも ナル・コロニーのシムボルであるかの てゐるのである。 女子及び すべき點 への流放 如くに 大氣 ナ H

--- 46 ----

はないのである。この規定は已に一八七五年六月五日獨居拘禁で執行さる」のである。但し、一年を越ると純粹な改善のための刑罰としての禁錮刑は今後も固よ

銀にあらず)(Arbeitsentgelt) 即ち「ペクリュウム」るのである(第三一條以下)。受刑者の作業報酬金(賃處遇制(ein Progressivstrafsystem)が採用されてゐ處遇制(ein Progressivstrafsystem)が採用されてゐ 場合すら考慮されてゐるのである(第三〇一 は特 局限された程度で考慮することにし 影響せられてゐることは疑を容れない所で、 者が 制を以て改善感化を脅かすものと看て、獨居制を極めて に繰り入れらるゝのである(第百○五條)。もつともこ いては、犯罪の溯 なつたものに對する損害賠償のために設けられた賠償基 ("Pekulium") (私有財産)は、一部は、犯罪の犠牲と は明か 法律に見出さるゝ所で、草案がこの事を斷らなか 基金 殊 0) である。 の種類に刑務所を分類したのであつて、分類に に手ぬかりである。大體から見て、 反對運動("Anti-Einzelhaft-Bewegung")に 0) 組織については幾多の疑問がないでも 源する「教唆者」("Anstifter")の たのである。起草者 草案の起草 彼等は獨居 一三四條)。 つた 0

三保安處分

條)。 altsverbot)、裁判による外國人の國外追放(richterliche 自由 習犯人及び浮浪犯 (Landstreicher) に適用すべき自由 き 案は、この題目の下に、住居についての禁止(Aufenth-0 者の場合)。 ねる 兩者は同時に適用せられ、 せら め得る効力を有つものである(第八六條及び第一一六 會な傾向を有つものをして實際の刑法上の責任に服せし 制限處分を收めてゐるのである。此等の處分は總て反社 この保安處分の制定については、絕對的否定命說 すぎてむしろ臆病に近いといつても可い位なのである。 か加減しすぎてゐると云はれてゐるほどに、溫和を通り Landesverweisung) (第八四條)、豫防的保證制 (第八 組織に關する立法工作の目的物であつたのである。 保安處分 相對 のである(心神耗弱者、 説)(der absolute Unbestimmtheit) は全く排斥 れてゐるのであり、且つ、保安處分と刑罰とは 此等の處分の體制は極めて微溫的なもので、幾度 並びに家族預け (elterliche Massnahmen) の如 的責任 區別されてゐるのであるが、にも拘らず、 (mesure de sûreté) は、極めて重要な刑法 しかしながら、アルコー 能力者(十三歳より十八歳まで)、常 且つ、 常習泥醉者及び麻醉劑服用 適用の順序が ル中 毒 者や特に重 一定して (意志 循ほ

なく、社會的更生の目的で行はれるのである。 や容する以前に、刑に服せしむるといふのは(第七二― しっても同様の非難が加へられ得るのである。但し、 で對しても同様の非難が加へられ得るのである。但し、 に對しても同様の非難が加へられ得るのである。但し、 で対して其名稱を變へない流刑(relégation)である。依然として其名稱を變へない流刑(relégation)である。他然として其名稱を變へない流刑(relégation)である。

四裁判官の自由裁量權の擴張

> 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。 成年者にまで及ぼされ得ることになるのである。

案にはこれに等しき强固たる協力に關する規定は何 監察判事(guidice di sorveglianza-Surveillance Judge) 陸で、イタリア刑法に規定せらるム行刑監督権を有する 参照)は、公安局 め覺悟しなければならないのである。イタリヤでもこれ適用が多大な實際上の困難に遭遇するであらうことは豫 を遂行することを得るのであるが 及び昭和九年四月號「刑政」所掲「イタリアの保護會 7 に類するシステムが實施されてゐるが (昭和八年三月號「刑政」所掲「イタリアの行刑制度 ツショの權威の下に完全に中央集權が行はれてゐるお 此等の基礎觀念か されないのであ 行政上の役割を甘んじて引受けるだないのである。わが裁判所が其慣例 (警察)の協力を得て、十分に監視権 ら明かであるやうに、新しい 、しかし、フランス草 、イタリアではフ 法 0

で已まないのである。少くとも成年者に關する限り、 で記るため、何等かの立法的處置の取られんことを望ん しむるため、何等かの立法的處置の取られんことを望ん で已まないのである。

一裁判官の權限の擴張は、新たに定められた刑を加重減 をに進んだ改正はないのである。減輕の情狀に關するシステムに於て、特に其効力が現は とに今日行はれてゐるやうに、裁判官の自由裁量に委ね られるのであるが、更らに、新たに酌量減輕の第三の標 は他で、目に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱讃をかち得てゐた「特に酌量 文で、已に久しく世間の稱遺をかち得てゐた「特に酌量

> つたのである(第五八條)。 発除(Begnadigung)は、無益で殆んど邪魔なものとも 見へるのに、刑の執行猶豫に附加されてゐたが、決定草 見へるのに、刑の執行猶豫に附加されてゐたが、決定草 のとも のとも

な處では、刑の発院に委ねらるゝものもあるのであ 現行法規に規定さるゝ所と同じいものもあるし、又は、 現行法規に規定さるゝ所と同じいものもあるし、又は、 現行法規に規定さるゝ所と同じいものもあるし、又は、

(B) (五) 罪

以上のように、草案には、刑の酌量減軽に関する規定が多いので、草案を支配する主義傾向が刑罰組織を緩和が多いので、草案を支配する主義傾向が刑罰組織を緩和が多いので、草案を支配する主義傾向が刑罰組織を緩和か、或る種の犯罪については、刑の量定が峻嚴化されたか、或る種の犯罪については、刑の動量減軽に関する規定となる。

總則に於けるが如く、各論でも、草案の起草者は現行

刑法の規定の順序を甚しく變更したのであつて、 ないのである。 一般の分類以外には、現行法の姿は大して止められてゐ 当する罪、 個人に對する罪、並びに違警罪といふ犯罪の 國家に

部の政治組織と同時に、國際關係に於て生じた幾多の大二十世紀に入つてから、特に、世界大戰以後、國家內 制定の必要を感ぜしめたのであつた。是に於て、國家に して經濟の重要性の益々高まるの狀勢に鑑みて、新しいてゐるのである(第一四四條以下)。更らに、國防に對 の剿滅に努めた新しい法規が一括して草案中に收めら きな變化は、國家の利益を刑法上から保護すべき法規の 規定を設ける必要に逼まられたのである(第一四八條)。 められたのである。尙ほ、沒收(Einziehung)を科する 統的に組織立てられたのである(第二七一條以下)。各 ある(第一五〇條以下)。秩序の攪亂に對する防衞は系 同じ理由で、風紀道德に關しても規定が設けられたので る陰謀を企てたるもの」財産の全部沒收に關する規定は 2認めらる」のであつて、且つ、罰金の額もかなりに高麗全體を通して罰金刑の廣く採用せらる」に至つたこと する叛逆陰謀(Landesverrat) 並びに間諜(Spionage) スが非常に増加し、また國家の外部の安全を危ふす n

依然として留保せられたのである。

罪 るといふ方法を取つたのである。これは、特に人の生命 記主義の代りに、裁判官に信任を與へる一般準則を設け いての詳細なる規定によつて、 してしまつたのである(第三五九條以下)。次には、詐欺 草案では、この場合に、 に對する犯罪の意義を定むる場合に効力のあるもので、 場合の詐欺(Betrug)と背任(Untreue)の罪には、普 るために、貯金者たるフランス人を目的として行はれた に屢々續發する不正事件のために沸騰した輿論を鎮づめ の飲點は補塡されたのである。更らにまた、草案は、餘り 、職業上の秘密の侵害の解釋にも便利なのである。し 個人に對する罪では、起草者は、賢こくも、 い刑法の採用する所で、 の最 たのである(第四五〇條及び第四五六條)。 長限に更らに加重せられた禁錮刑を科することに 決闘の意義又は殺人の共謀の意義に 煩躓な區別を立てることを廢止 不十分な決疑論を避けて、 今迄の立法上の世間周知 列新 0

-- 50 ---

害する行爲を彈壓 0) を以て之に臨んで ゐるのである (第四〇六條以下)。と 點に關して最も重要なる革新は、 詐欺背任に對すると同じく、草案は、善良なる風俗を するためにも、等しく公正峻嚴の精神 姦通の處罰に關して

合に於て、 猥褻の行爲を爲したるものは刑法上處罰されたのである 未成年の婦女に對しては、たとへ暴行を以てせざるも、 重する條件を定めたること等である。 未成年の婦女の保護に努むるに至りたること、 (Kuppelei)の禁壓、並びに姙娠又は性病 感 染の場 男女全く對等となつたこと、今までは十三歳までの い草案では、この年齢を十五歳までに延長して 善良の風俗を害する諸種の犯罪に對し刑を加 淫交の媒

の仕事は、實際上の智識の豊富な刑法學のお蔭で、 決定的なものとなつてゐる各論の領域に於ける起草委員 ないものと思はれるのである。理論よりは實際の見地が 檢討を經ではゐないのであるが、 各論は、今までの處、猶未だ大學側並びに裁判所側 法の不備と缺陷とを剔抉することができて、容易に進 たの である。 總則と比べて議論は少 現行 0

るのである。捜査(Ermittlungsverfahren)に闘する主 くの難事業で、 同じコムミツションに委任したのであるが、これはな (code d'instruction criminelle) の草 案の起草を 法省長官シェロンは、刑法と同時に、新しい 色々とむづかしい問題が重なつてる 刑事訴

> たほ兹處數年は遷延するものと思はなければなるまい。先づ刑事訴訟法の完成を條件とするものであるがため、 ないものであるから、新刑法の實施の日は、只だに議會できないもので、兩者は無條件で相調和しなければなら 關する詳細の規定は、委員は之を刑事訴訟法に譲つてゐ 裁判官の自由裁量の權限、裁判上の刑の免除、復權等に 義の問題もあり、 のもどかしい討論で長引かされるばかりでなく、 るのである。手續法と實體法との關係は切り離すことの れこそ看物で、 いて委員がどういふ態度を取つて、どう立案するか、そ義の問題もあり、陪審裁判の問題もあり、此等の點につ 今から鶴首して期待される次第である。 前以て

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. August 1935

宇和島刑務支所落成式概況

好天氣に恵まれた。 此の日幸にも、近頃にない清朗な

るかのやうである。参集の來賓も定刻前に岩 背に負ふ滑床鬼城の峻獄も紅葉を彩どり、柿原の景勝 一段の色を添へ其の眺め殊に麗しく此の佳日を祝福す 早や百餘名を算へて時ならぬ賑ひを見せた。 福田松山地方裁判所長、 谷田檢事正、山村代議士 賓も定刻前に岩松行刑局

・ 落成の式典前、午前八時三十分、先づ新装なつた教誨し今日其の新築落成式を迎へたのである。 坪を求めて、 四萬三百餘圓を費し、一年半の歲月を經て本年八月竣工 之に同市及北宇和郡町村の一部寄附によつて、總工事費 宇和島刑務支所は、宇和島市柿原町に敷地二千八百餘 昭和九年三月來本省豫第一萬九千八百圓と

來賓初め参集の受刑者は心の底から衿を正し瞑目合掌し 經勸修もいと莊重嚴肅に、遷佛の式を行はれた。居列ぶ て吾を忘れ念佛唱名した。終つて杉本所長、來賓、幹部 職員、受刑者總代の燒香、次で所長の式辭本派本願寺執 四州教區管事末廣唯信師導師の下に結集十名の讀

> 時遷佛の式を終る。 行長の祝辭、本願寺社會部長緇川師の教誨あつて午前十

解や、 式、齊主、來賓の諸行事あつて杉本所長外來賓より左の うつり、 小憩あつて席を改め午前十時半よりいよ人 祝辭を述べられた。 緒方支所長の開會の辭に始まり嚴肅なる修

宇和島刑務支所新營工事概要 字和島市柿原字田中一七五番地 二千八百二十七坪

建物總延面積 斯 在 地 主要建物下見板張上部漆喰塗上 木造平家瓦葺一部二階建

I. 費 四萬參百壹圓七拾九錢五厘 竣工 昭和十年八月二十四 起工 竣工 昭和十年八月二十四日 主要建物天井共主として漆喰塗、 床事務所板張 其他はモルタル塗 昭和九年三月十一日 (直營工事)

に残っても

、閣下並諸賢ノ貴臨ヲ辱フスルヲ得タルハ職員一同ノ深ク光本日茲ニ宇和島刑務所移轉新築工事落成ノ武ヲ擧クルニ當

抑モ當支所ハ遠ク舊藩時代宇和島北町ニ設置シア

重ノ弊ニ路リ 人心動モスレハ詭激ニ赴カントシ犯罪増加ノ領 本義ハ刑ナキヲ期スルニアリ、然ルニ輓近社會ノ趨勢ハ物質偏 從事セル就案者一同ノ勞亦以テ多トスル所ナリの惟フニ行刑ノ 直接工事董督ノ任ニ隋レル職員諸以ノ苦心努刀ハ勿論本工事ニ 落成ヲ見ルニ至リタルハ 洵ニ感謝措ク能ハサル所ニシテ 尚ホ 局諸官公衙其ノ他有志各位ノ甚大ナル御援助ニョリ、茲ニ其ノ 面沒術ノ養成訓練ニ意ヲ注キツ、只管工事ノ進抄完成ヲ圖リタ 二、當初建築ニ必要ナル技能者僅ツナリショ以テ各刑務所ニ接 等一部ノ寄附ヲ得テエヲ起スニ至レリ。工事ノ經過ヲ顧ミル 千八百圓ノ工費ト宇和島市及北宇和郡町村會ヨリ敷地建築材料 局ノ容ル、所トナリ、昭和九年三月地ヲ此ノ柿原ニトシ一萬九 **勘**ナカラサルモノアリ、加フルニ市將米ノ交通發展ヲ阻害ス 附近丘陵ョリ構内ヲ腋下シ得ル等、行刑上並社會風教上弊害 廢ヲ來シタルノミナラス人家漸ク稠密股版/度ヲ加へ、且ツ 刑場ヲ明治十六年同大石町ニ移轉新築シタルモノニ係リ、次抑モ當支所ハ遠ク舊藩時代字和島北町ニ設置シアリタル徒 ラ請と 屢々之力移送ヲ受ケ 爾米炎熱寒風ノ中ニ一致協力一 ノ魔モアリ、市ノ午覺者相謀り移轉ヲ唱導シ幸ニシテ本省當 新スルト 明治二十八年工場增築、 其ノ間本省當局ノ懇切ナル御指導ト本縣並地元市町村當 コロアリタルモ爾米年所ノ經過ハ建造物ノ腐朽類 其他諸般ノ設備ヲ改造シテ面目ヲ

> 法規ニ適合シ時代ニ即セル諸般ノ設備ヲ必要トスル素ヨリ言 局二其ノ人ヲ得テ始メテ目的ヲ達成シ得へキモノナルモ ヲ要スル所ナリの蓋シ行刑感化ノ要ハ人ト人トノ關係ニ屬シ當向アルハ捲フへカラサルノ事實ニシテ、行刑上最モ深甚ノ考慮 要セサルナリの ルハ掩フへカラサルノ事實ニシテ、行刑上最を深甚ノ考慮 一面

勿論 嫌テハ犯罪ノ絕減ヲ期セムトスの ヒ 行刑所期ノ目的達成ニ向ツテ邁進シ 累犯ヲ漸減セシムルハノ足ラサルハ凡ユル角度ヨリ日夜研究不斷ノ努刀ヲ以テ之ヲ補 ト萬々ナリの職員一同意、烈ラ新ニシ向後此ノ新設備ラ活用シ其 便利ニシテ都應ヲ避クルニ充分、舊聽舎ノ夫レニ比シ優レルコ 原ノ景勝居ナカラニシテ四季ノ眺メヲ擅ニスルヲ得ヘク、交通 當所ノ新設備ハ未タ以テ完璧ト稱スルヲ得サルモ、地ハ則チ柿

テ止マサルナリの聊力蕪畔ヲ述へテ式解トスの 閣下並諸賢將來一層ノ御指導ト御援助ヲ賜ハランコトヲ懇願

昭和十年十月十三日

松山刑務所長 杉

安定ヲ圖リ、 シメ釋放後二於テ良民二伍スルノ素質ヲ養フニアリロ 惟フニ行刑ノ使命ハ 收容者ノ拘禁ヲ完全ニシテ社會人心ノ 、二當り 一言脱意ヲ表スルハ余ノ欣幸トスルトコロナリロ 本日松山刑務所字和島支所ノ移轉新築落成ノ式典ヲ擧行セラ 且獄内ノ規律ヲ正シ 收容者ヲ教化シテ 之ニ慣レ

2

設ニ係リ 不秩序ナル構造ト房舎ノ朽廢トハ到底前述ノ期待ニ 待シ得へキニ拘ラス、字和島支所ノ舊廳舎ハ遠ク四十年前ノ建 ト雖堅牢ヲ旨トシ以テ隔離ノ實ニ備へ 刑務所トシテノ威嚴ヲヲ費シ玆ニ其ノ竣工ヲ見ルニ至レリ。 新廳舍ハ輪奥ノ美ナシ 添っ能ハサルニ立至リタル為 當局ハ嚢ニ理想ノ地ョ市内 柿原 之为使命ノ達成ハ職員ノ誠實ト設備ノ完全トラ待ツテ初メテ期 員諸氏ノ努フト地方有志ノ熱誠ナル援助ノ賜ニシテ 余ノ深ク 康ト職員執務ノ便宜ニ留意シ 之カ機能ノ發揮ニ努メ 行刑建築 存スルト同時二 採光換氣及氣積ノ十全ヲ圖リ 以テ收容者ノ健 ニ撰定シ以テ昭和九年三月六日エヲ起シ、爾來一年有半ノ日子 真諦ニ徹シタルモノアリ、之全ク工事董督ノ任ニ膺リタル職 新廳舍ハ輪奥ノ美ナシ

志ヲ新ニシテ職ニ勵ミ 奉公ノ誠ヲ致シ 因テ以テ當局ノ期待 ヲ得ルノ一事ノミ 希クハ職員諸氏此ノ機會二於テ精進一番心 今や新廳舎ノ完成ニ因リ ヘラレンコトヲロ 物的設備全々成リタルヲ以テ 残ストコロハ只其ノ職司二人 最近行刑ノ要望スル諸般ノ施設略備 =

感謝スルトコロナリの

斯ノ如クニシテ施設ト人トヲ併セ得テ行刑ノ使命ヲ果スヲ得 ニ過キス 之實二當所改築ノ目的ヲ完ウスルモノニシテ 邦家ノ幸福之 以テ説解トスの

昭和十年十月十三日

りの 心解り 祝鮮ヲ述フルヲ得ルハ洵ニ欣快ニ堪ヘサセラル、ニ際リ 祝鮮ヲ述フルヲ得ルハ洵ニ欣快ニ堪ヘサ 宇和島刑務支所改築ノ工事竣功ヲ告ケ、本日落成ノ式ヲ擧行 ルナ

消長二重大關係ヲ有スルハ論ヲ俟タサル所ナリ。而モ行刑制度 全フシ能ハサルヘシ。 宇和島刑務支所ハ 舊藩時代宇和島 北町 シ 適材ヲ萬ムト雖設備之ニ件フニ非サレハ到底所期ノ使命ヲ 國力行刑制度ノ研究ハ素ヨリ 之力改善ニ意ヲ須フルコト ノ其ノ目的ヲ達成スルニハ幾多ノ困難ヲ伴フ所ニシテ 文明諸 其ノ設備狭隘 且腐朽ニ近ク 殊二人家稠密地域ニ隣接セルヲ以 ハ蓋シ偶然ニアラサルナリ。乃チ行刑機關ノ組織如何ニ完成 モノニ始マル 其ノ後一部ノ増築等ヲ爲シタルモ現時ニ至リテ ス○ 希クハ關係各位 這ノ改善ヲ機トシ倍々自重以テ行刑事務 憾ナキ規模構造ニシテ 宮ニ受刑者ノ恩澤ニ浴シ得ルニ止マラ ニ至レリの其ノ設備や時代ニ適應シ 行刑ノ目的ヲ達スルニ遺 二設置シアリタル徒刑場ヲ明治十六年大石町ニ移轉新築シタル /目的達成二更ニ一段/カヲ致サレン事ョー言蕪解ヲ述ヘテ祝 ス 行刑制度ハ國家至要務ノーニシテ 之カ目的ノ達否ハ國 運ノ 一般治安並風教上ニ貢献スル所大ナルモノアルヘキョ信 兹二改築ノ議起り 昭和九年三月起工 今ヤ全ク竣工 ヲ 見ル ナ 11

54

昭和十年十月十三日

愛媛縣知事 大 場

銘

次

メムコトラ聊カ所懐ヲ陳へテ祝解ト爲ス○ 以テ益々行刑ノ成績ヲ學ケ 這般ノ新築ヲシテ意義アラシ

昭和十年十月十三日

松山地方裁判所檢事正 谷 田 勝 之

式した。 任刑務所長であつた、神本沖縄、和田金澤、の各刑務所 其の他字和島市助役、南豫會長、稅務署長の祝辭及前

各合房及所內の主要建物や施設を參觀し、舊藩時代の牢 見入つてゐた。終つて廳舎前に於て午餐會を開かれ杉本 獄を脫した明朗な近代的行刑設備に驚嘆の色を浮べつ」 當日の主なる來賓は左の通である。 の謝辭を述べられ祝盃を舉げ盛會の裡に隨時散會し 所長の挨拶に次ぎ山村代議士起つて來賓を代表して一場 閉式後直ちに、來賓一同は緒方支所長の案內によつて た

野の名士百六十餘名。 派本願寺緇 岩松行刑局長、 宇和支廳長、 助役、竹內南豫會長、北宇和郡自治會長、營林署長、 山村代議 關川高知刑務所長、愛媛縣知事代理、柏木市 川社會部長、 士、豊田宇和島區監督判事、竹內上席 福田松山地方裁判所長、 郵便局長、字和島驛長、本 其の他各方面の代表者朝 谷田檢事

セラル、二際リ 其ノ席末ニ列シ 祝解ヲ述フルコトヲ得ルハ塞 欣幸トスル所ナリの 宇和島刑務支所新築工ヲ竣工、本日ヲ以テ落成ノ式典ヲ擧行

民人ノ禍福ニ關スルコト至大ナルモノアリの然り而シテ行刑ノ 目的ヲ達スルカ為ニ 必要ナル施設ハ素ヨリーニシテ足ラサル リテ初メテ克の其ノ効果ヲ期待スルコトヲ得へク 行刑ノ使命 ナルヲ念ヒ 新廳舎ノ竣成ヲ機トシ 更ニ一層其ノ職司ニ匪勉努 多大ナルモノアルヘキヲ信シテ疑ハス 洵ニ慶祝二堪へサルナ ル。是レ各國競ラテ之力改善ヲ圖リ 我當局ニ於テモ之ニ 鋭意 ハ極メテ重大ニシテ其ノ適正ニ行ハル、ト否トハ 國家ノ隆替 スルニ在り、犯罪ノ豫防ヲ目標トスル刑罰ハ適當ナル行刑ニ依 大性ヲ加ヘントスの職員諸氏庶幾クハ其ノ負荷ト責任ノ重且大 其ノ構造布置概ネ最近行刑思潮ノ要求スル所ニ適ヒ行刑上便益 ニ依り今ヤ其ノ落成ヲ見ルニ至ル○規模必スシモ大ナラスト雖 ノエヲ起シ 爾死一年有半關係職員ノ勤勉ト地方官民ノ援助ト セラレツ、アル所以ナリ。我字和島刑務支所 亦昭和九年新營 惟フニ行刑ノ目的ハ 罪囚ヲ教化美導シテ社會適應性ヲ 養成 就中刑務所建築ノ完備ヲ以ニ其ノ最重大ナルモノトセラ 輓近世相ノ複雑ト人心ノ荒意トニ因リ逐年犯罪ノ増加ヲ招 受刑者又之二件ヒテ漸增ノ傾向アリ 行刑ノ使命ハ關々重

-- 55 ---

ス 滿洲國日系宮吏(本會々員)二對 ル 殉 職贈與金

一金參百圓也 滿洲帝國延吉監獄典獄佐 故東 遺族愛媛縣北宇和郡泉村小倉 實

妻東 キクイ

呈スルコトニ決定シ遺族ノ居住地タル愛媛縣北宇和郡泉村村長シ以テ聊カ慰藉ノ意ヲ表スル爲メ前記頭書ノ金員ヲ其遺族ニ贈 高田春男氏ニ直接遺族ニ交付方ヲ依賴シ手交ス。 故本會々員東實氏ハ滿洲國延吉監獄二於テ日系官吏看守長ト

一金貳百圓也 滿洲帝國吉林監獄看守長 故知 山 泰 治

遺族東京市大森區池上町一、〇六〇

力中感染シ入院加療ノ甲斐無ク同康徳二年四月廿三日遂ニ公病勤務中同監獄內ニ傳染病發生ノ際寢食ヲ忘レテ豫防ト療治ニ努 故本會々員畑山泰治氏ハ滿洲國吉林監獄ニ於テ看守長トシテ 妻畑山ケサオ

滿洲支部會員勤務廳異動

戸が明、様木市

佐 蘭 監 獄	池 南 監 獄	拜 泉 監 獄		龍江省齊々哈爾	人 的复数电子图 4-		吉林城內監獄			新京特別市 監 獄	監獄名
		助我, 南原會		本庄吉助			岡村保容			山田榮次郎	典獄佐
小川文	辻 信 義	岡本恒秀	中山長松		高橋藤太郎	森本泰輔	崎田國松	田口竹治	木	木村樹	看守
森 島 勇	大島恭作	加納多々雄	海老原爲治	谷尾信次	西によって	細小路正二	渡邊茂	社河内忠治	船重利	安井正雄	長
						-	- 166				

復 州 監 獄		零天省營口 監 獄	遼陽 監獄	生	無順 監 獄	尺 旨無	底。 五川 卷峰、	奉天省奉天監	吉田, 谷内, 東	安東監	安良省安良	延吉監	蘭監監	省呼	濱江省ハルピン
		佐藤惠	平方義孝		354		大理茶品公司	濱田泰 次郎		獄 藤原英藏	規則及び研究会	高橋七郎	獄	であって、被手を発	獄
木村慶喜	小林捷造	-	山崎三郎	湯田規矩夫	芹澤吉太郎	町清	伊東保彦	下	間	安	田義		杉山靜馬	野義	大久保勝藏
妹尾榮	江崎喜藏	上義	志田忠好		高橋勝藏		阿部源三郎 宮 崎 一 彰	藤政	濱口敏郎	邊恒	井庄三	根岸義雄	市川庄治	尾林顯一郎	我宗
	潘陽看守	看守	吉林城內	新京看守	寺則打	特温監監	。 監	錦州省錦縣	與 京 監	京 監	省海龍	本天省西安 監	省昌圖監	遼 漢 源 監	鐵 嶺 嶺 監
の資地見趣としたることは	所河村信市	所	の文化など	所富樫博	メの小部分を	 分井青水	法	新 新 葉 孝	活 の開始が時間		大・一つなる大額で	続 辞記がなるの			意思
	卯田新造	岡本藤市郎	河本黃海雄	桑原辰雄	山下義雄	小林尚	渡邊晴種	河上政重	堀之內義尚 仲川	中	计	富永勝兵衛	平山七郎	小島貞	高森和太郎
藤見辰之助	仲川新作	井原寅男	が自受験のた	大野定義		大村忍	常石淳平	藤原春雄	仲川修二	日子证其	1	黒田巖	永谷竹之助	田村久信	大石米藏

事(以上大谷派)、宮崎乘雄、 長を始め朝倉一道、英秀雲、 堂に於て舉行、本願寺側より沼波所 十月十五日午前十時より刑務協會講 主事より開式の挨拶及び研究會の經 大原刑務協會主事等列席、先づ富井 吉田、谷内、東の各刑務所長、伊藤、 中尾の各司法書記官、椎名、岡部、 の諸師並に司法省側より正木、岡、 忍、玉川義隆、犬野柔忍(以上本派) 左の式辭を述べた。 生に對し修了證書を授與し、 過報告をなし、次で沼波所長は研究 同行刑教誨研究會修了式は、 藤音得 岩崎錄 引續き

りなく修了式を行ふに至りました。と の御協力とによりまして、本日を以て滯

> は、誠に感謝に堪へざるところであります。同時に御多忙中にも拘らず、態々御 水臨を辱ふいたしました來賓各位に對 水臨を呼ふいたしました來賓各位に對

> したることは、
> 會期中に於ける幾ヶ所か の實地見學と相待つて、
> 諸君の今後の研 の實地見學と相待つて、
> 諸君の今後の研 の實地見學と相待つて、
> 諸君の今後の研

生諸君に於ても、病氣その他事故缺席等 出來なかつたさうでありますし、又研究 りに講義が行はれ、時間に少しの間隙も ンの小部分を除くの外は、すべて豫定通 報告によりますと、今囘の研究會は、 それだけでも優に實現し得たといふもの して、その點誠に有り難い仕合せと存じ ばかりの内容を盛つて、最も效果的にこ は殆んどなく、會期中殆んど張り切れる でありませら らば、兩本願寺の日頃の報國の微意は、 穫となつて報いらることになりましたな 培はれたこの一粒の種が、他日萬倍の收 てゐる次第であります。もし諸君により の機會を利用されたといふことでありま 又私が、本會事務擔當者から受取つた

諸君は何れも大學の學部若くは少くも

事門部卒業の學歷を有してゐられるので ありますから、假令事攻科目は別口であ てゐる科學的知識は、一通りのところは てゐる科學的知識は、一通りのところは 生異へてゐらる」のであります。從つて、 今囘の研究會が短期であつたとしても、 生臺がすでに出來てゐることであります。 なかつたとは言ひ得ない筈であるし、短 なかつたとは言ひ得ない筈であるし、短 ります。かく信じまするが故に、前にも ります。かく信じまするが故に、前にも 申したやうに、一粒の種が他日萬倍の收 は堅く信じて疑はないのであります。

科學的の研究勿論必要であります。親鸞聖人の末流であるといふことであります。親鸞聖人の末流であるといふことであります。親鸞聖人の末流であるといふことであります。親鸞を見分けて、その眞相を把握せんとするの用意は勿論しかあるべきことでありまする

こと」思ふのであります。而して宗教家 用の上に他を知り自らを省みる宗教家と されると共に、その用を見、その相を祭 刑上に於ては科學的の研究が切實に要求 は、物質有形のことばかりではありませ ん」といふことであります。諸の登窮と の用心といふその目標は何かといへば、 しての用心も、 し、その體を究むるところの、即ち體相 ことが、最も必要なことであります。行 の心的現象を全面的に洞察するといふ は、念々に動き、刹那々々に變ずる人間 まするが、同時に、宗教家の仕事として るはないのであります。 ひ、前途に惑ふもの、何れも貧窮ならざ ん、心に惱みあり、悶へあり、 「大施主となりて普く諸の貧窮を濟は 亦應用せられぬばならぬ 脚下に迷

信、即ち自らも信じ、人をも信ぜしむる教らぬのであります。而して諸の登窮を濟らぬのであります。而して諸の登窮を濟らぬのであります。而して諸の登窮を濟

ありませぬか。諸君は實にそれを目指し

表し、併せて各位の御健康を祈る次第で をう切に念願する次第であります。 終りに臨み、重ねて司法當局、諸講師 がに來賓各位に對し深甚なる感謝の意を 並に來賓各位に對し深甚なる感謝の意を がに來賓各位に對し深甚なる感謝の意を がに來賓各位に對し深甚なる感謝の意を

木書記官より左の訓示をなし、本書記官より左の訓示をなして正

あります。

折悪しく目下行刑局長が出張中でありますので、僣越ながら私が代つて御挨拶の際に、昨年もさうであつたが今年も生僧と出席が出来ないから、御前、私に代つてよろしく御挨拶申上げてくれるやうに、又吳々も御詫び申し上げてくれるやうの點よろしく御諒承を願ひたいのでありの點よろしく御諒承を願ひたいのでありの點よろしく御諒承を願ひたいのであり

同様なことをむし返すやうな結果になる もタネがございませんので、或は昨年と 上げたいと考べて見たのですが、何分に 今年は多少とも何かかはつたことを申し と」、謹んで御喜びを申し上げる次第で 事修了式を御擧行になるといふことを拜 みな様が、今後行刑教誨の天地に於て大 かも知れませんが、その點、精神教化と 上げるのは私も聊か氣が咎めますので、 あります。昨年も私が代つて御挨拶申し 承いたしまして、先づ以て御目出度いこ に活躍をなさらうといふその第一日に際 て、殆んど年中行事の一つのやうにもな 御開催になるのは毎年のことでありまし 上げたので、又同じことを繰返して申し し、豫想以上の好結果を収めてこれに無 刻富井主事からの御報告によりまして、 るが程のこともないのでありますが、先 貢献を期される御趣旨から、當研究會を つてゐますので、今更改めて彼此申上げ ます。兩本願寺が、行刑教誨に一段の御 し、今回の研究會が極めて順調に進行

> 作手もにしか、毎点真を前つです。 ひたいと存じます。 ひたいと存じます。

尤もこれは政治問題についてではある らないといふやうなことをいふてゐる。 かん、飽くまでも自力で行かなければな 聞などで見ると、日本は他力本願ではい 蛛に解釋して、その言葉までを罵倒する が、他力本願といふことをそのやうな意 領世間の人は、他力本願といふことに對 やうなことを言つてゐられたのです。近 博士の方で、稍々易奮した口調で、次の たか御名前は存じませんが、何でも文學 話を申し上げて見たいと存じます。どな ネーブに於ける聯盟會議の際なども、新 する考へとを結び付けて、少しばかり御 の修養講座で、私が一寸小耳にはさんだ して非常な誤解をしてゐる。例へばジュ 一節をかりて、これを私の精神教化に對 舌りしたと記臆してゐますが、今年も朝 の歎異鈔の講義を引合に出して何か御喋 昨年もたしか、梅原眞隆師のラヂオで

か、いかなる立場に於て兩者が結び付けとの間にいかなる因果關係が存するもの と思ふのであります。勿論私は宗教家でらば、一度は必ず遭着すべき問題である 題は分りませんが、しかし多くの人々の られてゐるものか、さらした六ケしい間 はありませんから、他力本願と自力更生 ころのものは或る一點 に充實して來て、そして最後に求むると をとるに從つて、內省の深みと共に內的 主的精神力を有つてゐますがだん!~年 には自己意識が强く、燃えるやうな自 心的經過を考へて見ますに、子供の時分 今日全國に漲つてゐると思はれます。少 に、或る矛盾、撞着を感じてゐる人は、 しく内省、工夫に心を潜める人であるな と、いはゆる自力更生といふこととの間 やるまでもなく、他力本願といふこと は存じますが、しかし、その方の仰つし 御話でした。私共も尤もな次第であると いふもので遺憾である云々といふやうな如き傾向にあるのは、全く世人の誤解と 信仰の對象と

献しやらといった理論を把握し、又これ 集團たる國家、社會の幸福と繁榮とに貢 發展させ、それによつて延いては個人の でも自力によって自己を主張し、自己を いふやうなことはとかく耳遠く、飽くま エネルギーの湧くがま」に、他力本願と 々に在りましては、自己の中に旺盛なる 凡人は、左様な自力更生と他力本願とが に判り得ませんし、况んや年少氣鋭な人 運然一體となったやうな境地は未だ容易 のことでありまして、現に私共のやうな か、少くとも相當の人生經驗を閱した人 るのは、精神生活に於て餘程すぐれた人 ます。しかしながらそこまでの境地に到 るといふことが言ひ得ると思ふのであり 結局に於て他力本願と結び付くものであ りまして、その意味に於て、自力更生は そこに安住するといふことになるのであ 超克して、自己以上の或る力を信仰し、 の精神生活が充實し、擴大するに從つ て、漸く少年時代の自己意識を蟬脱し、 しての或一點である、即ち人間は、自分

等の國々に於ける累進處遇は何れも科學 も、さうなつであるのであります。それ ロシア等何れの國の行刑制度を見まして きものでありまして、ドイツ、イタリー、 りでなく、むしろ世界的趨向とも申すべ 行されてゐます。これはひとり日本ばか 早くいへば何人にも分りやすい物的施 設、制度を中心として、論議せられ又質 とよりも、有形的な、具體的な、手取り 刑は、眼に見えない精神的教化といふこ にも現はれてゐると思ひます。今日の行 思はれます。しかもこの傾向は行刑の上 する傾向にあることも亦自然の成行かと 施設、制度といったやうなことによっ とには比較的距離をおき、とかく物質的 て、人間生活の進歩向上を期待しやうと せんし、そのため抽象的な精神方面のこ 徐り高處にあるとはいへないかもしれま への人たちは、信仰的、心境的には或は されるのであります。しかもさうした考 らに考へてゐる人が隨分多からうと想像 を把握することが正しいのであるとかや

には相違ありませんが、しかしさうだか は囚人に喜びと慰安とを與へる物的方法 許したり運動會を許したり、成程それ等 來るでありませう。例へば給與の點にし が廣いかといふことを看取することが出 も、いかに刑務官の自由裁量の餘地か多 れ等の物的施設、制度を運用する上に の内容並に精神を觀察し來るならば、そ るからさうなのであつて、仔細に同制度 過されてゐるのではないかといふ風に、 かしそれは累進處遇の規則を外形的に見 一見感ぜらる」かもしれないのです。し 神的教化といったやらなことは、或は看 てありまして、 な物的施設、制度を中心として規定され の條交を見ますと、やはり有形的、具體的 累進處遇令が實施されたわけですが、そ ゐます。わが國に於ても、昭和八年から 的研究に基いて個性判斷をなし、何人に も明白な方法によってその制度を立てよ 慰安の方法にしても、集團散歩を いかに運用の妙を發揮するの分野 みな様の御仕事である精

らとて、これが唯、徒に囚人を喜ばせ樂 るやうなものです。赤ン坊は御腹が空い 思つては非常な誤解であります。例へて 足します。それが母親の愛です。しかし は、赤ン坊を大きくするために、又その 子供はお腹をこはすにちがひありませ どうでせう、この場合、子供が喜ぶから そして子供の滿足さらな顔を見て共に滿 要求を充すためにオッパイを與へます。 りにオッパイを要求します。勿論母親 てゐるから、母親の乳房にすがつてしき しませるためにのみ存在してゐるものと を滿足さしてやるといふのも無論母親の といつてオッパイを與へすぎたならば、 ならぬから、その邊をよく加減して適當 愛ですが、與へすぎてお腹をこはしては ん。つまりオッパイを與へて子供の要求 とが、更に大きい母親の愛といふべきで に與へやう、との心掛けを常に失はぬこ せう。唯々子供を喜ばしさへすればい」 といふのでは、母親の真の愛とはいへな へば、母親が赤ン坊にオッパイを與へ

では、階級によりいろくな特典を囚人 對しても腹壁が要るのです。累進處遇令 愛にも母親の腹鸛が要るやうに、囚人に 同じことがいへるのです。子供に對する いのであります。囚人に對する場合も亦 は、物的施設、制度の形に囚はれてはな は行刑の墮落を招來することにもなりま 藝を缺けば、折角の累進處遇令も、結局 らないのです。刑務官にしてその邊の腹 す。國際刑務會議では、世界的の思想と して、人道主義の墮落といふことが叫ば

慢して、囚人をダメにすることのないや 役に廻つても、涙を吞んでその辛さを我 誨師さんは、今度東京から歸って來た 遠いといはなければなりません。あの教 ら、イヤに嚴しくなつた、と多少憎まれ ばかりで、教化の本義と相距ること頗る な人では、囚人を甘やかし、増長させる いふやうなことばかりを考へてゐるやら たりすることは實に容易のことです。し 囚人を一時的に喜ばしたり、機嫌をとつ 與へれば囚人は喜ぶにきまつてゐます。 に與へ得ることになつてゐます。これを ると同じことです。與ふべき特典はある ッパイを與へすぎて子供に下痢を起させ 人を却つて豪なしにしてしまひます。オ かしさやうなことばかりしてゐては、囚 腹鸛はその點に存するのです。刑務官 ける運用の妙が存するのです。刑務官の がこれを無暗に與へぬところに行刑に於

役目でありませう。同時にそれがみな様 らに努力するのが教誨師としての本當の ありませら。 の御仕事に一段の進歩を遂げる所以でも

の共同感情を蔑視するものである云々と の問題を忘れてゐる、これは明かに國民 的施設に頼りすぎて、囚人の精神的方面 事政策は、個人主義から刑事政策的アナ 法學者であるシャフタインといふ人が國 讀みましたが、それによると、リストの刑 の刑事政策に對し悪口をいつてゐるのを 際監獄會議に對する報告に於て、リスト 私は二三日前に、ドイツ、ナチスの刑 キズムに導くものである、餘りに物質

が必要です。「忍人」といふのは、一時

は、善き意味に於て「忍人」たるの覺悟

へますのに、刑務官殊に教誨師たるもの には墮落してしまひます。そこで私が考 す。しかしさらやつてゐては行刑は遂 それだけに多くの人の陷りやすい誘惑で ことです。相手を喜ばせて人氣を博する すき濫用若くは誤用の弊を避けられたい

ことは、誰れでもなし得ることであり、

なりを考慮して、動もすれば人情陷りや

やらに、十分相手方の個性なり心的狀態

子供の健康を考へてオッパイを加減する

典や権利を與へるにも、恰も慈母がその

がみなさまに御願ひするいは、囚人に特

に期待せざるを得ないのであります。私 私にはよく判りませんが、私は大にこれ

さうあつてこそ質の教化といふものでせ

當面的に囚人に受けのい」やろにと

ふ確とした信念を有する人のことです。 十年先きの眞の效果を期待して進むとい る位のことはぢつと辛抱して、五年先き 囚人に憎まれたり、評判を惡くしたりす

> れは制度の墮落ではないと思ひます。制れました。しかし私の考へによれば、こ は、一に刑務官の腹襲一つにかいつてる 果を收めるか、それとも堕落へ導くか さるべきです。唯その制度が、所期の效 度は制度として、人道主義に則つて制定 令の精神と眞價が發揮され得るのであり の義に適はせて行くところに、累進處遇 るのです。與へ得る特典も權利も、自ら 度としての效果を收め得ないばかりでな 度の形にのみひかされて、営に制度が制 ます。その精神を忘れて、唯囚人を喜ば コントロールしてその宜しきを制し、そ 關係にあります。集團散步や運動會や交 してやらうとの砂糖主義で行つては、制 談等を許すについても、教化の職務に在 く、むしろ弊害をかもすこと」もなるの いのです。現在の教務主任並に教誨師の であります。 る人の腹酸に期待するところが實に大き 累進處遇の制度と教化とは實に密接な

方々の腹壁がどの程度のものであるかは

ればなりません。迎合は禁物です。何卒 場合には人に憎まれることも我慢しなけ ならば、制度の效果は十二分に發揮され の精神を理解して運用その宜しきを得た 指導者のエゴイズムがさらした結果を持 みな様御歸任後は、さらした御覺悟を以 るのであります。それがためには、或る ます。指導者即ち刑務官各自が制度の賃 ち死したのであると私は考へます。切言 れはリストの刑事政策の罪ではなくし も當つてゐないと思ひます。物質的施設 す。しかし私をしていはしむれば、シャ 責任觀念といふことに重點をおいてゐま の結論に關する限り日本に於ても異論は いつてゐます。そして結論として、今日 すれば制度の罪でなくして人の罪であり て、指導者の罪であると思ひます。即ち に頼りすぎるといふ事實がありとせばそ ないことで、現に累進處遇令に於ても、 じなければならないといつてゐます。そ の刑政は、精神的方面のことをより重ん フタインのリストに對する悪口は必ずし

で、安價な、一時的な感情がらはなれて、安價な、一時的な感情がらはなれて、永遠の、本當の教化を目ざして御努力あらんことを特に希望いたします。囚力あらんことを特に希望いたします。囚力あらんことを特に希望いたします。囚力あらんことを特に希望いたします。囚心が更生に進む所以であると思ひ込むやうになりましたならば、教化の實は全しといふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふのが私の信念ののも親切の一つ」といふの方は、それ

終りに臨み、雨本願寺の方々が、多年わが行刑のために御盡力下すつてゐることは今更御禮を申し上げるまでもない程とは今更御禮を申し上げるまでもない程よく御修了になり、みな様も今後益々わよく御修了になり、みな様も今後益々わよく御修了になり、みな様も今後益々わな行刑界のために御奮闘御努力下さいますことは、私共としては誠に有り難いことで、厚く御禮申し上げる次第であります。

更に椎名小菅刑務所長は、來賓を

代表して左の挨拶を述べた。東西兩本願寺の御主催になる第九囘教言して、この御目出度い席に特に御招待まして、この御目出度い席に特に御招待まして、この御目出度い席に特に御招待まして、この御目出度い席に特に御招待まして、この御目出度い席に特に御招待まして、この御目出度い席に称る第九囘教言して、この御目出度い席に称る第九囘教

承れば講習期間は僅に一ヶ月に過ぎなかつたさうでありますが、研究課目は短 ありまして、兩本願寺や講師の方々の御 ありまして、兩本願寺や講師の方々の御 ありまして、兩本願寺や講師の方々の御 ありまして、兩本願寺や講師の方々の御 られたこと」御察しいたし、わが行刑教 られたこと」御察しいたし、わが行刑教 られたこと」御察しいたし、わが行刑教 さるので、御主催者側の御滿足の程もいかばかりかと御察し申して居ります。 かばかりかと御察し申して居ります。

仕事は、その重要性の増大と共に、事務

次第であります。

これから各位が夫々の

側並に研究生各位の御熟誠の程も窺はれ

分野を開拓されましたことは、

御主催者

て私共としても非常に心強く感じてゐる

一步を進めて、社會學、神道學といつたこの要求を充されるがためと拜察してゐ 寺が、この研究會を御開催になる趣旨も と要求されて行くのであります。兩本願 て、教誨師各位の智識も更に深く且汎く ことを痛感させられるのであります。つ のことを知つてゐなければならぬといふ 誨師各位は實に多方面に亙つていろし 者を相手にしなければならぬ關係上、教 來たばかりでなく、日々種々雜多の受刑 事を拜見しながら、これではいかにも手 共同じ所内に在つて教誨師の方々の御仕 多少異色のある方面の御研究をも御加へ まり教誨の對象が複雑多様となるに從つ 不足であるとの感を毎に深らしてゐる位 の方も昨今非常に殖えて参りまして、私 であります。ひとり仕事の分量が殖えて 以て、 行刑教誨のために新しい

餐を共にして解散した。

御任地に歸られましたならば、この研究

會に於て習得されたものを實地に應用さ

れて、盆々わが行刑教誨のため御盡力下

答辭

本日茲に第九囘刑務教誨研究會ノ閉會式場ヲ賜ハリマシタコトハ私共 終 生 ノ 光場ヲ賜ハリマシタコトハ私共 終 生 ノ 光楽ト存ジ感謝ニ堪ヘザル次第 デ ア リ マ

先刺沼波所長の御話に、各位は親鸞聖人

て別に申上げることもありませんが唯、

さることを御願ひいたす以外に、私とし

であると承りました。それにつけても私がありましたが、私は誠に有難い御言葉の御跡を辿る宗教家であるといふ御言葉

本期間中講師諸氏ヨリ授カリシ御教訓ノ本期間中講師諸氏ヨリ授カリシ御教訓ノ容ヲ充實シ之ヲ刷新スル爲ニハ最モ必要キル資料デアリマシテ深ク感謝致シマス殊ニ累進處遇令施行以來教誨事務ノ第一段、主要、の経営者や役事員ノ人格ト信念ニョリテ有終ノ効果ヲ發揮シ得ルモノデアルコトヲ得マシタ殊ニ是等ノ事業タルコトがでアリマシタ殊ニ是等ノ事業タルコトがであり経営者や役事員ノ人格ト信念ニョリテ有終ノ効果ヲ發揮シ得ルモノデアル

一ツデアリマス

数シマス
斯ノ如ク御懇切ナル御指導ヲ受ケ研究ヲ
ながサセテ頂キマシタ以上歸任後ニ於テ
行刑教化ノ實務ヲ改善シ之ヲ充實スル上
ニ力强キ光ト熱ヲ與ヘラル、コトヲ確信

昭和十年十月十五日 昭和十年十月十五日 昭和十年十月十五日

尚ほ卒業生氏名は左の如し 研究生總代 高 田 義 襄

本派本願寺 本城徹三、西明秋晃、山田本派本願寺 本城徹三、西明秋晃、山田、富本龍淵、高田義襄、高山養彰、藤井六夫、山本謙讓、小笠正義、梅石精詢、藤原義海、波多野義貫、渡邊達谷精詢、藤原義海、波多野義貫、渡邊達谷精詢、藤原義海、波多野義貫、渡邊達谷精詢、藤原義海、波多野義貫、渡邊達谷精詢、藤原義海、波多野義貫、渡邊達谷、小井田諦念、楠元荀也、田村義祐、

藤原慧皎、佐藤秀義、宇野海 造雄、中谷了壽、山ノ內順憧、龍山峻、 地上、

拶で午前十一時閉式、次で一同司法して左の答辭を述べ、富井主事の挨

最後に高田義襄氏は研究生總代

所感を述べて御挨拶に代へる次第であり

で、今後一層わが行刑に貢献するところ共も各位と倶に共に、自ら奮ひ自ら勵ん

の上もなく心强いことであり、どうか私税事してゐらるゝ教誨師各位を、私共の役事してゐらるゝ教誨師各位を、私共の人事に然心に

がなくてはならぬとの感を深りせざるを

東京といふ土地は、風土、氣候共に上々

ことの多いならひであるのに、わけても

に旅に出ては、慣れぬ風土や氣候に悩む やつて來られたのであります。さなきだ

要なのであります。

諸君は温き家庭を離れて、遠く東京へ

断じて都會病に取りつかれざるやう、

堅

く決心の臍を固むることが、何よりも必

す。諸君は先づ、深くこの點に意を致し

その點に十分注意を拂つて、自己の健康 とはいへないのでありますから、諸君は

講師の方々は、何れも斯界に於ける權威

第二十七囘刑務官練習所開所式

月一日午前十一時より刑務協會講堂 黑川兩課長、椎名、岡部、吉田、谷內、 各司法書記官、芥川衛生官、森山、 岡、中尾、平野、船津、大竹、堀田の に於て舉行、岩松練習所長、正木、 閉式した。 所長は左の訓示を與へて、 主事の開會の挨拶に次ぎ、岩松練習 大原刑務協會主事等参列の上、伊藤 東の各刑務所長、森口典獄補、 第廿七囘刑務官練習所開所式は十 同十一時 伊藤

を擧行いたすに際し、一言所感を述ぶる るところであります。 機會を得ましたことは、私の欣幸とす 本日第二十七回刑務官練習所の開所式

まして、それはひとり諸君一身にとつて この練習所に入所を許可されたのであり の光榮であるばかりでなく 諸君は數多き競爭者の中から選まれて

> 材を練習生として迎ふるを得ましたこと ます。當練習所としても、諸君の如き英 先づ以て御慶びを申し上げる次第であり は、誠に喜びに堪えざるところでありま してその點諸君の御滿足もさこそと存じ の喜びにしたいものと考へてゐる次第で 今日一時の喜びに終らしめずして、永久 して、それにつけても、何卒この喜びを 出身刑務所の名譽ともなるのでありま

らしめずして、永久の喜びとするにはど とゝ思ひますが、最も緊要なことは、諸 君が志を立てゝ、行刑界に身を投ぜられ 後永久に維持して行くことでなければな 日この式場に臨まれたる意氣込とを、今 るために拂はれた精進努力と、そして今 たその當時の抱負と、當練習所に入所す らぬと思ふのであります。實際これ 御互のこの喜びを今日一時の喜びに終

同時にその反面に於ては、都會地特有の

その成果を期待することは六ケしいと思 事足りますし、同時にこれなくば、到底 何よりも大切なことで、これさへあれば 得ると同時に、國家に對する御率公を完 た方のやうですが、大多數は内地の各地 うせられんことを希ふ次第であります。 いつまでも忘れずに、最後の榮冠を贏ち この抱負、この精進努力、この意氣込を ふのであります。何卒諸君に於かれても からわざく御出京になった方々であり から、若くは遠く臺灣、朝鮮、滿洲國等 諸君の中、二三の方は東京に在勤され を踏まれた御方もあること、思ひます。 ます。その中には、今囘初めて東京の土 東京は流石にわが日本の首府であるだけ どるものあることは勿論でありますが、 に、文化の點に於て他地方の追隨を許さ

66 ---

吳々も自己の健康に注意されて、自他共 らした前例もあることですから、諸君は とが問題となった程であったのです。さ 傳染病であつた」めに、一時は他の諸君 年は、病氣のために、大切な修業試験を 位心苦しく感ずるか知れません。現に昨 强を妨げること」なるので、自分もどの ません。のみならず、それだけ同僚の勉 も試験場に出席出來るかどうかといふこ 人もあつたのでした。しかもその病氣が 受けることが出來ずにしまった不幸な人 0 りのものとてもありません。たとへ同宿 像して御覧なさい。看護してくれる身寄 かりに寄宿舎に一人の病人が出來たと想 他に及ぼすこと」もなるのであります。 幸は勿論のこと、場合によつては、累を す。諸君の克己と攝生とを以て、よくこを第一に心掛けることが必要でありま しても、到底肉身のもの」看護には及び の風土氣候を克服して進むの覺悟がなく 一病氣にでも罹つたならば、御本人の不 同僚が勉强の餘暇に看護してくれるに ならぬのであります。諸君にして萬

近することが出來るのであります。諸君 備してゐて、しかも最も手輕にこれに接

を稱ふるにふさはしき機關は到る處に完 ます。映畫、芝居、カフエー等人生の春 の雑沓はさすがに時代の色を漂はせてゐ す。東京のネオン・サインの光りは如何

覺悟と工夫が最も必要であると考へま

君の心境を亂さる」ことのないやうに、を指いても先づそれ等の環境によつて諸

にもきらびやかであります。銀座や新宿

にして少しでも氣を弛めたならば、忽ち

にしてその誘惑の虜となるのでありま

に迷惑することのないやうに心がけられ たいのであります。

鬧、この騒音の地に足を入れて、目まぐ ら初めてこの東京にこられて、この熱

るしい生活を始めらる」に際しては、何

ますから、平和と人情味の豐かな地方か 悪い點もすべて具備してゐることであり

ら咀嚼し消化して、これを自分の血肉に 諸君を送つてよこした先輩同僚諸君に對 やうでは、練習所に人所した甲斐もなく して行くやら、出來得る限りの準備と努 込まれて行く諸先生の講義を、片ツ端か ります。ですから諸君は次ぎくしと詰め しても、甚だ相湾まぬこと」なるのであ のものにすることが出来ないでしまふで 講したものを十分に消化しきれず、自分 後からくくと追ひかけられて、恐らく聴 ころを、その日へに整理してチャンと 力とを怠つてはならぬのであります。 せら。折角東京に來て練習所に入りなが 頭の中に入れておくやらにしなければ、 るます。從つて諸君は、毎日修得したると の效果を擧げたいとの考へから、短期間 に比較的澤山の課目を授くることにして 當練習所に於て講義を御願ひしてゐる 次に當練習所に於ては、出來得るだけ 何を學んだのか分らずに歸任さる」

び得難き機會でありますから、單にその方々の謦咳に接するといふことは誠に再 りませぬ。諸君がかやらな立派な講師のしてその奥義を摑むやらにしなければなります。諸君はよくその所説を熟讀玩味 自己人格の修養に資するやうに心がけね 胸奥より迸り出る人格の力を感受し、そ 説かる」ところを承るだけでなく、その の指針となるべきことは疑ひないのであ 者の方々で、その金玉の所説は諸君將來 ばなりませぬ。 の高説と共に無言の教訓を味得し、以て

務君は内地は勿論、臺灣、朝鮮その他 待つところが多いのであります。その年 申しまして、一面はこれを先生の教に求 ら自己の識見を高むるためには、師友と するところがなければなりませぬ。昔かるわけでありますから、この機會を利用同じ寄宿舎に起臥し、同じ教室で勉强す 齢に於てその地位に於て略同一なる友人 他面に於て友達の忠言に

> あるから、大いにこの機會を利用して、 七十餘名の新らしき友達を得られたので 方の教を承る以上に啓發するところがあ 最後に諸君は、夫々の任地を離れて東 質するやら努力しなければなりませぬ。 相互に勵し合ひ、以て自己の修養工夫に 新しき反達同志で、相互に知見を交換し といふことは、時として先輩若くは先生することから得た經驗を互に語りり各ふ

京に研究にやつて來られたのであるが東 へられたる課程を終れば、残りの時間はせん。唯さその日人への講義を聴き、與 **八ヶ間しくいふ上官もゐなければ、些細ものがあると思ひます。東京には規律を** 地に於ける從來の生活とは大いに異なる 學生といふ氣樂な氣分に浸ることになり は自由に出歩くことも出來ます。自然官 自分の自由に費消出來ます。休暇の日に の落度に目を光らす同僚の監視もありま 吏といふ堅苦しい衣服を脱ぎ捨てゝ、遊 のであります。特にわが國には古

後からく、と週のかけられて、場らく聴頭の中に入れておくやうにしなければ、 ころを、その日く、に軽廻してキャッと るます。従って挑群は、毎日楷様したると

れんことを希望して已まぬ次第でありま るといふことを忘れぬやう特に留意せら に對し造次にも顚沛にも自己が官吏であ ぬのであります。依つて私は、故に諸君 相待つて、時に諸君の行動に常規を逸せ もある位で、旅に出てある一種の氣安さ 死旅の恥はかき捨てといふやうな悪い諺 しむるやうな結果を齎らさないとも限ら は、生活様式の變化から來る心の弛緩と 以上を以て私の訓示といたします。

エチオピア問題ご國際關係 (上)

法學博士 *

田

筆者の責任である。 30 米田博士が講演されたものであ 間違ひ書き違ひ等はすべて

エチオピアとは、どういふ國か、先づそ るに元つて、日本とエチオピアとの關係 ついて少しばかり述べたい。が、元来 から語らう。 イタリー とエチオピアとの葛藤を述べ

(-)

たるい岳から出來でゐる。住民は一千萬 る國で、廣袤三十五萬方哩、大體が巍峨 と稱されてゐるが正確のことは判らな エチオピアはアフリカの東北端に位す

ゐる。土人を征服してこの國の支配者と はゆるエチオピア人で、回々教を信じて の基督教徒である。あとの三分の二がい ず、基督教を信じてゐる。基督教といつ 即ちアマラ人で、かれ等は心々教を信ぜ ても古い基督教で、半ば迷信的、名だけ ことは分らない。人口の三分の一は土人 二三百萬と書いてゐる。要するに本當の は八百萬と書いてあり、或書物には一千 なわけでエチオピアの人口も、或書物に 見て、つまり家敷の五倍が人口であると といふものは極めて大ざつばなものであ 1. る。家敷を敷へて、一家の人員を五人と ルコあたりでも、大體あの邊の人口統計 口統計もない。エチオピアに限らず、ト い。はつきりした國勢調査もなければ人 つた位の簡單至極な計算である。そん

米國が黒奴をこの地に移して來て、小共といふ獨立國があるが、これは前世紀にゐる。その他アフリカの西部にリベリア てゐて、 り切れてはゐない。話は中途でまごつい 上のことで、英國との關係は未だすつか 立國となり憲法まで作つたがそれは名義 及は大正十一年に英國の鑑絆を脱して獨 ける唯一の獨立帝國である。お隣りの埃 び名である。エチオピアはアフリカに於 呼ぶことにしてゐる。つまり國交上の呼 す。だから國交を開くと、エチオピアと つかりアビシニア人などいふと怒り出 エチオピア人はひどくこの名を嫌ふっう グレ人、ダナキリ人等々で混変してる といふのは、野蠻人といふ意味なので 普通の呼び方である。しかしアビシニア る。エチャピアといふのは實はオフィシ でもなれば、何處まで忠誠であるかあま 據して現皇帝に奉仕してゐるが、戰爭に なつた。地方には大名みたいなものが割 アル・ネームで、アビシニアといふのが り當てにはならない。種族もガラ人、チ 相もかはらず英國の手は動いて

黒人のために萬丈の氣焔を吐いてゐる。 で眞に獨立國と言ひ得るのはやはりエチ 物である。獨立といつても力は微々たる 和國を形作らしたもので、人爲的の細工 無條件に承認するわけには行かないだら 皇統連綿三千年だといふ。しかしこれは 第一代の王様だといふことになってゐ バの女王との間に出來た子が、この國の てゐる。有名なユダヤのソロモン王とシ それだけに歴史は古い。長い傳統を誇つ オピアのみである。その意味でこの國は ものである。から見て來ると、アフリカ る。しかもかれ等の言ふところによれば う。但し皇統連綿は怪しいとしても、三 主たる原因はこの國が山岳で出來てゐる の長い間獨立を保ち得たのだらう。その てゐる今日、何故この國ばかりが三千年 アフリカが、殆んど歐洲の食ひ物となつ からである。 筈だが、高地だからワリに涼しい。西蔵いふ、赤道に沿ふてゐるからとても暑い ・年來の古國であることは事實である。 海拔六千尺、七千尺、 山岳でなければ高原であ 八千尺など」

入つて、アドワで大敗した。それも山岳 つの口質になつてゐる位である。力弱く といふのが今日ムツソリーニの出征の一 と悪氣候とのためである。アドワの雪厚 十年前にイタリー軍はエチオピアに攻め ら攻めるに難く、守るに便である。五 より少し低い位のものである。山地だか は海拔一萬尺といはれてゐるから、西藏 例のモンテネグロ、この小國も山國であ ある。世界大戦後なくなつてしまつたが して獨立を保つてゐる國は大てい山國で るが、第一は山國だからである。敵が攻を保つて來たといふのは他にも理由はあ 實に小國である。この小國がずつと獨立 あるが、その面積たるや日本の十五分の を首府とするスキス、この國も獨立國で つて、國際聯盟の所在地たるジュネーブ 獨立を維持し得た。又歐洲の眞ン中にあ るために、土耳古から侵入されてもよく めて來れば山深くかくれてしまふ。今日 へば東京の人口の三分の二にすぎない、 なら空襲といふこともあるが昔はさらは 、一萬四五千方哩、しかも人口とい

と稱されてゐる。からいふ風に絕えず王 た。この王様がその後イタリーと喧嘩し が死ぬと、その孫が王になった。ところ 絶えない。世界大職前にメネリック二世 位の争奪があり、又王族の中でも喧嘩が 當時叔母さんに當る女帝のお婿さんはさ 年であったが、即位前は攝政であった。 は反對側の人である。つまり不意を襲つ ふ女帝が位に即いた。これは孫の王禄と に、メネリック二世の女のザウギッとい が世界大戦中その孫が旅行をしてゐる間 て伊軍をアドワに破つた人で近代の英主 利用して、エチオピア國内に争ひや内亂 攻め殺して王位についてゐる。大體がこ る田舍の大名であつたのを、その大名を ル・シラシェが王位に即いたのは昭和五 て王位をうばつたのである。現皇帝ハイ ある。何しろ國內には大きな大名が澤山 エ政策の一つのやらにもなつてゐるので を起させやらとするのが、イタリーの對 である。からした歴史があるから、これを んな調子であるから皇統連綿は眉唾もの

富だといはれる。農耕、牧畜は先づ御手 北部は例の砂漠地帯で、何にも出來ない を産するといはれてゐる。元アフリカの オピアには、世界に産するあらゆるもの 物資である。土地の高低が甚だしいエチ 狙つてゐるのは何かといふと、この國の はいへないかもしれぬ。さてイタリーが 體がそんなわけだから、萬世一系など人 王位に上るといった例もずい分ある。大 でなく、王家から降嫁した王族の子が、 くかも判らない。さうでなくとも、男系 あるのだから、いつ何時王に 双向て行 名である。世界一の稱さへある。それか 場所によつては年四囘の收穫さへ可能で のものである。原始的な方法ではあるが の國の象徴のやうにさへなつてゐる位 あるといふし、家畜は財産の主たるもの のであるが、エチオピアだけは物資が豊 であるからその筈である。ライオンがこ ら獸皮、獸毛を産出する。猛獸狩りの不場 である。小麥、亞麻、玉蜀黍、綿花等大て いのものは出來るが中でもコーヒーは有 この國の王様をさして「ユダのライ

> 行かない。攻める方から見ると山國は苦けで攻め入つた際も、山のおかげで獨立 のマポメットがコーランか劔かといふわりで攻め入つた際も、山のおかげで獨立

=)

千年の頃、有名なユダヤの王様のソロモ 年は怪しい。話はさら簡單に行かな る。 出來た皇子が母の國に赴いてメネリック はゆるシバの女王〉をめとり、その間に のことは判らない。いろく、議論があ ンが、アビシニアのメゲタ女王へ即ちい しかし前にもいふやらに皇統連綿三千 けて明治二十二年メネ つて王統は混線してゐるやうである。現 一世と稱した。これがエチオピア皇室の つた。するとイタリーがその反對側を援 いふ人を助けて、翌年ョハネスは王にな に明治元年の頃、イギリスがヨハネスと 祖先であると稱されてゐる。しかし本當 ○大體エチオピアといふ國は、紀元前 何れにしても事實は王家に争ひがあ リック二世を立て

地下の埋蔵物である。數量は少いが先づ もしれない。いろし、な議論がある。實地 れは地質學者のいふ程のものではないか やうにいはれる。石炭も出る。しかしこ の會社を作つて採掘に從事してゐる。そ 金と白金が出る。フランスでは一千萬法 オン」など」いふ。次には鎖物である。 の他の鎌物も相當豐富に埋滅されてゐる どの程度のものかはつきりは判らない。 る。石油は現に採掘しつゝあるが、これも な調査はまだし、出來てゐないのであ 資の多いことは否めぬのだから、イタリ にしても他の砂漠地帶に比しては、物 評判程のものでないかもしれぬ。が何れ に當つて見なければよく判らない。正確 ーの垂涎するのも無理はない。

(三)

がある。その歸途、當時ポートサイドの我交を結ぶために歐洲を廻はられたこと 政であられた 現皇帝が、歐洲各國と との質価

木副領事等の盡力で、直接通商をすること本人の手でやらうといふので、例の黑 日本人の手でやらうといふので、例の黑 ところが、それがド 即ちエチオピア人の衣服で、あれを身體 日本の綿布がエ國へ行き出した。綿布は日本とエ國との間に貿易關係が始つた。 洋邊に住んでゐる印度人が、 を有してゐたものらしい。そんな事で、 は、エチオピアで餘程信用を得て、勢力 の最初の接觸である。この黒木といふ人 しを受けた。これが日本とエチオピアとてエチオピアへ赴き、いろくなもでない。 て行って賣ってゐたのだ。間接に輸出し 0) 7 副領事をしてゐた黑木といふ人に謁を賜 邊に住んでゐる印度人が、エ國へ持つである。しかしこの綿布も當初は、南 いつて卷きつける。實に簡單至極なも ってやるから」との御言葉があり、これ て一一度やつて來い、いろく、便宜を いっといふので、今のドイツ大使でり、それには國交を開いて條約を結

は、エ 判らない。それで判らぬものは批准が出た。しかしこれは外務省の役人にも實は から、 當時の る。之れ以後日エの貿易は益々盛んとな 條約が結ばれ」ば直に國交が開けるわけ ンドのギプチから輸入してゐる鹽であ の輸入品で一番多いのは、佛領ソマリラ ある。エ國の粗布の輸入は、八九百萬圓 の輸入額へ主に綿布で、外に雑貨が少しど つて、一昨年の統計によると、日本から れ、同時に國交が開けるに至ったのであ つたが、昭和五年に至って、やつと批准さ 來ないといつて條約は一時行き惱みとな ツク語)が讀めたか、判つたかと訊い するについてエチオピアの言葉へアマリ した。樞密院では外務省に向つて、調印 だが條約の御批准について樞密院で停頓 ゐる。その後だんと増えていつてゐる たのである。それが昭和二年である。 が、エ國へ出向いていつて條約を締結 兩國の通商上の關係は 國の輸入總額の一割六分を占めて ル ーマニア公使であつた武者小路 が、主として日本品である。工國 相當重要で

るるが、事實エチオピアは未だ野蠻の こゝにも働いてゐる。何せ日本品は安ばならぬ筈であるが、經濟上の法則は る。國の組織は皇帝を中心に、澤山の大 だからエ國としてはイタリー品を買はね 伊ェ條約第三條にチャンと書いてある。 にテントを張つて野宿する。さらいつたかざし、馬に乗つて練つて行く。町外れ に一種の参勤交代をする。槍を立て族を名があつて、恰も日本の徳川時代のやう 域を脱してゐない。少くも未開國であ とし、出帥によつて奴隷も解放せしめよ イタリーとしては面白いわけはない。又 本との通商が益々盛んになるのを見て、 い品なら國民は買ふにきまつてゐる。日い。いくら條約で約束しても、安くて良 互に商品を買ひ合はうと約束してゐる。 ムツソリーニはエチオピアを以て野蠻國 にエ國と通商條約を結んで、 は日エの國交の始まらぬ以前、昭和三は不平でたまらないのだ。元來イタリ輸入品である鹽を買つてゐる。イタリ 兩國はお

> はこの 國の兵隊のやうに靴などはいて」は出來 語にある鬼のやうで、どうひいき目に滴る生肉をガッノへ貧り食ふなどは、物 免れない。 ない藝である。しかし何せ未開國たるを なつて、人間業以上のことをする。文明 軽に上り下りする。足の裏がヘンテコに る。どんな断崖でも猿のやうにいとも身 見ても文明人とはいへない。出歩きは例 私人の生活ではそれが普通である。血の とか、一流のホテルとかは別であるが、 の跣足である。尤も戰爭などいふ場合に て食ふの尤も宮中で外人を接待する場合 かいて馬や犬と同居してゐる。食物とい 根といった形、その中に人間がアグラを へば火食せずに生肉をナイフで切り裂い 調子である。家屋の如きも丸木柱に藁屋 跣足が曲物で、凄い離れ業をす

> > 日逝去

貧弱である。その癖イタリーは、エ國と 将來の發展に期待するところが大きい。 るにエ國は領地の狭い佛國から、第一位 遙かに長く廣い國境を有つてゐる。 境を接してエリトリアを有し、南方にソ それに較べてイタリーとの通商は餘りに が少しばかりで、片質易になつてゐるが から日本に來るのは今のところコーヒー の通商は今後共大に有望である。エ國 けて日本人は歡迎を受ける。だから日エ 對しては好感をいだいてゐる。何かにつ れに違ひないのだ。それだけに日本人に を狙つてゐる敵だと思つてゐる。事實そ て好感を有つてゐない。白人は自分の國 ある。大體エチオピア人は白人種に對し ない。これがイタリーの不平の一つで ぎがベルギーでこれも一割見當、イタリ フランス本國からの輸入で一割見當、次 ンド、佛領ソマリランド等に比すれば、 マリランドを有してゐる。英領ソマリラ ゐる。その次きが日本の綿布で、次ぎが からは僅に總額の二分しか輸入してゐ これは全輸入額の三割六分を占めて

元典獄石井光美氏 元典獄苧川正義氏 元典獄中村時夫氏 逝去 逝去の由十月二十日通知に接す 十月二十 十月二十四 七月十三日 五

刑 務 所 ti 9

リモ

デアツタの

12

因

ニ同日ノ式次ハ左

タの

學級並教練進級、

修了告知式

、開式/辭 、刺語捧讀 、刺語捧讀 、刺語奉答歌 、學科並=教練進級修了告知 、優等賞並=賞品及教練修了告知 、教師總代祝辭

,,,,,,,,,,,,

(111 教越 少 年 進 告所 知の

= カリデアツタの 3 リ親シク授與セラレタの リデアツタ。斯クテ所長ハ全收二溢レ掬躬如タル態度モ軈テ崩 流石二

カ、 ノ追憶ラ 終始靜肅ヲ 喚起シ純心ニ呼ビモ ド 保チ深 キ感激ヲ

3 女

ハ當日收容者ノ母宛認メタル書信ニ

賓師閉教

式ノ

辭

來導六五 職員並 墓標前式次 收容者退場 退退 場場

於

-閉式燒讀除挨 栃木刑務支所墓地

式辭香經幕拶 支所長

=

六五四三

支所長告辭

不明、其ノ中死體ヲ引取リタルモノ二十 五體、法規上合葬出來ヌモノ一體、今囘 前ノ者無數トナル譯デアル、以上ノ如ク が大者無數トナル譯デアル、以上ノ如ク 本日ハ此ノ憐ナル同胞ノ靈ニ對シ、合葬 大路幕式ヲ擧行スル旨ヲ告ゲ、式ニ選ル 大第デアリマス。

=

り缺キ、徒ニ功利放縦 シ、人心動モスレバ糖! 邦家ノ現状や實ニ之レ國家非常ノ時ニ危ヲ追ュテ移リ、輕闘毒者ニュー が無激が、無潮 二流 ニ 失シ、變 V 其安定

> 本所長

支所長

選ス、社會萬般ノ施設又以テ考フベキノ 遺靈ヲ用シ、併而合葬ノ墓碑ヲ建設シ、 年來ノ宿意ヲ本然シ、本日開眼ノ供養ヲ 謹修シ厚ク其ノ靈ヲ用慰ス。聞ク設ク佛 が大慈大悲ノ誓願ニ順シテ遍ク一切殺生 ヲ救濟シテ已マズト。 営所今次ノ擧又以テ佛意ノ本念ニ住シ、 常所今次ノ擧又以テ佛意ノ本念ニ住シ、 当五ヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メ玉ヒ、 シ玉ヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メ玉ヒ、 シエヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メ玉ヒ、 シエヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メエヒ、 シエヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メエヒ、 シエヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メエヒ、 シエヒ、親シク菩提ノ智斷ヲ極メエヒ、

栃木刑務支所長 西 鄉 民

寶 1 ロノ合葬式ヲ擧行スル 加被ヲ 請求シテ イスルニ方り謹テ諸

十七名ノ合葬式ヲ擧行スルニ方リ謹テ諸性フニ人生悲哀ノ事多シト雖、生レテ縲触ノ身トナリ、煩悶憂苦前非ヲ 悔 ヒ 轉機ノ身トナリ、煩悶憂苦前非ヲ 悔 ヒ 轉っ見スルモ香花ヲ捧ゲルノ親族ナク、幽ヲ関スルモ香花ヲ捧ゲルノ親族ナク、幽ヲ問スルモ香花ヲ捧ゲルノ親族ナク、幽ヲ弔慰スルノ故舊ナシ。日夜愁々トシテ草露ノ間ニ哭シ、恍惚トシチ六道ノ巷 天・カリ、轉

閉式ノ辭 金剛石ノ歌

合葬碑除幕

先

入場

栃木刑務支所教誨堂

社會人にして、されど運命の波の飜弄に る人や、今日現在の社會團體生活の善き 服せず挫折せず忍從に忍從し克服開拓す ある。此の不可抗力の波に浮沈しつ、屈 それ我々人間の否凡夫の不可抗力なので

コトナシ、 職ニアルモノい 永久二出離ノ綠得脱ノ機アル

法徳ヲ廻セントスルニ至ルの嗟呼聖明ノヲ招請シ、追弔ノ式典ヲ營ミ普ク佛陀ノヲ招請シ、追弔ノ式典ヲ營ミ普ク佛陀ノヲ財請シ、追弔ノ武典ヲ營ミ普ク佛陀ノ 除擇枯骨ニ及ブト謂フベシ。 予等刑務ノ職ニアルモノ想フテ 斯ニ 到

諸靈庶幾クハ髣髴トシテ來リ饗ケヨ。 昭和十年九月二十四日

宇都宮刑務所長 長谷川鐘太郎

文

時の如く女子受刑者のみを拘禁すること町に設けられ、同三十九年十一月より現栃木刑務支所は、明治十年十月栃木 して、今囘合葬せらる、者は十七名の靈名、當所墓地に埋葬されたる者十八名に 名に及び、家族の引取りたる者二十五 なりとす 當支所に於て鬼籍に入りし者合計四拾參

を贖ひ、一つには生れ代りて眞人間となり、又は心得違ひにより取返しのつかぬ夫等の人々は生前一時感情の動搖よ

して病の床に伏し、遂に不歸の客となり指折り數へて待ちわびつらんに、不幸にち、故舊親戚又は隣祐と樂しく暮す日をり再び世の中の一人として生活戰線に立 後にまで及ぶべきものにあらず。れば何の罪、何の咎もあるべき、

願はくば地下の靈よ、ざる所なりとす。 さわが しか 1

き、罪は死

生を此の世に得られん事を。いさゝか所 感を述べて供養の意を表す。 幾春秋を忘れて、安らかに永久の眠につ き、幸に佛朱を得て淸き人間として再び

昭和十年九月二十四日 栃木明德會長

●秋田刑務所に於ける秋季運動會 施行年月日時

祭)午後一時ョリ同三時迄昭和十年九月二十四日(秋季皇靈

琴加人員 二級者一三二名

施行狀況

旗揚揚ノ式ヲ擧ゲ、感と競技ニ入旗揚揚ノ式ヲ擧ゲ、感と競技ニ入 當日曇天ニシテ稍に肌寒キモ定刻 ノ挨拶アリ、 一同参集スルヤ戒護主任ヨリ開會 種ノ種目ヲ終了、 命ヲ重ンジ、運動會の趣旨ヲ體シ シテ午後三時和氣靄々裡ニ 興味ト教化ヲ兼ネタル十數 所長の運動競技 聖壽萬歳ヲ唱和 閉會 二對

恐らく、毎年獄窓に身を寄する彼等の大 自己の醜姿に、社會への反感が伴つて竟 北者は人生競爭場裡に於て後列になりし ないが、虐げられた彼等は取残された敗 に國家法規に觸れる罪悪の人となるので を痛切に感ずるもこゝに論難の筋合では れ一に社會制度の矛盾を物語りその欠陷 の狀態を益々熾烈に醸成す。敍上の生存 人の對立こそ、戦はずして後者の敗北、こ 競爭場裡に於て意志の强固な人、薄弱な えず繰返され、そこに弱肉强食適者生存 波に浮きつ沈みつ、暗闘争闘の場面が絶 を加へ、斯くの如き渦中にありて運命の 迫は嫌が上にも生存競争激甚に深刻の度 る迄もなく逐年増加の人口と經濟界の逼 會人こそ意志薄弱の所有者たり。喋々す 團體生活に適合せぬ刑責に觸れる悪き社 き社會人は意志强固の所有者にして社會 の月を眺める身となる。故に一般的に善 線し刑責に觸れて獄舍に繋がれ所謂配所 抗し難く屈服挫折したる人は稍々とも脱 その過去に於て虐げられた運命の るの 波の飜弄に呼吸し來たるなり。これと共 そこに累犯者の敷除りにも多き事であ に吾人の注意喚起の烱眼更に動かさんか 社會より隔離されたる刑務所にグー

會生活ニ適合セシムルヲ以テ其ノ目的ト ス』とある令意に則り性格の善導、個性 從ヒテ處遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社 刑者ノ改俊ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ 識し窮め、處遇令の第一條に『本令ハ受 性の不具、この點吾人刑務官吏は深く認 慮に堪へざるものである。 局を完ふせんとしつ」あるに實に顰蹙憂 き國家が多大の行刑費を支出し司獄の重 國家的に傍觀し微々たるもので此等の如 弱の所有者たるを如實に物語り、中には 善き社會人として活躍し居る者も有るが 會人の蔑視冷視に依るもそれ一に意志薄 放さる彼等の中に尚も再入するもの、そ の社會非適合性の因由を検討せば一面社 ドプリゾナーとなり、假出獄し、恩赦釋 偖而意志薄弱者特有の性格の欠陷、個

浮ぶ身この波の動揺するに伴れて人の心 も動揺しこれ亦静かに落着く時ぞなく吾 人はこれを運命の波の飜弄と稱せんか、

ヘブ動揺して安定せず、人は運命の波に 吉凶禍福、貧富貴賤毀譽褒貶の如きは絶

運命の波は一上一下定まる時がない。

刑務所ぞ搖籃たれ

小营

城

生

の矯正に吾人は恒に師表となり懇切に指

導し而して意志强固者、即ち善き社會入 として教養し送り出さなければならな として教養し送り出さなければならな として教養し送り出さなければならな として教養し送り出さなければならな として教養し送り出さなければならな ける揺監なりと云ひたい。何故なれば吾 する揺監なりと云ひたい。何故なれば吾 大は家庭の揺監に育まれ社會戦線上に飛 び出すも、その揺監も環境の如何に依り 又教養の程度十二分に施されず飛び出す 又教養の程度十二分に施されず飛び出す なく如何にその出發點の重要なるか感得

然而刑責に觸れる彼等はかくなる迄の性格、個性の充實に缺如し居れば行く性格、個性の充實に缺如し居れば行く性格、個性の充實に缺如し居れば行く性格、個性の充實に缺如し居れば行く。 かっと 動定す。 これ正鵠を失せずかくの如きなれば再度の搖監を以て社會のくの如きなれば再度の搖監を以て社會のを動定す。 これ正鵠を失せずかる単純なもので無く彼等を更生教養の搖籃として重要な立場にあるもので、 吾人質的情報を重見大にして一日も偸安を許さ

主義の遂行なり。
主義の遂行なり。

蓋し國家的見地に立脚し犯罪者の減數 は思想上、經濟上、將社會公安秩序維持 の點からも欣喜措く能はず、個人的に彼 の點からも欣喜措く能はず、個人的に彼 の點からも欣喜措く能はず、個人的に彼 の點からも於喜措と能はず、個人的に彼 の點がらも於喜音社會人を送り出す搖籃 に『刑務所ぞ善き社會人を送り出す搖籃 たれ』と絶叫し擱筆するなり。

受刑者の性格に就て

名古屋 高島明 塞

の助手として一年有餘從事し、心理學的たる新入受刑者の身上調査に、係り醫師

り、目的刑 り、目的刑 り、目的刑 り、目的刑 日に論じ得べくもないが、その大體の傾 を操災上数 受刑者の性格といつても、勿論之を同 を規則と数 受刑者の性格といつても、勿論之を同 を規則と数 受刑者の性格といっても、勿論之を同 を制力を判し、 のがあった。

日に論じ得べくもないが、その大體の傾日に論じ得べくもないが、その大體の傾日に論じ得る可能さを統計により知ることができた。彼等の性格を仔細に觀察すると、どこかに常人と違つた特異性を見出すが、そこに彼等の性格を仔細に觀察する。 こことができて、彼等の性格をਿ細に觀察するに、多くの受刑者は一種の性格異常者とも見るべきで、彼等の性格を矯正することによつてこそ、累進處遇有終の美を飾るべき受刑者の社會復歸への可能性を認るべき受刑者の社會復歸への可能性を認るべき受刑者の社會復歸への可能性を認むることができると思ふ。

上てみる。

たこみる。

たこみる。

たまっを御参考に供

氣であるが、世話好きで社交的であ始んどが一致してゐる汚點である) 陰生來、怠惰で忍耐力なく(之は彼等の

には苦勞性が多い」 そして空想家であ 觀する(大まかな様に見へて、案外彼等 を祕めてゐる)よく物事を心配し、悲 なら何れにでも動き得る激しいあるもの 落付がなく、之も彼等の殆んどが一致し められる)自信なく、移り氣で短氣で、 だ彼等の心情に犯罪者の特異性がよく認 ては思ふことの半分も口にできない歪ん れたことをしでかすが、反面、人に對つ あり、一時の感情にかられて思はぬ大そ 認められるど衝動的であつて屈從的で 合に氣が小さい、愛すべき純情が心奥に 細心(小膽)であり(彼等の殆んどが割 た方が至當かも知れない、彼等が人を過 チメンタリストである、情に訴べられた くへ犯罪者は見様によつては一種のセン てゐる悪癖である)感じ易く泣き易 信して失敗する弊は餘りにも大きい) れる)信賴心厚く(之は依賴心といつ りへ常人と違つた性格上の矛盾が感じら

之を學問的に判定すれば氣質は乖離

機く。 性、性格は内向性といふことになるそう であるが、受刑者の性格は以上の如く大 であるが、受刑者の性格は以上の如く大 の他異例の者も少くないし、更に他日御 の他異例の者も少くないし、更に他日御

反

大阪 S S

のだから』と云ふ事を耳にした。な育行刑の聲喧しく殊に累進制が布かれるから受刑者を可愛いがるやらになった

物語つて居るのではなからうか?れ如何に運用されて居るかを、遺憾なくれ如何に運用されて居るかを、遺憾なく

前者の主張は誠に尤である。教育とか教育行刑とかの説明解釋は此處に姑く置き、其主眼點とする所は受刑者の改善にある事は動かぬ事實であらう。假令非難があるにしても其僅かな使用文字に就ての非難であり、一步掘り下げて深く意味を探る時窮極は是非の價値判斷に該りてを探る時窮極は是非の價値判斷に該りてもれたりと視るべき上級者の多い事は行刑效果の現れであると解するを不可なからんとする故に、上級者を多く造る事は吾々刑務所に織を奉ずる者の使命でなければならぬ。然らば何を以て彼の古多ければならぬ。然らば何を以て彼の古多ければならぬ。然らば何を以て彼の古多ければならぬ。然らば何を以て彼の古多ければならぬ。然らば何を以て彼の古多

往々にして上級者に反則行為を發見す 吾々のみに止らぬであらう。 に其取扱には頭を痛める。而も之は只に ットが常に一役演じて居るのを見る時實 檢身省略されたる一級者の作業服のボケ の下に於て下級者の居房搜檢に依り發見 の場合を除き檢身を省略される現行規定 るは遺憾とする所である。一級者は特別 る。更に後論を理由付ける一證査として、 を混同する場合のある事に因るのであ 擔當が之を非難するか?刑攻第四十八卷 第九號の卷頭言に於ける正木先生の説明 に盡きて居る。即ち教化方法と寬大さと たる反則品の入房經路を取調ぶるに、

釋の誤りである事は勿論乍ら、内規或は ある。殊に之に就ては下級職員自身の解 易き内容を有する事項があるのではなか 訓示等に稍々もすれば吾々の誤解を招き 斯くて後者の如き考へが生れる次第で

りを食はせた上三食與へて見たり、お弦 自辨食が許されるやうになつてどんぶ

> 見出し、此際是等の誤解を是正一掃する 第一條に宣言せるが如く蜜從前より責任 願つて居られる先輩諸賢のある事を信じ 頭言刑務官の戒心を形式的にも拘束力あ の方法を講ずべき要なき哉と愚考する。 の負擔を加重する點に指導原理の一半を 事なき様累進處遇令の精神とする所即其 ふの餘り教化方法と寛大さとを混同する 合せんとするの傾向より、或は嶄新を衒 影響も亦少なからざるを豫想出來やう。 所には無いが、他所事としても吾々下級 るものとして具體化されん事を心祕かに の墓参りの歸りに魚釣りをやらせてみた て止まぬ。 受刑者を愛するの餘り、又受刑者に迎 職員の耳にするのみにて其思慮に及ぼす りするやらな事は、私の知つて居る刑務 此意味より正木先生の刑政九月號の卷

行刑で社會の有機的結 合

賀 H

部の競賣を敢行したのであつた。 る處ありとして、 人が出所すれば種々複雜な問題も惹起すって自己の債務の辨濟を得なければ、本あり、債權者は此の機會に財産差押に依 は全財産を賣拂つても償い得ない狀態で 惨な状態に陷つたのである。 の日を糊するにさえ困難を感ずる様な悲 背負ひ、たよる可き近親とてはなく、其 は十六の娘を頭に五人の頑是ない子供を らない身となったのである。後に残る妻 强制執行に依り財産全 其の上負債

ぶ』可きで無いと謂ふ事を深くも感じ られなかつたと同時に、『罪は九族に及 子六人は今や衣食住の道を斷たれて路頭 の人々は見るに見かねて其の善後策を保 心中さへも決心したのであつたが、近隣 に迷ふの憂き目に遭遇し、悲歎の末一家 是に於て只さえ生活に脅威を感ずる親 の現状を私は目撃して涙なくして居 刑務所に持込んで哀願した。

等報に就いては年齢に制限なく各自の

そして社會政策上からも刑事政策上

敢行して遂に縲紲の苦を嘗めなければな り所を失ひ悪い事とは知り乍らも、悪を

つた。そして彼は過去の失敗に心の據

せしが、妻子の情ほだし難く減入る様な

自己の腑甲斐無きを敷いて自殺もせんと

く債務が嵩む一方にて遂に天を恨み、

今日の不況は彼が意にまかせず、

日に

務を負ひ其の債務の辨済に苦慮し乍らも 劇である。彼は入所前より相當多額の債

憂鬱な日を只一日送りに過し來たのであ

思ひ起す事は先日或る一受刑者の家庭悲

識せざるを得ないのである。之に關して 和を特に考慮せなければならない事を認

将來復歸す可き社會と家庭との條件の緩

る。斯く考へて來る時行刑と社會生活と

の有機的な結合の要請せらる人の妥當な

つて居る事は火を睹るよりも明かであは一に此の危險性の除去と再社會化に繁

れ自體ではなく效果即ち危險性の除去と

斯くの如く今日の刑罰の目的が刑罰そ

た。 忍が敢て行はれ監獄は世人が地獄の對象 本質と考へるに至つた。そこには苛酷慘 の思想となり、權力萬能な遇囚を行刑の き制度は自然行刑の領域をも支配する からず』の政治形態であった。斯くの如 度時代は所謂『依らしむ可し知らしむ可 行使されて居つた、徳川三百年の封建制 として常に恐怖と共に想起する事であつ 民衆の意思と全然無關係に其の權力が

なくして彼等を教育し危險性 は徒に彼等の過去の犯罪に對する應報で 責任より社會的責任へ移行し、今や刑罰 人道的な基礎の上に教育化し社會化しつ を容認するに寬なるものではなく、遂に なつた。故に行刑の究局の目的は受刑者 あり方法であり手段であるとされる様に ムある様になつたのである。即ち道義的 の再社會化に有る事は絮説する迄も無い 然し乍ら時代の進展は非人道的な行刑 再び社會へ同化す可き一つ機構で を除去し

感ぜられてならないのである。 る事を看過す可からざる責任がある様に 0) 的として進まなければならないならば此 日の行刑は彼等の改善と、社會復歸を目 と融和し得る事が出來るであららか。今 將來刑滿ちて故郷に歸り得てもよく鄉黨 を積んで行く事が出來るであら うか 又内に於て良く落ち着いて其の日 ~ の善 る。かくの如き環境に有り乍ら、刑務所 へ、此の惨狀を眼前に轉囘された彼の惱 突き落した事は我が身から出た錆とは謂 ない事を痛切に感ぜざるを得なかつた。 からも之を保護し、救助せなければなら 現實が彼の社會復歸に不利な條件とな 斯くの如き悲惨な境遇に自己の家族を 思心頭に徹するの感があつたのであ

習 生 見 學 記

多摩刑務所 見學 記

进

生

の見學が異常な興味と期待とを以て、豐 多摩刑務所に行はれた。 十月五日 快晴に惠まれて、 入所後初

の勢をとられた。 なる御挨拶を添なくし刑務現況の概括的 直に講話室に案内され茶菓の接待を受 説明を拜聽した。終つて内部一般の參觀 く。所長殿に代る盆山戒護主任殿の叮重 總員である。午前九時豐多摩刑務所着、 一行は大森先生以下練習生七十六名の

その責を免れたいと思ふ。確固たる根據 が兹に筆者の偶發的感想の一端を記して て見學記を書くの資に乏しいものがある たいが何分の御諒承を願つて置く。 に基くものではなく隨つて誤謬を免れが 勿論短時間の見學であり、參觀であつ

> る。 復舊工事に着手昭和六年五月竣成代表的 事に於て特に指定したるもの其他であ 初犯者、治安維持法違反被告人にして檢 上訴確定後橫濱刑務所へ送還せらるべき したる刑期二月以上十年未滿の男懲役並 を遺憾なく具備し初犯者拘禁刑務所とし 刑務所は關東大震災に大破を蒙り、直に 心理考査を要すべき少年準少年受刑者、 禁錮受刑者にして二十歳以上の初犯者。 被拘禁者は、市谷刑務所に於て裁判確定 新裝を凝らし所謂近代的行刑建築の要素 て誕生を見たのである。拘禁區分による 浦和と熊谷に、二支所を有する豐多塵

考査室の完備を擧げずばなるまい。前流 とする個性の發現、觀察を全からしめ、 と行刑科學との結合を見、教育刑の指標 き少年準少年はこゝに於て適切なる學理 ゐることは弦に特筆せなければならな よつてもつて犯罪防壓の一手段とされて 如く拘禁區分による心理考査を要すべ 設備については先づ心理考査室、精神

眞にこの就學教育の效果性を如實に證明 による釋放者の禮狀殺到せるものあるは 學的素質を與へつ」あり、今尚この恩惠 希望に依り就學をなさしめ國民としての に學業に就いては年齢に制限なく各自の しおるとは益山戒護主任殿の御説の一端 として近代建築に適はざるものなく、殊 運動場の完備、薫便の淨化裝置等々一つ 莊嚴を極むる教誨堂、各房室内の設備

動機關、組織を網羅して體育思想の向上 求を始め職務研究會を屢々開催して其の 織工、竹工、風船工等かその重なるもの の洋裁工、機織工、印刷工、請負業の機 に資せしめてゐる。 工、指物工、鍛冶工、莫大小工、委託業 修養向上に當り、體育的には、凡ゆる運 作業種類については、官司業の 職員に對しても智的には書籍の共同購 印刷

概して受刑者が雑談もなく喧嘩もなく

である。

ないかと考察することが出來る。 觀念の助長にも裨益するところ甚大では 上有益であることは論を俟たない。そし の弊害を除去し、その作業勉否上、督勵 の勞働能力を必然的に增進し、納期遅延 注文先、仕上戦量、納入期日等を工場内 て反面には累進處遇の要求する所謂責任 に明記してあったことは一般就業受刑者 て稱揚に價せよう。作業製作品に對する 就業振りは殊に外來者に對する美點とし 作業共助の精神に則つて努力しつ」ある

が適用者總員に匹敵しておる點である。 とする所は短期受刑者たる不適用者の數 する事は論を俟たない。然して其の特異 の處遇內容についても後者は前者に優先 よって一定時を經過したるのち進級せし 非ずして當事者の總體的、人格的觀察に 所とさして變るところはないが短期受刑 むる短期處遇規程を採用しつゝあり、そ の進級は適用者の如く點敷計算によるに 者はこれを前期、後期に分類をなし、そ 累進處遇適用者に對する處遇內容は他

> 見學による事實上の收穫が今後に於ける 執務上、經驗と、參考になつた事は異論 思ふが、少くとも我々練習生一行のこの 足らざるの感が深いことに物足りなさを 何よりの喜びに堪えない。 て採長補短に資すべき數々の有つた事が のないところであつて、實際的方法とし 如上この記の内容が薄く、意餘つて力

主任殿に衷心より感謝の意を表して擱筆 遇と、御激勵の辭を下された、益山戒護 終りに御繁務中我々練習生の爲に御厚

多 摩少年院見學 記

小泉 精 治

書記殿の引卒で車中の人となつた。目的 地は多摩少年院である。 宿驛より練習生並聽講生七十六名は大森 上つた。午前八時三十分京王電鐵四谷新 來の雨も我等の見學を祝福するが如く晴 第二囘目の見學日、十月十二日は昨夜

> その愉快たるや極の極である。 漲る郊外の地に明日の糧を得んとする、 餘に亙る都會生活の喧騒より逃れて清氣 學氣分は彌が上にも胸に高鳴る。殊に旬 て研學の志に燃える熱情を以て一同の見 完全なる今日の且つ明日の刑務官とし

設備はあるものと思ひ居りしに豫期に反 く共悪性なる少年を收容する所、外塀の る木造建物、之ぞ多摩少年院である。砂 秋色深き畑道を武蔵野の昔を偲びつゝ縫 走すること五十分にして山田驛に下車、 し一見學校か、 ふこと二、三丁にして木々の間に點綴す 會の有閑氏を招んでゐる中をたい驀に快 だ稻は頭を下げ、遠山の木々紅葉して都 武藏野に今や豐穰の秋が押寄せ、黄ばん 古來より史蹟に富む武藏野、歌や詩の 田舍の役場の夫れの如く

年の救濟、感化に美しき慈母の愛を施し せられて、兹に十餘有年、以來、犯罪少 哀れにも荒み切つた心を持つ少年の終來 愛の法律として少年法並矯正院法公布

ある。 心を培はんとする、即ち「嚴格なる規律 る」と言ふ、モットーを掲げた愛の集で 社會生活に必要なる實業を習練せしめ の下に教養を施し、其の性格を矯正し、 に光明と實力を與へ、人間本來の優しき

爽、保健に適し環境自ら俗塵を洗つて信 に教育感化の好適地である。 え多摩川の清流東に控え地高燥にして清 仰ぎ見る秋空に芙蓉の峰、高く西に聳

先づ入院者の荒みたる心情の鎮靜と安定 所少年を收容考査する所である。考社は 鎖鑰の設備ある一棟は考香寮で此處は入 寮八棟よりなる構内の見學を開始した。 なる御説明を承り後三班に分れて南北二 なり沿革、事業、目的、處遇、其他詳細 にして輕快な背廣姿の院長殿が御見えに 化の原因及現在の學力等を考査して編入 すべき學科及實科の種類を決定し、教導 とを促し其の個性生立、境遇經歷、不良 上の基本方針と出發點とを定めるのであ 案内せられて控室に入り待つこと數分

> 30 外出も許されるのであるが現在は之に該 室は成績優良なる者を選んで收容する所 次自律的生活に入るの素地を養ひ、更に 收容者中から寮長、副寮長を選び寮内生 練上效果的であらうと考へさせられた。 的訓練を教へられ成績向上に依つて漸次 であつて、特に成績優秀なる少年は特別 及實科と相俟つて他日の社會生活に順應 を體得し、反社會的性質を矯正し、學科 日常生活の間に自ら社會共同生活の規範 活に自治の修練を與ふることに依つて漸 設、自治的施設あり之等は社會生活の訓 累進せしめて普通寮へ收容するのであ ある。此處で約一ヶ月位共同生活の豫備 る。
> 内部に
> 単獨室、
> 共同室、
> 調査室等が 當する者はないとのことである。 すべき教育訓練を爲すのである。第二春 普通寮は各室の交通自由で娛樂的施

農業部は農作、園藝、養畜、養禽を併科 四科に分ち學科教導と相俟つて勤勞心と 實科の組織は農業、工藝の二部とし、 工藝部は印刷、木工、縫工及洗濯の

> 於て身心の健康を増進せしめ、工藝部各 本人の希望及適否を考査詮考して轉科せ 三月の體驗ある者の中より入院前の 科へ編入すべき者は農業部にありて二、 部に編入し清新潑溂たる大自然の環境に 活上必須なる職業的知識と技能とを修習 良く之に堪ゆる心身を鍛練養成し社會生 せしめるのである。新入院者は先づ農業 しめるのである。 經歷

實物示教に依り實生活化を圖ることを重 者に比し職員の數の多いことに依つて察 殆んど同様であることは其の設備並收容 に對する學科教授は社會に於ける學生と 點としてゐるとのことである。實に彼等 は卑近適切なるものを選び教授の方法は ち毎日四時間の教授は個別的に且つ教材 せられた。醫務室の完備には一驚せざる を得なかつた。 學科に依る教導は初等科、中等科に分

から現れたか十數名の少年は掛醛勇まし く吾等が踏荒したる廊下の清掃洗滌を始 見學終つて控室に入るや將に一瞬何處

午前十一時三十分。 心からなる御歡侍を深謝し、又武藏野の子に立歸つてくれ、と祈りつゝ、一行は **貫なる少年の成長を阻害せしは社會の責** も之を運用するは人である。哀れなる少 任か?己の罪か?其の何れにせよ一度蝕 畑道を八王子少年刑務所へ急いだ。 年よ、職員の御愛情に依つて早く君が赤 らしむる鍵は一に職員の愛と熱と、そし まれたる心を癒し善良なる社會人に立歸 犯し或は反社會性を有するに至ったかを て情とにあるのだ。如何なる法律も施設 天地の相違である。斯る少年が何故罪を 潮たること成年受刑者の夫れに比し質に た。其の動作の敏捷さ、 其の元氣の潑

h

福斯特督所量際官制改正

叙 任 及 辭 令

看守長口 五法屬 岡 (八月卅一 (窟島) 看 同 看守長 H 重富一郎(廣 關谷源太郎(山 Щ 里 崎壽馬(岡 達雄公奈 良 島 H

同 同 高等官五等所長 六等 典獄補 (九月二日) 典支 獄所 補長 岡 森 馬場治作(和歌山) 山本作藏(山 П 藤松(市 毅(宮 谷 形 畸

從七位 同 願 免 (九月二日) (九月七日 看守長 北野竹太郎(富 看守長 關谷源太郎(岡 見川恒次(横 濱) 山 出

久留米少年 詞 福 保健技師 丸山郁雄(熊 同 青柳辰夫(福 岡) 河野司馬太(久留米) 本

> 岡東山職 下關支所長 看守長 宫 喜一郎〇下 關

看守長 前橋 看守長 渡鈴 木與一(前 市 作(山 形

(九月十二日) 看形 守 久保田進一〈靜 岡)

(九月十七日) 看通譯兼 鈴木秀次郎へ神 己

(平壤刑務所兼新義州)

(九月十 師第 八日) 重 俊(府 中

復職 職看守長 7 命ス 看守長 金子勝美(横 (宇和島支所勤務) 野並勝治 濱

第四號二依り休職ヲ命文官交限令第十一條第一 (九月廿七日) ス項 同

(十月一日)(以下第九九頁) (九月二十八日) 武藤 亘(久留米) 人

刑 政 雜 記

臺灣總督府監獄官制改正 六昭 和十年九月七日勅令第二百

第一條 理ニ屬ス 臺灣總督府監獄ハ臺灣總督ノ管

分監ヲ置クコトヲ得 臺灣總督ハ必要、認ムルトキ

第三條 ヲ定ム 監獄ノ名稱及位置ハ臺灣總督之

第四條 典 典獄補 各監獄ヲ 獄 專任二人 通ジテ 左 1 職員ヲ置 奏任 奏任 n

看守長 通譯 專任五人 專任三十七人 判任 判任

第五條 監獄ノ長ハ典獄又ハ典獄補ヲ以 テ之二充ツ

分監ノ長ハ典獄補又ハ看守長ヲ以テ之

するため司法省は今囘新に思想保護監察

第六條 監獄ノ長ハ臺灣總督ノ指揮監督 ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員 ヲ指揮監督ス

第七條 分監ノ長ハ監獄ノ長ノ指揮監督 ヲ指揮監督ス ヲ承ヶ分監ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員

第八條 監獄又ハ分監ノ長事故アルトキ 代理ス ハ上席ノ典獄補又ハ看守長其ノ職務ヲ

第九條 典獄補ハ監獄又ハ分監ノ長タル 務ヲ掌ル 者ヲ除クノ外上官ノ命ヲ承ヶ監獄ノ事

第十條 看守長ハ分監ノ長タル者ヲ除ク ノ外上官ノ指揮ヲ承ヶ監獄ノ事務ニ從

第十一條 通譯八上官ノ指揮ヲ承ヶ通譯 事ス

技手ハ判任トス

翻譯ニ從事ス

ハ第四條ニ揚グル職員ノ外俸給定額內 二於テ臨時各監獄二技手ヲ置クコトヲ

上官ノ指揮ヲ承ヶ技

7

第十二條 臺灣總督ハ必要ト認ムルトキ

術二徒事入

第十三條第四條ニ掲グル職員ノ外監獄 師、作業技師、作業技手及看守ョ置 灣總督之ヲ定ム 二保健技師、保健技手、教誨師、 其ノ定員及職務ニ關スル規定ハ豪

第十四條 監獄職員ニシテ奏任官ノ待遇 守ハ判任官ノ待遇トス トシ保健技手、教師、 保健技師及作業衣師ハ奏任官ノ待遇ト 教誨師ハ奏仕官又ハ判任官ノ侍遇 作業技手及看

第十五條 事務,分課及處務,規程、臺 守ノ任免ハ監獄ノ長之ヲ行フ 者ノ任免ハ判任官ノ依ニ依ル 官ノ例ニ依リ、判任官ノ待遇ヲ受クル 灣總督之ヲ定ム 但シ看

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施 則

思想保護監察法案

思想犯人に對する保護觀察の充實を期

3 に對しては任意的收容の方法を採り適 當なる機關に收容して保護善導を加へ ることは不可能なるも必要と認むる者 四、本法においては强制力を賦與す 當なる保護監察を加へる

勳章及記章褒章佩用法改正 四號昭和十年十月九日內閣告示第

として注目される。

一、法案の名稱は思想保護監察法

二、本法は治安維持法違反により有

三、前記の目的を達するために七控

れを適用せず)

す(從つて右翼思想犯人に對してはこ

者に保護監察を加ふるをもつて目的と

猶豫並に執行猶豫處分に附せられたる 罪判決を受け釋放されたる者及び起訴

訴院所在地並にその他の樞要都市に思

大正八年二月八日内閣告示第一號ハ之ヲ

かくて會長より閉式を言上し、三時頃總

想保護監察所を置き保護司を任命して

現は、司法保護の制度化、

法制化の先驅

割七十萬圓を司法省の明年度追加豫算と

して要求することになった。本法案の實

依れば、左の如き要綱のものである。而

が目的であり、新聞紙の傳へるところに いが、いはゆる左翼轉向者に對する處置 る。内容については細目を得るに至らな 法案を立案し來議會に提出する模様であ

して之が施行に要する經費として初年度

左肋ニ之ヲ佩用スルコトヲ妨ゲズ 諸服裝ニ相當スルモノン著用ノ節衣服ノ 服へ朝鮮服及臺灣服等ニ在リテハ以上ノ 常服(コローブモンタント」)又ハ白襟紋 グコートン又ハ紋付羽織袴、女子ハ通 服(「フロックコート」又ハ「モーニン 合ヲ除クノ外時宜二依リ男子ハ通常 宮中關係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場 功四級勳四等以下ノ勳章及記章褒章ハ

思想犯罪者の正しき社會更生につき適

方ナリ 大正八年二月八日內閣告示第一號八功【參照】 六級勳七等以下ノ勳章及記章褒章佩用

全國社會事業大會

伊代吉氏代表となつて表彰状を受けた。 表彰式が行はれ北海道小樽育成院長興水 ラー翁始め原胤昭、山室軍平、 內務、 時開會、 氏等社會事業の元老者百三十名に對する ラー翁始め原胤昭、山室軍平、野口ゆかた。次いでアイヌ教化のジョン・バチエ 賜はつた。會長奉答辭並に式辭に次いで 大臣、東京府知事、市長の祝解があつ 式言上、一同起立 最敬禮の うちに今旨を 分會場に御着、海軍々樂隊の奏樂裡に二 催された。總裁宮殿下には午後一時四十 全國三千の代表を一堂に集めて盛大に開 公會堂に髙松總裁宮殿下の臺臨を仰ぎ、 以來十年振りに二十三日午後二時日比谷 第八囘全國社會事業大會は大正十四年 陸軍、司法、文部、遞信、 國歌齋唱の後、會長淸浦伯は墨 拓務各

ヲ受クル者ノ任免ノ奏馬及宣行ハ奏任

つて報導したい ゐる。詳細なる狀況については次號を待 議題を中心に協議會を開くこと」なって 國各團體から持ち寄った、二百二十五の 赤十字社、市政講堂等を會場として、全 館、協調會館、三會堂、芝公會堂、日本 裁宮殿下御退場遊ばされ、總會に入り宣

駄 廢 止 十

究所がその指導工場につき調査した結果 るのであるが、最近大阪府立産業能率研 なことはつとに唱へられ實行もされてる に他に勝つて榮え行く所以である。こん をあげて行くことは、この競争激甚の世 『無駄廢止十則』として發表したもの 何事に限らず無駄を廢除し仕事の能率 いさ」か世人の氣づかざる所を指摘

> したものでないかと思ふ。即ち一不適材の使用、二細胞組織活動の不徹底、三人のために職を設けること、四機械器具のの不整備、七物に對する取扱不注意、八の不整備、七物に對する取扱不注意、八の不整備、七物に對する取扱不注意、八の不整備、七物に對する取扱不注意、八の不整備、七物に對する取扱不注意、八个などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要右のうち、四、六、八などは贅言を要 使用、二細胞組織活動の不徹底、即ち一不

きな間違ひを生ずる。 れるものなれば、なるべく人手をかけな ものである。また『不經濟な運搬』は第 の不統一、職能不明のもの」介在による たり矛盾したりしてゐる如きは命令系統 體的に活動せず、 意を要することである。『細胞組織活動に配置することは各方面の人々が最も注 の不徹底』これは全組織全機能が有機 ることも云ふまでもないが、適材を適所 注意』金なれば大切にするが物品とな と粗末にする、これは物品は金銭の變 やら不要の勢力を省くやらにせねば大 工程から仕上げまでには幾度か運搬さ あつちこつちで停滯し 『物に對する取扱

時間後、國家麼樣の後、會長海湖自住華 分會場に開新、海阜、整體の裝養裡に立 加密利光。楊駿宮殿下には中餐一時四中 全國三年の代表を一度で集めて歴史に虧 公會度に高松總蔵宮殿下の英雄を仰ぎ、 政東子牟長のと二十三日午後二時日七春

-- 88 ---

うと思はれる。 待』など、餘程頭を費してよい點であら 形といふ觀念に乏しいからである。材料 に仕事にかられないやうな『仕事の手 や器具の管理が不徹底のため始業と同時

注意を拂ふ必要があるであらう。 であり、そのためには右の條々に萬善の するためには無駄を廃止することが必要 之を要するに、工場經營上能率を増進

則

海 異 聞

◇米國囚人に日本語講座

州立刑務所では、今度附屬教 有課の新しい試みとして「日 本語講座」を設け、希望囚人 の為に日本語を教授すること になつたさらで、すでに二十 餘名の希望者が登録濟だとの ことだ。 アメリカは、カリフオルニ サンクエンテン市にある

をころで、その先生には人もあららに、偽造手形で服役中の瓜生某といふ日本人が當中の瓜生某といふ日本人が當中の瓜生を始め、白、黑、薄黒を毛色の變つた者ばかりといふのであるから、およそグロな話。しかもその目的とする

ところは、神國日本の優れた 根善導の一助たらしめると云 本の國際進出時代とは云へ、 これは喜ぶべきか悲しむべき か?

◇女囚 と化粧

ニューヨークの某大百貨店た。註文は郵便でよこした。 は、願とオレンギのタルカム・パウダー一箱、オックム・パウダー一箱、オックス・ブラッドの爪磨液一壜 これらは何れも高價な化粧 にながり、其デバートは早速 はなかり、其デバートは早速 はながり、其デバートは早速

もなければ女優でもない、驚 女因監獄である「NO・X・ 一○○○」にゐる女囚たちな のである。

の刑務所に出向き、女看守に女囚化粧談を求めると、ことでは女囚たちが化粧に費す金に貫ふ手當をつかつて化粧品を註文してゐるのです、環境のせいか彼女には特に濃厚なのせいか彼女には特に濃厚なのせいか彼女には特に濃厚なのせいか彼女には特に濃厚なが、エキゾティックな匂ひのする化粧品を好むやうです、環境を計算を対してゐるのです、環境を計算を対してゐるのです。 世界 に 夢中で 如何にもアメリカらしいことである。 イ製に夢中で

律制定の家族 0 「家族扶助怠慢罪」の働け、然らずんば投

の生活を保證してゐたのであ、失業者に對して月二十ドルの失業者に對して月二十ドルの

るが、例のN·R·A前長官ジョンソン氏がニューョークの 緊急救濟局長官に轉任するに 及んで、これまで救済金を する公共事業に働かせ、失業 者絶滅を計ると共に、寝て食 かくも二十ドルにありつける ないところから、今度新に、寝て食 が、一方亭主の記けさ加 をあるお内儀さんたちは大喜び、何 ので當局も力を得て「働け、 然らずんば投獄」の一手で目 然らずんば投獄」の一手で目 對戦中とのこと。

0 リンディ愛兒殺害犯

去る二月十三日フレミ ント

6

ンの地方裁判所で死刑の判決を受けたリンドバーグの愛見を受けたリンドバーグの愛見り死刑の宣告を受けた。同控り死刑の宣告を受けた。同控いがでは十三名の判事が意見でに電氣椅子にて死刑を執行でに電氣椅子にて死刑を執行されること」ならうと。

◆素敵な人氣、波蘭の ◆素敵な人氣、波蘭の ◆素敵な人氣、波蘭の やのユニフォームに銀ボタ をのユニフォームに銀ボタ では、一点に、最近青 に、最近青 を受けた後漸く単立つたものであるが、彼女等の任務は のであるが、彼女等の任務は を受けた後漸く単立つたものであるが、彼女等の任務は を受けた後漸く単立つたものであるが、彼女等の任務は

規律が課せられる、結婚は嚴禁、少くとも七年間獨身で居 性来ない、それだけに女警官 の待遇は却々に上等、男の警 で達を羨しがらせるに足るも てなし振りだとのこと。 なもの 殆ど軍隊と同様な 訓練は非常に嚴格

編入囚 0 I チオビ 7

12

をはかり五萬人の各種の囚人を解放して既成軍團に補充したが、エチオピアは死刑囚以下すべての囚人をして軍役に下すべての囚人をして軍役に下すべての囚人をして軍役に下すべての囚人をして軍役に下すべての囚人をして軍役には一つかしめる目的をもって解放では勇敢な反抗を試みるものと期待され、囚人中には過去と期待され、囚人中には過去において武勳をたてた勇士もにおいて武勳をたてた勇士も

人を解放して兵隊

♦ライ

一送ら料ヴつ一理

0) 0

鸚鵡が

エニゼロ

いつも大路で

P

またく、金庫破りの怪賊のため一萬ドルの現金を盗まれた、大いに驚いて、今後の泥は、大いに驚いて、今後の泥は泥棒の狙ふ金庫や貴重品は泥棒の担に大いて、名案を工夫した。それは泥棒の狙ふ金庫や貴重品を、夜間だけ十五頭のおそろと、夜間だけ十五頭のおそろとで配けないと、ライオンに園長ミレーンのはいってある。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。これならどんな泥棒である。とになった。 も拘らず、去る四月二十八日、 は今 嚴重な警戒中なの 々として盗難に見 12

麗舌の鸚鵡の犯罪

リシャのアテネ市のある

選

句

所

感

第水君の稽刈の句、何等の氣取りがなくさつばりとしてゐて、しかもよく實情に觸れてゐるところをとる。 程刈る頃はもう寒さに向つてゐる。その上に深田などであつたら、膝までも入つてしまうのであるから冷たい仕事である。たまく\は火でも焚いて暖をとらなければやりきれない。しかもは當然である。風雨の幾十日を田を守りつなけ、所謂功成り名を遂げ、今は用なき廢いて暖をとるには誂へむきである。何の一本足は危く傾いてゐるが、それでも弓だけは離さず持つてゐるところはまことに殊勝だが、取って、なるべく効果的にと工風するのであるが、用がなくなれば何の惜むところもないのであつて、無難作に燃してしまつたといふところに、此の句の淡々たる滋味が感じない。 寢 聲 稻刈 栗 寒 5 0) 募 每 0 3 < 田 \$ の後ろ 焚火 集月 ~ 别 p 遠 日 足 ば れ 鳴 住 刑 行 のの砂 明 案 む 續 子 丘 き る Ш to 子 慣 b ぼ to 夜 け L 秋 0 1= 紅 壇 稻 0) 日 0) 紅 2 17 1= 影子 用メ題 紙官科制 名古屋 金 製五隨葉日 書限意 漁彩曉 選 水學與主教衛山廣策 Fr.

今月は非常に澤山集つたが、それでゐて

をの表現において決して新しいものではない。だが田家の秋の一情景として捨てがたきものがある。稲のみのる頃からつき初める群雀は、全く油斷のならぬ奴で、僅かのひまに實を啄き落して、被害も馬鹿に出來な。そこで、これは門田に良いた鳴子であるから、年寄でも子供でも催さへ見れば鳴らしての句の面白いところである。鳴子の音に驚かされる。時子が良かれてがらくくと鳴つてゐる、群雀はそれに逃げる雀はあたりまへで、もう句としてみても何の興をも與へない。

理廊に菊の香りや明治節廻廊に菊の香りや明治節四頭に南の大山寺子や八十切まとに残る案山子となりにけりつつましき女暮しゃ等草つつましき女暮しゃ等草つつましき女暮しゃ等草の風にかがやく日和かな種こきの忙しき音や秋暮るる稲こきの忙しき音や秋暮るる稲こきの忙しき音や秋暮るる稲こきの忙しき音や秋暮るる稲こきの忙しき音や秋暮るる石と山空明けて渡り鳥の本枯や馬��りの看に咲く 裏多暮朝茸 下虫 の蜂れ寒狩 冷 戶 や果よて えて二百 9 を開く よてし 聲こも 野中の音や れば今 夜 日の として りけ 朝 0 しる 0) 草 白紅 寒さ 庭 かの稻漁の か鳴 カカカ 鳥りな草な下堂節 な上車夫山な く和ななな

市高名岐岐西甲岡青高大市签栃熊市三小大岡大巢古大公知屋阜阜門府山森知曲谷山木本谷重倉曲山曲鴨

他 円 明 數 玄 凸 夕 魚 一 鬼 庵 東 x 祐 栃 愛 亂 秋 素 刀 杏 吞 華

甫月峯水舟坊雨奏 灯茶紅 照村山風風川象城洋水

星丘君の紅葉の句は、印象的なところには、折からの夕日かげに輝き立つて限のさは、折からの夕日かげに輝き立つて限のされ、折からの夕日かけに輝き立つて限のされ、折からの夕日かけに輝き立つて限のされ、折からの夕日かけに輝き立つて限のされ、近、紅葉と配材としての廟堂との前に明るしり立つ夕べの紅葉だけなら廟堂の前に明るしり立つ夕べの紅葉だけなら廟堂の前に明るしり立つまり八面的の相關は失はれることには、紅葉と配材としての廟堂との有機的關係、つまり紅葉を顧堂の前に持つてくれば、紅葉と配材としての廟堂との有機的協い、たち表面的に名前を持つて来たよけである。此の句は幸に配材の廟堂を紅葉だけなら廟堂の前に明るしなるが、たち表面的に名前を持つて来たよけで、何の働きもない死物である。ところが、配材を死物としてゐる句が實は非常に多いのである。此の句は幸に配材の廟堂を紅葉だりが、たち表面的に名前を持つて来たよけで、何の働きもない死物である。ところが、で、何の働きもない死物である。ところが、で、何の働きもない死物である。ところが、の前に据るたので、それが實景でもあつたらうが、季題と配材とが有機的、丙面的に助き合つて、渾然たる一體となり、頗る鮮明な印象をもつ句となつた。

霧船古覺秋未靑秋柿皐眉華晃寸球豊綠干幸角春双 代 志

笛風山治波生塵郊月月風白水き蘇陽峯城月仙灯輪

___ 92 ___

訓 通

□刑務支所ニ在ル受刑者ノ假釋放具申ニ儲スル

行司洲法 昭和十年九月三日 元八七號

セザル ズ特 所有之候趣斯クテハ其ノ本然ノ目的ヲ沒却スルノミナラ ル感謝ノ極致ヲ冷却セシメ依テ假釋放ノ妙諦ヲ失フコト 必依命通牒相成り八月一日ヨリ實施中ノ處仄聞スルニ本年七月二十日行甲第九九二號ノ一ヲ以テ標記ノ件ニ 尚水上書案ヲ本所長ニ廻付シ内議ヲ經タル後具申スル カラズト思料候間爾今此點ニ付篤ト御考慮相成度候 ル可カラザル爲メ著シク遷延スルト共ニ最モ重要ナニ重點ヲ置ク可キ許可時期ノ如キハ一應本所ヲ經由

□未決拘禁者ノ不許可書信取扱ニ關スル件

行刑法省 行甲一、二〇四號/二

爲メ檢事局へ提出セシニ檢事局ョリハ送達簿ョ以テ其トハ思料候へ共今般未決拘禁者ノ發信出願ニ際シ檢閱 標記ノ件ニ付テハ常ニ遠算ナキ様御留意相成居り候コ

生ゼシムルト共ニー面拘禁上ノー大缺陷ト謂フヘク右ハ 書信ハ或種ノ聲明書トシテ新聞紙上ニ掲載公表セラルル 書信外或種ノ聲明書トシテ新聞紙上ニ掲載公表セラルル ル書信係モ亦其ノ許否ニ付何等ノ注意ヲモ爲サズ全部許 ノ許否欄 シ來リタルニ付宿直員ニ於テ送達簿ニ受領印ヲ押捺返付 々ニハ別段許否ヲ表示セズン他被告人ノ書 當直員及書信取扱者ノ不注意ニ基因スルハ勿論ナルモ檢 シ許否欄 成度候(以上) 事局ニ提出前刑務所ニ於テ豫メ檢分當時其ノ許否ニ付テ リト思料スルニ付之ニ鑑ミ書信取扱上一層細心ノ注意相 至リタルハ畢竟書信ニ關スル注意周到ヲ欠キタル結果ナ ハ大體推斷シ得ヘカリシ筈ナルニ斯カル失態ヲ演ズルニ 二留意セズ其ノ儘書信係二引機ギ之ヲ受取リタ 二本人ノ書信「不許可」ノ旨記入ノ上 信ト 一括返戾

---- 94 ----

□作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

行司法 局昭和十年九月七日

命及通牒置候處其後各所二於テ依然大量ノ軍需品ヲ引受昭和十年三月十三日行甲第三二四號ヲ以テ標記ノ件依 ケ之カ製作ノ爲反テ作業時間延長ノ必要ヲ生シ時間ト能

期間 ヲ明年三月末日迄延期相成度候 ノ關係ニ付猶繼續調查ノ必要有之候條時間短縮試練

□上訴申立後ノ未決拘留日數通算ニ關スル件 相成成績報告書ハ延長期間終了後提出相成度候 追テ延長期間ノ試行方法及調查事項ハ從前ノ通 御取計

行刑治 昭和十年九月十八日

標記ノ件ニ付別 紙甲號 ノ通問合有之乙號ノ通囘答致置

候條爲參考及通牒候

(別紙甲號)

發第三、四三二號

昭和十年八月三日

福岡刑務所長 長

Ш

始

118 剂

司法省刑事局長 岩 村 通 世殿

上訴申立後ノ未決拘留日數通算ニ關スル件問合

領詐欺ノ罪名ノ下 記未決勾留日數全部ヲ本刑ニ通算スヘキモノト解シ居り 候處昭和十年五月二十九日福岡區裁判所二於テ業務上横 ニ於テ荀クモ「控訴理由アリ」トナシタル場合へ標 事訴訟法第五百五十六條第一項第二號二據リ上訴判 二懲役一年六月(未決勾留二十日通算)

> 通算)ノ判決ヲ爲シタルニ對シ當該檢事ニ於テハ何等上上橫領詐欺ノ罪名ノ下ニ懲役一年六月(未決勾留二十日所ニ於テハ「控訴理由アリ」ト表示シ而シテ前審通リ業務 本及當該檢事囘答各寫相添候 號ノ所謂理由アリタルモノト爲スヘキニ非サルモノト思 響ヲ及シ居ラサルヲ以テ刑事訴訟法第五百五十六條第二 候條至急何分ノ御囘示相仰度別紙刑執行指揮書、 法律適用ノ點ノミニシテ該法律適用ハ何等判決主文ニ影 ル處檢事へ「本件控訴判決ト第一審判決ト相違セルハ只ノ執行ヲ指揮シ來レルヲ以テ其ノ旨當該檢事へ照會シタ 訴申立後ノ未決勾留日數ヲ本刑ニ通算スルコト 料スル」旨ノ囘答有之標記通算方ニ關シ聊カ疑義相生シ 地方裁判所ニ上訴シタルニ對シ同年六月二十七日同裁判 判決ヲ受ケタル當所收容者某カ同年同月三十 ーナク該刑 一日 判決謄

(添付書類省略)

(乙號)

刑司事法局省 刑事第一一、一一六號

昭和十年九月十 日

司法省刑事局長 司法省行刑局長

福岡刑務所長 長 山

客月三日附發第三、四三二號ヲ以テ御問合ニ係ル首題 訴申立後ノ未決勾留日數通算ニ關スル件回答

ノ件へ被告人ノ控訴理由アリト認ムルヲ相當ト思料致候答月三日外預算三 リニュー 口作業別食量表中細目追加ニ關スル件依命通牒

行刑法省 昭和十年九月三十日

目ニ左記ノ通追加相成候條御了知相成度此段依命及通牒 容者食量給與手續第二號表作業別食量表中耕耘ノ細

	問題	耕	業
	119 22 43	耘	名
	耕	· 探報	種
	耘		目
茶	には		細
撰			目
八		7	食
等	がいる。		量

刑務事故報告ニ關スル件

行刑法 昭和十年十月二日

照會往復ヲ爲スニ依リ漸ク事態ノ眞相ヲ判明スルコト屢標記報告ニ付テハ兎角不備ノ點多ク且ツ又敏速ヲ缺キ

勤務方法等 看守 看守部長 ノ巡警方法及配置人員、 看守長

四、本件ニ關スル所長(支所長)ノ訓授要旨 三、本件ヲ未然ニ防止スルコト能ハサリシ 事情

五、事故二鑑ミ改善シタル事項

六、判任待遇以下ノ懲戒程度ト各人ニ 對スル懲戒ノ重

t 接見及書信ノ內容並發受ノ狀況及個人教誨度 數

等

其他參考事項

添付書類

(二)(ハ)(ロ)(イ)九、 合房平面圖

居房平面圖及房內正面圖(自殺現場見取圖)

屍體檢案書

新聞記事アルト キハ其切拔

(共ノニ) 收容者逃走並逮捕ノ件

所度數、 逃走者ノ本籍、住所、罪名、 氏名、 生年月日 刑名、 犯數、

> 鵠ト迅速ヲ期セラレ度候 完璧ヲ期スル爲メ別紙ニ基キ報告相成リ一層事務 ニシテ斯 ||ヲ期スル爲メ別紙ニ基キ報告相成リ一層事務ノ正||ヲ生シ遺憾ニ存候條將來萬一事故發生ノ場合へ其 クテハ事務整理澁滯ノ素因トナリ為メニ種

様式ヲ指示スルコト至難ナルヲ以テ其ノ事態ニ應シ追テ刑務事故ハ其ノ原因內容等頗ル多岐多様ニ互リ 宜御取計相成り萬遠算ナキ様御配慮有之度申添候 適全

(其ノー) 收容者縊死ノ件報告

一、縊死者ノ本籍、 所度數、氏名、生年月日 住所、罪名、刑名、刑期、犯數、入

- 96 ----

三、刑ノ終期

四、縊死ノ場所(舍房其ノ他ニ於ケル收容者ノ數)

七、縊死ノ原因

三通節 スルコトナラ波研

八、發見ノ日時及發見ニ至ル狀況

九、發見後ノ處置(被告人ノ場合ハ檢事局へ通報等)

一〇、屍體ノ處置(重大犯人又ハ思想犯人等ノ如キ場合 ハ引取人及其感想、態度等)

本人入所以來ノ行狀及動靜(行刑累進所遇令適用

四三 刑ノ終期

逃走ノ場所 等ノ區別並ニ舍房、工場等ニ於ケル收容者ノ數) (位置距離及上層又ハ掃除、 外役其ノ他

Ħ, 逃走ノ日時及逃走發見ノ日時

六 件及其ノ所在、使用方法、共謀者ノ有無等) 逃走ノ方法(破壞又ハ踰越ノ用ニ供 シタル器具、

七 戒護方法及發見ルニ至レル狀況

儿、 逮捕ノ日時、 發見後ノ處置(臨檢追跡及關係官衙へ通知ノ有無) 場所及其ノ狀況

一〇、逃走中ノ犯罪

一一、逃走ノ動機原因

一二、本人入所以來ノ行狀及動靜(行刑累進處遇令適用

者へ其ブ級別等附記)

三、本件ヲ未然ニ防止スルコト能 ハサリシ事情

四、逃走當時ノ看守配置表ヲ添付シ 者ノ監督方法等詳記 巡警、巡视、 監督

本件ニ關スル所長(支所長)ノ訓授要旨

六、事故ニ鑑ミ改善シタル事項

判任待遇以下ノ懲戒程度ト各人ニ對スル懲戒ノ重

入

接見及書信ノ內容並發受ノ狀況

其他參考事 項

(本)(=)(ハ)(口)(イ)〇九八 刑務所配置圖及職員非常配置圖 任所、即名、明名、 超过高级组 / 件報告

構內又ハ構外逃走見取圖(距離ヲ明示ス ル =

1

東京

懲

戒 無り 事情

(行刑累

技手ノ診斷

逮捕地迄ノ見取圖

逃走ノ 用ニ供シタル器具、 物件

新聞記 事アルトキ ハ其ノ切拔

数、刑名、数、刑名、 刑名、 加害者ノ本籍、 收容者傷害事故ノ件報告 年月日 住所、罪名、 犯數、

二、刑ノ始期

四、傷害事故發生日時 三、刑ノ終期

人二

五、傷害ノ場所(含房、 工場其他收容者數)

傷害ノ原因、結果

傷害ノ方法

九八七六 故發生前後ノ狀況

二依レ 等ニ關シテ甚深ナル考慮ヲ拂フノ必要有之候爲メ念ノ爲方法等ニ關シテ指示致置候處尚其ノ實行方法及經理關係 タルコトヲ明ニ 4 5 1 内議ヲ經ラル、コトニ相定メ置キタル次第ニ有之候然 3 バ 祭壇設置 ガ受刑者 八後四、 シ其ノ方法トシテ祭壇ノ設置禮拜ノ機會 = ノ改俊ヲ促進セシム 對シテ多額 五ノ箇所ヨリ内議セラレタルト 經費ヲ ル 要シ之ヲ全國 最良ノ教 ם =

入所度 一三、被害者、加害者ノ入所以來ノ行狀及動靜(元、事故ニ鑑ミ改善シタル事) 一二、、事故ニ鑑ミ改善シタル事) 一方、判任待遇以下ノ、 監監令適用者ハ其級別等) 一方、判任待遇以下ノ、 (=)(ハ)(ロ)(イ)八七 共ノ他参考事項 事件發生現場!

兇器略圖

刑務所配置圖

見

取 圖

敬神崇祖ノ思念涵養ニ關スル件 新聞記事アルトキハ共ノ切拔 行司法局

ノ主意ニ主眼ヲ置キ之ヲ徹底セシムル様御努力相成祭壇メラレ候ニ付此ノ際敬神崇祖ノ念ヲ助長セントスル通牒後底的ニ之ガ實施ヲ爲シ得ルノ日ヲ俟ツヲ最モ妥當ト認 成樣致度候 金ヲ要請スルノ風ヲモ惹起シ易ク旁、將來全國統一シテ ズ他面之ガ實施ヲ促進センガ爲メニ外部ニ對シテ寄附 7甲第一、三四七號

7

西口龜之輔(大 願 福島支所長 長谷場圭介へ京 Щ 本 作 藏山 都 形 典獄補 有守長 延 友所長

看通等兼

同

松

本

茂(小倉支)

同

阪

看守長

看

守

(小倉支)

(甲府所長)

看守

元

計(岩國少)

保健技師

(神戶

澤

秀

島

田

IE.

鴻

典 支 新 長

島田鍬太郎(福島支)

保健技師

手健

夏

H

E

雄へ金 吉(岐 雄(小田原) 阜 澤 看守長 野 濱松支所長 看守長 同 岡崎重太郎へ長 緒 方政德(豐多摩) 原館一〇濱 菱林郎(豐多摩)

府中 技作月十日) 技作第一日) 東京田 田 雄八小

郎(名古屋) 更。 事刑 ヲ作 寒ニ關スル 田邊新太郎(小

奈良所長

同同

西和

田

岡

 \equiv 岩

郎(甲 雄(金

0

小田原少年

土肥直方〇三

0

大垣

平 治(神

京都所長

江

朝

睦(奈

良

99

		部		點	等役物	刑事	被疑	政	
	_		_		勞役場留置者	刑事被告人		刑 :	
縮米		X	男	見	政性	>	者	水	
	57,228	974	56,254	8	619	6,255	188	50,158	越員
5刑者現員中	8 11,078	238	4 10,840	8	821	3,394	1,665	5,190	八四
受刑者現員中=朝鮮人 数	8 10,834	8 268	0 10,566	3	826	3,702	1,452	4,851	田野
男 2,603人	57,472	944	56,528	13	614	5,947	401	50,497	現員
7含4	57,228	974	56,254	8	619	6,255	188	50,158	前月末日 現 在
	54,129	975	53,154	7	771	6,123	217	47,011	前年同月末日現在
スハ常局と理解医せらみの	244	A 30	274	5	٥ 5	△ 308	213	339	前月比較
付テハ常局ス指揮アルマデ延期相子強度セシュル議御努力組成祭練	3,343	△ 31	3,374	6	Δ 5 Δ 157	308 △ 176	184	3,486	納 前月比較 前年比較
					潜	1			

論 叢

中華民國男 70 露 西 亚 男 3

總

100

男

777

伊國株式法改正要

國民商法及手

松

波

港

Ξ

郎

森藤

忠英

夫吉

論說·資料 第三十三卷 第五號 月號 昭和十年十一月

國際裁判に於ける政治的紛爭の除外について…… 緊急命令論(二・完)…… 田大池田 烟西茂 田島 郎雄榮順

批評 と紹介

その現實的意味の考察

入江啓四郎氏著『支那邊疆と英露の角逐』…… 立 111 文

彦

發行

發賣

有 斐 閣

介

一半壹 年年分 郵 稅 稅 共 共 義 研究會記事 大近 中

田

淳

學 協 會 誌

第五十三卷 第十一號 十一月一日發行

英米法に於ける秘密の保護… 構成(三) 判例隱居法拾遺(四·完) ···· 末

パピ ルス」研究四題

帝國大學助教授京 原 田

墨

吉

安 穗 平 積 延 政 重 吉 遠 次

Ξ

(石井照久) 草野豹一郎著、 小野清一郎)――大隅健一郎著、企業合同法の研究刑事判例研究第一卷・瀧川幸辰著、最近の大審院 究

民事法判例研究錄(昭和一〇年度•六) 大學名譽教民事訴訟法判例批評(一五九)……東京帝 授國 加 E 治

小町谷操三一 戒能通孝 一石井照久 齊藤秀夫一 一我妻榮 山中康雄 - 想積重遠 末爽季

東京帝 大 法學協會發行

--- IOO ---

○「ツベルクリン」皮内反應追
の脳及體構の觀察(五ノー)
・ の脳及體構の觀察(五ノー)
・ の脳及體構の觀察(五ノー)
・ の形別の「トーテンマスク」其 〇朝 ○新血液型M N の家 試並に諸觀察(下) 血 液 行刑 裁の整 0 ◎獨逸和議法正文邦譯 ◎修繕義務不 鮮 裁判所の豫審の敏速と正確 種 法 及司法 第九卷 類 0) ● 講 債務 血液型 和 保護に於ける雑感(下)… 罪 時間関 の性質(一)… 支の 第六號 任 罪 履行の 曹 研 家族遺傳に就て・ + 學 將來(下)… 裁と後期辯察所護内 月號 抗辯に就て 板倉重 死其 學 昭 會 は土相 和十年十 無のは 定 海軍 用名性を り 和十 新 價金 機 陸謀本部 とに関する 醫醫醫醫醫 學學學學 士士士士士 刑務長 醫醫 4 醫 雜 无 請教講教講 醫少 月強行 學 學學 選鐵や 師授師授師月 錢 佐 1:1: 長崎 學道 佐員 か事 提 平高戒天吉 報 萩野國佐平 岩 石 中椎 大田高山平 白 誌 檢件審 JII 義 誌 言 井窪能野 多窪內松 村名 擧の判 本 井 森村房藤澤 橋 か上告裁判 島井喜 **管喜** 波 德 田 芳 三八通德 捷二武東 無 正四 勇 治順 嚴市 郎八 郎郎孝也久 浩 事 郎二 會法部 義治郎雄藏 定第昭 郎 十十十十 ○第八講 三年 の不新る臍期可しか帶間視い?の 檢視 3 人事消 俳和 句歌 民事十 原嘉道 理事會 評 法曹 卷 年部 史資料類纂二〇)… 六金 琐 五第月 依る自働 先生に捧 組織抄 五件 談(五) に指初 判 史精法 0 0 努六 雜就紋生 H 文 委員會 圓 V てを見 九 發 **参**十 沃度法により

悪出し固定するの

識別法(人體皮膚インク) 新 錢號行 法醫學講座 検査によっ 入會員報 刑事 帝 錢錢 料學的檢查… [1] 愛 京 帝戶 京 紙刑の経 雜報事社 八旨 苑 錄 行所 料 法 地 銀電座話 件 下犯罪以了推 記 發 行 定 金澤醫科大學法醫學教室內 金澤醫科大學法醫學教室內 企 澤醫科大學法醫學教室內 V 大商 控 方 省 裁 辩 教大 ~ 訴 交 __pq 细 事院事所 授京 政十三件 元刑事部長 て初生見殺 五八 **法醫學博** 醫學博士 醫學博士 五〇 齋 111 村 講 項消し 可 番番 H 但の 替 法物體に 書判 口描 師 1:1: П 座東京七一 チ の決控 添 松 座東京 意と訴民 の證明 古 永 草船 河播 Щ 山 柳 ス 省 0) 義假審事 野田 山長三 西磨 發 会対最判別の 紋つ 畑 新 常調 -をなし 豹 證い 崎 刑法譯文 Ŧi. 善 二字 清 禾 明可能 葉 種 のの研 六七〇番 太龍 久宣口究 二九〇番 三查 番所 得 基 郎村都 郎二 夫 一言頭會 吉郎課 太佐 吉 夫 郎城

於ては暫行

總 四

頁

九

四

判

定

金

のである。 頓着不正確に誤用される傾向多き、 本書は我國に於て邦人として始めて獨逸法講座を擔任し授講久しき斯學の權威三潴博 を百四十八類に分類整理して、 へ解説・設例等にも修正を施し且利用に便なる事項索引を附せらる。 は本書を座右に常備すれば研學上至大の便益を得ることゝ信ずる。 長年月間に蒐集せられたる獨逸法律類語中、 嘗て一年半に亙りて法學新報に連載されたるものに更に幾多の新類語を加 其の異同を一々出所實例を示しつゝ詳解せられたるも 主として私法に關係あるもの約二千語を選び、之 本邦人に誤解され易く、 蓋し獨法研究者

法 東學 譯全

季士 苍

輯 錄

於て死刑と聯鎖刑とを廢止したこと 所々に改正を加へて殊に刑罰の部に 活させられた。 に再びかの一八四〇年の舊刑法が復 は著目に値する。 共和 國が建設されると共 於ては一九三一年四 かし、その刑法は

あるが をつけて居ることは當然視するので 民國の監獄を訪れた人人は足に聯鎖 刑は無期と有期とに分れて居るがそ 之を科せられて居たのである。この □ スペインは原則としては死刑を だに此の刑が残つて居たのである。 ナと名付けるもので最も重罪の て居ると考へて居るスペインには未 公役に服することであった。中華 特徴は足に聯鎖をつけながらきつ スペインの略鎖刑とは所謂カデ 最も文化國の中間入りをし 者に

きである。 反對の思想に立つたことを注視すべ を進めると同時にナチス刑法と全く 止したスペイン刑法は人道的に一步居るが、とにかく死刑とカデナを廢

> 價 定

六

冊

稅

共

金

圓

Ti.

+

錢

-

册

(稅

共

金

_

+

Ŧī.

錢

表

+

-

冊

(稅

共

金

三

阅

料告廣

通等等

頁頁頁

金金金

三四五

++++

回回回

普

しかし、 □ 或學者が今日の自 因があるのではあるまい 分が前科と同じに裁量の資料とせら 自由裁量の固定化にも責任がある。 いはれる。しかし、それは裁判官の の存在によって行きつまって居ると れないことにも短期刑言渡の最大原 刑務所長會同がいよいよ開かれ 同時に數囘に亙る不起訴處 由刑は短期刑 か。

定

届明

け記 下の

されと、

し從

つて

to

規

文

轉御すれて御御

□五九番刑務的では司法省郵便局の

協用取 會せ扱

注

の處遇、戒具の改正、移送範圍の限 象點であることを看過すべきでは を是正せんとする刑務官の努力の 定は今日の刑事政策に於ける矛盾點

昭昭明 和和治十十二

年年十十二年

行人 伊 家一一月四日印刷納本一月四日印刷納本一月八日發 行 東京市麹町區西日比谷町一番地東京市麹町區西日比谷町一番地

昭和十年十月二十七日 あき羅

印

刷

行

東三三四四

五三〇八五二

九五番番

印

東京市葛飾區小菅町一二八四番地

東京市麴町區西日比谷町一番地所 刑務協會即

刷

部

平

(第三版) 總四 頁六 七版 一布 五裝 **送定** 料價 十金 四三 錢圓

民

法

汎く江湖に薦む。 又從來無 田 神 京 保神 番〇七三京東替振

48º Anuée Nº 11

November 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — Les théories du droit pénal et la conception du monde ("Weltanschauung").

Nakao, B. — De la fonction du magistrat dans l'exécution de la peine privative de liberté. (fin)

Inomata, K. — De la réforme de la détention préventive. (fin)

Mouvements des idées à l'étranger:

Donnedieu de Vabres, France remoulds her Criminal Law.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon) près le Ministère de la Justice